

## 第2章 フランス

## 第2章 フランス

|   |     |
|---|-----|
| 第2章 フランス .....                          | 95  |
| 1. 国家行政組織 .....                         | 95  |
| (1) 国家統治の概観 .....                       | 95  |
| (2) 国家行政組織の全体像 .....                    | 101 |
| (ア) 設置根拠 .....                          | 101 |
| (イ) 省庁 .....                            | 101 |
| (ウ) 各省庁の予算 .....                        | 102 |
| (3) 国家行政組織改革 .....                      | 106 |
| (ア) 国家行政組織改革の全体像 .....                  | 106 |
| (イ) 国家行政組織改革の具体例 .....                  | 109 |
| (4) スポーツ政策に係わる国家行政組織改革 .....            | 111 |
| (ア) 1990年以降のスポーツ政策に係わる国家行政組織改革一覧 .....  | 111 |
| (イ) 各改革の背景・目的・効果 .....                  | 114 |
| 2. スポーツ政策に係わる行政組織 .....                 | 117 |
| (1) スポーツ担当省 .....                       | 117 |
| (ア) 体制 .....                            | 117 |
| (イ) 権限の根拠 .....                         | 136 |
| (ウ) 財源 .....                            | 137 |
| (エ) 予算 .....                            | 138 |
| (オ) 統括団体等、スポーツ団体との関係 .....              | 142 |
| (2) スポーツに関する独立行政法人等 .....               | 147 |
| (ア) 国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院 (INSEP) .....   | 149 |
| (イ) スポーツ資源・専門技術・競技力向上センター (CREPS) ..... | 152 |
| (ウ) 全国リソース拠点 (PRN) .....                | 155 |
| (エ) 国立スポーツ博物館 (MNS) .....               | 156 |
| (オ) 国立スポーツ振興センター (CNDS) .....           | 159 |
| (カ) フランスオリンピック・スポーツ委員会 (CNOSF) .....    | 163 |
| (3) スポーツ担当省以外の省庁が所管する隣接分野 .....         | 166 |
| (ア) 障害者スポーツ .....                       | 166 |
| (イ) 学校体育 .....                          | 172 |
| (ウ) スポーツ施設・公園整備 .....                   | 175 |
| (エ) 高齢者の健康増進等国民の体力づくり .....             | 182 |
| (オ) スポーツ産業の振興 .....                     | 185 |
| 3. 参考文献 .....                           | 187 |

第2章 フランス<sup>1</sup>

## 1. 国家行政組織

## (1) 国家統治の概観

現在の第五共和政における統治制度では1958年9月の国民投票によって10月4日に発足した憲法<sup>2</sup>に基づき、議院内閣制(régime parlementaire)と大統領制(régime présidentiel)の二頭政治(gouvernement bicéphale)がとられている<sup>3</sup>。フランス政府において最も重要な制度は、大統領が議長を務め、首相以下の大臣が出席して毎週水曜日に開催される閣議である。フランスにおいて内閣と呼ぶ場合は、日本と同様に首相の名で「エロー内閣」などと表現されるが、フランスの執行権力の実態は閣議に象徴されるように、大統領をトップとした組織を指す。

## ●大統領の政府に関する権限

フランス共和国大統領(Président de la république)は、1962年の憲法改正以来、18歳以上の国民の直接選挙によって選出され、その任期は5年である。なお、連続して2期を超えて在任することはできない(憲法第6条)<sup>4</sup>。

2013年1月現在の大統領はフランソワ・オランド(François Hollande)が務める。オランドは2012年5月6日に選出された、フランス第五共和政第7人目の大統領である。

大統領の権限は憲法に規定され、次のとおりである。

- 大統領は首相を指名し任命する。大統領は国民議会の同意を求めることなく、首相を任命し、その辞表の提出を待って解任し得る(憲法第8条)。
- 首相の提案に基づいて閣僚の任免を行う(憲法第8条)。
- 閣議(Conseil des Ministres)を主宰する(憲法第9条)。
- 閣議で議決されたオルドナンス(ordonnances)<sup>5</sup>及びデクレ(décrets)<sup>6</sup>に署名する(憲法第13条)。
- 文官(civils)及び武官(militaires)を任命する(憲法第13条)。

文官・武官の任命権は、憲法及び「1958年11月28日付行政組織オルドナンス第58-1136号」に規定されている。重要な職については次のとおりである。

<sup>1</sup> 本章においてフランスの通貨を表す場合は、ユーロと表記する。参考までに、2012年における対円年平均為替レートは、1ユーロ=102.62円である。

算出根拠：OANDA, Average Exchange Rates (bid rate) <http://www.oanda.com/currency/average>

<sup>2</sup> Constitution du 4 octobre 1958

<sup>3</sup> フランスの国家統治制度は、1789年のフランス革命によって絶対王政が崩壊してから、第一共和政(1792年～1804年)、第一帝政/ナポレオン皇帝(1804年～1815年)、王政復古/ブルボン王朝(1815年～1830年)、七月王政/オルレアン朝/ルイ・フィリップ(1830年～1848年)、第二共和政(1848年～1852年)、第二帝政/ナポレオン三世(1852年～1870年)、第三共和政(1870年～1940年)、第二次大戦・ヴィシー政府(1940年～1944年)、第四共和政(1946年～1958年)及び第五共和政(1958年～)に区分される。

<sup>4</sup> 2000年9月24日の国民投票の承認によって任期が7年から5年に改正された。

<sup>5</sup> オルドナンスとは、政府が法律の領域に属する事項について国会の許可を得て行う行為をいう。オルドナンスを発する権限は、その期間及びその対象において制限され、国会によって承認されるまでは行政立法としての価値を有するが、承認された後は法律としての価値を取得する。(三省堂「フランス法律用語辞典」)

<sup>6</sup> デクレは政令とも訳され、共和国大統領又は首相によって署名された、一般的効力を有する又は個別的効力を有する執行的決定をいう。(三省堂「フランス法律用語辞典」)

## 第2章 フランス

- ①大統領が閣議の議を経て任命するもの<sup>7</sup>
- 国務院評定官 (conseillers d'Etat)
  - 会計院評定官 (conseillers maîtres à la Cour des comptes)
  - 大使 (ambassadeurs)
  - 大学区総長 (recteurs des académies)
  - 中央行政組織の局長 (directeurs des administrations centrales)、公施設、公企業、有力国有企業の経営者<sup>8</sup>
- ②大統領が提案に基づいて任命するもの<sup>9</sup>
- 国務院の評定官以外の者
  - 会計院の評定官以外の者
  - 国立行政学院 (ENA : Ecole nationale d'administration) 出身の文官・武官
  - エコール・ポリテクニク (Ecole polytechnique) 出身の文官・武官
  - 地域圏副長官等地方出先機関の管理職
- ③その他の文官・武官の任命権は、首相に委任される<sup>10</sup>。
- ④中央行政組織の下級職の任命は、大臣又は行政機関の責任者に委任される<sup>11</sup>。

なお、2008年7月23日にフランス共和国憲法の改正が行われた<sup>12</sup>。これは、①執行権、特に大統領権限の行使の改革、②議会権限の強化、③新たな諸権利の保障という3つの方向性から実施され、第五共和政の統治機構の在り方に大きな変更を加えるものであった。

大統領制の改革としては、①大統領の多選制限、②大統領の任命に関する国会の常任委員会による拒否権の創設、③大統領の非常事態権限行使に対する憲法院の審査の創設、④大統領の国会（両院合同会議）における声明の創設である。

また、国会改革としては、①国会の機能として政府の行為の監視、②公共政策の評価を明示、③国民議会 (assemblée nationale) 議員数、元老院 (sénat) 数の上限の設定、④国民議会における在外フランス人代表の導入、⑤国会議員が政府構成員（大臣等）に就いた場合における国会議員辞職後の復職の容認、⑥国会議会選挙の選挙区画定・両院の選挙で議席配分に関する独立委員会の創設であり、議会の権限を強化するものであった<sup>13</sup>。

とくに大統領任命権については、憲法第13条の改正により、大統領に対する国会の監視が強まり、権利と自由の確保あるいは社会経済活動において重要と判断される職位の任命については、国民議会と元老院のそれぞれの担当委員会が5分の3以上をもって否決した場合、大統領は任命を行うことができないことが規定された。

<sup>7</sup> 憲法第13条

<sup>8</sup> 大統領はおよそ150以上の中央行政組織の局長、公施設・公企業・有力国有企業経営者の任命権を有する。任命は閣議を経て行われる。

<sup>9</sup> 1958年11月28日付行政組織オールドナンス第58-1136号第2条

<sup>10</sup> 1958年11月28日付行政組織オールドナンス第58-1136号第3条

<sup>11</sup> 1958年11月28日付行政組織オールドナンス第58-1136号第4条

<sup>12</sup> 2008年7月23日付第五共和制の諸制度の近代化に関する憲法的法律第2008-724号 (Loi constitutionnelle n°2008-724 du 23 juillet 2008 de modernisation des institutions de la Ve République)

<sup>13</sup> 三輪和宏著「2008年7月23日のフランス共和国憲法改正」、外国の立法240 (2009.6)

●大統領府の組織と機能<sup>14</sup>

フランス大統領府は、官房(cabinet)、事務総局(secrétariat général)、特別参謀(état-major)の3つから構成されている。

官房組織は、官房長、官房次長、官房主任などから構成される。主要機能は大統領に対する政策情報の提供の他、国民の動向に関する各種情報の提供、大統領のスケジュール管理、大統領の身の安全及び大統領府内部の管理等であり、政策の策定・執行には関与しない。

事務総局は、事務総長、顧問(conseillers)、技術顧問(conseillers techniques)、担当補佐官(chargés de mission)から構成され、政府の重点政策、中央省庁の事務分掌等に対応した行政分野別の政策の策定を行っている。したがって、大統領事務総局の技術顧問や担当補佐官が政策内容や行政活動内容を掌握して外部に影響力を行使しており、フランス統治構造の特色である、実権を保有している大統領と議会に責任を負う首相、という執行権の双頭性が見られる。

特別参謀は、軍のトップとして大統領を補佐する。憲法第15条の規定により、大統領は軍の責任者として、国防最高会議(comités supérieurs de la Défense Nationale)などを主宰し、外国へのフランス軍の派遣や核兵器使用の決定権をもつ。

## ●議会制度

フランスの国会は、下院である国民議会(Assemblée nationale)<sup>15</sup>と上院である元老院(Sénat)<sup>16</sup>の2院から成る。国民議会は小選挙区2回投票制によって直接選出される577人の議員により構成され、議員の任期は5年である。直近の選挙は2012年6月に行われた。元老院は地方議会の議員等による間接選挙で選出される343名の議員で構成され、任期は6年で(2003年以前は9年)、2年ごとに半数が改選される。

国会の任務については、憲法第24条により、①法律を議決する、②政府の行為を監視する、③公共政策を評価する、と規定される。

なお、法律によって定められる規則や基本原理は次のとおりである(憲法第34条)。

## ①次に掲げる事項に関する規則

- 公民権及び公的自由の行使のため市民に認められる基本的保障、マスメディアの自由、多元主義及び独立、市民に対しその身体及び財産に関して国防のために課せられる義務
- 国籍、人の身分及び能力、夫婦財産制度(régimes matrimoniaux)、相続及び無償譲渡(libéralité)
- 重罪及び軽罪の決定ならびにそれらに適用される刑罰、刑事訴訟手続、大赦、新たな裁判制度の創設及び司法官の身分
- あらゆる性格の租税の基礎、率及び徴収方式、通貨発行制度
- 国会議員、地方議会及びフランス国外に居住するフランス人の代表機関の選挙制度ならびに地方公共団体議会の構成員に関する選挙による任務及び職務に就く要件
- 各種公施設の設定

<sup>14</sup> 大統領府ウェブサイト

<http://www.elysee.fr/president/la-presidence/les-institutions-de-la-cinquieme-republique/les-institutions-de-la-cinquieme-republique.9647.html>

<sup>15</sup> 国民議会ウェブサイト [www.assemblee-nationale.fr](http://www.assemblee-nationale.fr)

<sup>16</sup> 元老院ウェブサイト [www.senat.fr](http://www.senat.fr)

## 第2章 フランス

- 国の文官・武官に与えられる基本的保障
- 企業の国営化及び企業の所有権の公的部門から私的部門への移管
- ②次に掲げる事項に関する基本原理
- 国防の一般組織
- 地方公共団体の自治行政、権限及び財源
- 教育
- 環境の保全
- 所有制度、物権ならびに民事上及び商事上の債務
- 労働権、労働組合の権利及び社会保障
- ③組織法 (loi organique) に定める要件及び留保の下で、国の歳入及び歳出は財政法により定める。
- ④組織法に定める要件及び留保の下で、社会保障資金調達法 (lois de financement de la sécurité sociale) により、その財政均衡に関する一般的要件を定め、収入の予測を考慮し支出の目標を定める。
- ⑤国の行動の目標は計画化法 (lois de programmation) により定める。
- ⑥公共財政に関する複数年の方針は計画化法により定める。

### ●行政府・内閣

フランスの行政府は、直選公選の大統領、大統領デクレによって任命される首相 (premier ministre) 及び首相の提案に基づいて大統領デクレで任命される大臣等の他の構成員から成る。第五共和国憲法第 21 条において「首相は政府の活動を統率する」と規定される。首相は国会 (Parlement) に対して政府を代表して政治的責任を負って政府法案を国会に提出する。また、大統領に大臣の任免や臨時国会の開催等の提案、各大臣の所管事項の総括、デクレ制定権、国務指揮権、一部の文官・武官の任命権などを保有している。

フランスの首相官邸はマティニオン (Le Matignon) と呼ばれ、首相の管轄下には 50 以上の部局があり、その最上位にあるのが首相府である。首相府は、首相官房 (cabinet) と政府事務総局 (SGG : Secrétariat général du Gouvernement) から構成される。

首相官房は、施策決定及び意思決定の支援、政府提出法案の検討、首相の意思決定内容の伝達等の機能を担う。首相官房組織は、全体を指揮する官房長、主に経済問題を取扱う官房次長の下に、行政活動ごとに顧問や、技術顧問ならびに担当補佐官が配置される。首相官房では、省庁間会議が政府事務総局長主宰により開催され、会議には各省の幹部、大臣官房担当者、首相官房担当者が集まり具体的な政策づくりを進めている。

政府事務総局は、「1934 年 12 月 24 日付財務法」第 23 条<sup>17</sup>及び「1935 年 1 月 31 日デクレ」によって創設され、首相官房は首相の交代に伴いその陣容や布陣が一新するが、政府事務総局は変動しない常設組織として位置づけられている。

政府事務総局の主な機能は、次のとおりである<sup>18</sup>。

- 大統領、首相の命を受け、関係閣僚会議、大臣官房担当者会議を召集する。
- 大統領事務総局と協力して、閣議の準備を行うと同時に、議事録を作成する。
- 法律、デクレなどすべての公示事項を確認する。
- 政府提出法案の形式的な審査を行う。

フランスの内閣は、次の 5 者から構成されている。

<sup>17</sup> Loi du 24 décembre 1934 Budget général de 1935

<sup>18</sup> 首相府ウェブサイト

<http://www.gouvernement.fr/gouvernement/le-secretariat-general-du-gouvernement-5>

1. 首相 (Premier Ministre)
2. 国務大臣 (Ministre d'Etat)
3. 各省大臣 (Ministre)
4. 特別問題担当大臣 (Ministre délégué)
5. 特別問題担当閣外大臣 (Secrétaire d'Etat)

フランスの閣議 (Conseil des Ministres) は、憲法上規定されている最も重要な合議機関であり、大統領が主宰し、閣内大臣、政府報道官 (porte-parole du Gouvernement)、政府の事務総局長、大統領府事務総局長によって構成されている。なお、特別問題担当閣外大臣は、閣議に関係案件が提出された時だけ出席が認められている。

2013年2月現在のジャン＝マルク・エロー第2次改造内閣の構成は、「2012年6月24日付内閣組成に関するデクレ」<sup>19</sup>により、次のとおりである。

図表-2-1 第2次エロー内閣の構成員

| 職名  | 氏名                                      |
|---|---|
| Premier ministre<br>首相  | Jean-Marc Ayrault<br>ジャン＝マルク・エロー        |
| Ministre délégué auprès du Premier ministre, chargé des relations avec le Parlement<br>首相府付国会関係担当大臣   | Alain Vidalies<br>アラン・ヴィダリス             |
| Ministre des affaires étrangères<br>外務大臣  | Laurent Fabius<br>ローラン・ファビウス            |
| Ministre délégué auprès du ministre des affaires étrangères, chargé des affaires européennes<br>外務大臣付 ヨーロッパ問題大臣   | Bernard Cazeneuve<br>ベルナル・カズヌーヴ         |
| Ministre délégué auprès du ministre des affaires étrangères, chargé du développement<br>外務大臣付 開発担当大臣  | Pascal Canfin<br>パスカル・カンファン             |
| Ministre délégué auprès du ministre des affaires étrangères, chargée de la francophonie<br>外務大臣付 フランコフォニー担当大臣   | Yamina Benguigui<br>ヤナミ・ベンギギ            |
| Ministre déléguée auprès du ministre des affaires étrangères, chargée des français de l'étranger<br>外務大臣付 在外フランス人担当大臣                                       | Hélène Conway-Mouret<br>エレーヌ・コンウェイ＝ムーレ  |
| Ministre de l'éducation nationale<br>国民教育大臣   | Vincent Peillon<br>ヴァンサンペイヨン            |
| Ministre déléguée auprès du ministre de l'éducation nationale, chargée de la réussite éducative<br>国民教育大臣付 教育成功担当大臣   | George Pau-Langevin<br>ジョルジュ・ポー＝ランジュヴァン |
| Garde des sceaux, ministre de la justice<br>国璽尚書、司法大臣   | Christiane Taubira<br>クリスティーヌ・ドピラ       |
| Ministre de l'économie et des finances<br>経済財務大臣  | Pierre Moscovici<br>ピエール・モスコヴィツィ        |
| Ministre délégué auprès du ministre de l'économie et des finances, chargé du budget<br>経済財務大臣付 予算担当大臣   | Jérôme Cahuzac<br>ジェローム・カユザック           |
| Ministre délégué auprès du ministre de l'économie et des finances, chargé de l'économie sociale et solidaire et de la consommation<br>経済財務大臣付 社会的連帯経済消費担当大臣 | Benoît Hamon<br>ブノワ・アモン                 |
| Ministre des affaires sociales et de la santé<br>厚生大臣   | Marisol Touraine<br>マリソル・トゥーレーヌ         |
| Ministre déléguée auprès de la ministre des affaires sociales et de la santé, chargée des personnes âgées et de l'autonomie<br>厚生大臣付 高齢者自立担当大臣              | Michèle Delaunay<br>ミシェル・ロドネ            |
| Ministre déléguée auprès de la ministre des affaires sociales et de la santé, chargée de la famille<br>厚生大臣付 家族担当大臣   | Dominique Bertinotti<br>ドミニック・ベルティノティ   |

<sup>19</sup> Décret du 21 juin 2012 relatif à la composition du Gouvernement

## 第2章 フランス

| 職名   | 氏名  |
|--|---|
| Ministre déléguée auprès de la ministre des affaires sociales et de la santé, chargée des personnes handicapées et de la lutte contre l'exclusion<br>厚生大臣付 障害者疎外防止対策担当大臣   | Marie-Arlette Carlotti<br>マリー=アルレット・カルロティ |
| Ministre de l'égalité des territoires et du logement<br>地域間平等住宅大臣  | Cécile Duflot<br>セシル・デュフロ                 |
| Ministre délégué auprès de la ministre de l'égalité des territoires et du logement, chargé de la ville<br>地域間平等住宅大臣付 都市担当大臣  | François Lamy<br>フランソワ・ラミ                 |
| Ministre de l'intérieur<br>内務大臣  | Manuel Valls<br>マニュエル・ヴァルス                |
| Ministre du commerce extérieur<br>貿易大臣   | Nicole Bricq<br>ニコル・ブリック                  |
| Ministre du redressement productif<br>生産力再建大臣  | Arnaud Montebourg<br>アルノー・モントプール          |
| Ministre déléguée auprès du ministre du redressement productif, chargée des petites et moyennes entreprises, de l'innovation et de l'économie numérique<br>生産力再建大臣付 中小企業イノベーションデジタル経済担当大臣                        | Fleur Pellerin<br>フルール・ペルラン               |
| Ministre de l'écologie, du développement durable et de l'énergie<br>環境持続可能開発エネルギー大臣  | Delphine Batho<br>デルフィーヌ・バト               |
| Ministre délégué auprès de la ministre de l'écologie, du développement durable et de l'énergie, chargé des transports, de la mer et de la pêche<br>環境持続可能開発エネルギー大臣付 運輸海洋漁業担当大臣                                   | Frédéric Cuvillier<br>フレデリック・キュヴィエ        |
| Ministre du travail, de l'emploi, de la formation professionnelle et du dialogue social<br>労働雇用職業教育労使対話大臣  | Michel Sapin<br>ミシェル・サパン                  |
| Ministre délégué auprès du ministre du travail, de l'emploi, de la formation professionnelle et du dialogue social, chargé de la formation professionnelle et de l'apprentissage<br>労働雇用職業教育労使対話大臣付 職業教育職業訓練担当大臣 | Thierry Repentin<br>ティエリ・ルパンタン            |
| Ministre de la défense<br>国防大臣   | Jean-Yves Le Drian<br>ジャン=イヴルドリアン         |
| Ministre délégué auprès du ministre de la défense, chargé des anciens combattants<br>国防大臣付 退役軍人担当大臣  | Kader Arif<br>カデル・アリフ                     |
| Ministre de la culture et de la communication<br>文化通信大臣  | Aurélie Filippetti<br>オレリー・フィリパティ         |
| Ministre de l'enseignement supérieur et de la recherche<br>高等教育研究大臣  | Geneviève Fioraso<br>ジュヌヴィエーヴ・フィオラソ       |
| Ministre des droits des femmes, porte-parole du Gouvernement<br>女性権利大臣、政府報道官   | Najat Vallaud-Belkacem<br>ナジャト・ヴァロー=ベルカセム |
| Ministre de l'agriculture, de l'agroalimentaire et de la forêt<br>農業農産加工業林業大臣  | Stéphane Le Foll<br>ステファヌ・ルフォル            |
| Ministre délégué auprès du ministre de l'agriculture, de l'agroalimentaire et de la forêt, chargé de l'agroalimentaire<br>農業農産加工業林業大臣付 農産加工業担当大臣   | Guillaume Garot<br>ギヨーム・ガロ                |
| Ministre de la réforme de l'Etat, de la décentralisation et de la fonction publique<br>国家改革地方分権公務員大臣   | Marylise Lebranchu<br>マリリーズ・ルブランシュ        |
| Ministre déléguée auprès de la ministre de la réforme de l'Etat, de la décentralisation et de la fonction publique, chargée de la décentralisation<br>国家改革地方分権公務員大臣付 地方分権担当大臣                                    | Anne-Marie Escoffier<br>アンヌ=マリー・エスコフィエ    |
| Ministre des outre-mer<br>海外県海外領土大臣  | Victorin Lurel<br>ヴィクトラン・リュレル             |
| Ministre de l'artisanat, du commerce et du tourisme<br>手工業商業観光大臣   | Sylvia Pinel<br>シルヴィア・ピネル                 |
| Ministre des sports, de la jeunesse, de l'éducation populaire et de la vie associative<br>スポーツ青少年社会教育市民活動大臣  | Valérie Fourneyron<br>ヴァレリー・フルネロン         |

## (2) 国家行政組織の全体像

## (ア) 設置根拠

フランスにおける行政組織の決定は、議会の議決を要する法律事項ではなく、大統領が閣僚の数、名称、職務、指揮下の諸部局などをデクレで定めることができる。また、局以下の組織はアレテ<sup>20</sup>によって定められる。つまり、中央各省庁の設置及び改廃は議会の審議を必要とせず、行政権限で可能なため、内閣の交代と共に大きく変動する。新内閣の発足と同時に、掲げる政策や公約を実行していくための新しい組織編成が行われ、大臣担当組織が再編される。それは、フランスにおいて行政組織の単位は内閣ごとに変動する省庁ではなく、省庁に下に置かれた局（direction）に基礎をおいて動いているからである。局以下の組織編成は、省令により定められる。局は官房長によって監督調整され、局の下には準局（sous-direction）、室（bureau）が配置される。

## (イ) 省庁

フランスの中央行政組織は、大統領府、首相府及び 20 の省より編成されている。

なお、フランス政府は行政機構図を公表していない。

図表-2-2 フランスの省（2013年3月）

| 省名（日本語）           | （原語）   |
|-------------------|--|
| 共和国大統領府           | Président de la République   |
| 首相府               | Premier ministre   |
| 外務省               | Ministère des Affaires étrangères  |
| 社会問題健康省           | Ministère des Affaires sociales et de la Santé   |
| 農業農産加工業林業省        | Ministère de l'Agriculture, de l'Agroalimentaire et de la Forêt                          |
| 手工業商業観光省          | Ministère de l'Artisanat, du Commerce et du Tourisme                                     |
| 文化通信省             | Ministère de la Culture et de la Communication   |
| 貿易省               | Ministère de la Commerce extérieur   |
| 防衛省               | Ministère de la Défense  |
| 女性権利省             | Ministère des Droits des femmes  |
| エコロジー持続可能開発エネルギー省 | Ministère de l'Ecologie, du Développement durable et de l'Energie                        |
| 経済財務省             | Ministère de l'Economie et des Finances  |
| 国民教育省             | Ministère de l'Education nationale   |
| 地域間平等住宅省          | Ministère de l'Egalité des territoires et du Logement                                    |
| 高等教育研究省           | Ministère de l'Enseignement supérieur et de la recherche                                 |
| 内務省               | Ministère de l'Intérieur   |
| 法務省               | Ministère de la Justice  |
| 海外県海外領土省          | Ministère des Outre-mer  |
| 生産力再建省            | Ministère du Redressement productif  |
| 国家改革地方分権公務員省      | Ministère de la Réforme de l'Etat, de la Décentralisation et de la Fonction publique     |
| スポーツ青少年社会教育市民活動省  | Ministère des Sports, de la Jeunesse, de l'Education populaire et de la Vie associative  |
| 労働雇用職業教育労使対話省     | Ministère du Travail, de l'Emploi, de la Formation professionnelle et du Dialogue social |

<sup>20</sup> 1人または複数的大臣（大臣アレテ、共同大臣アレテ）、又は他の行政庁（県知事アレテ、市町村長アレテなど）が発する一般的又は個別的な効力範囲をもつ執行的決定をいう。（三省堂「フランス法律用語辞典」）

## 第2章 フランス

### (ウ) 各省庁の予算

1958年10月4日付の現行憲法第34条第5項に「予算法 (lois e finances) は、組織法に定める要件及び留保の下で、国の歳入と歳出を定める」というように、財政規定の一般原則が憲法に示されている。したがって、フランスでは予算・決算は法律の形式で議決される。そのための法律として予算法 (loi de finances) があり、その下に年次予算法 (loi de finances de l'année) と決算法 (loi de règlement) がある。予算は、2001年に制定された予算組織法 (LOLF : Loi organique relative aux lois des finances) によって、省庁などの組織別・項目別の編成ではなくミッション (missions)、プログラム (programmes)、アクション (actions) という政策目的別の予算体系に基づくプログラムごとに定められている。

プログラムとは、特定の省に関連し、詳細な目標と関連づけられた一つの活動ないし活動全体を実施するための歳出をグループ化したものである。このプログラムはミッションごとにグループ化される。ミッションとは、特定の公共政策に資するプログラム全体を包含する。ミッションは国会での議決の単位であり、プログラムは予算特定の単位である。

プログラムは必ずしも行政組織の単位とは一致しないが、省ごとに区切られる。なお、アクションはプログラムを具体化する単位であり、単一の省に帰属し、公益上の目的及び目標・成果によって確定されるが、歳出予算の配分額である支出許容費 (crédits) の金額は参考数値に留まる<sup>21</sup>。2011年～2013年度における省庁別予算は、次のとおりである<sup>22</sup>。

図表-2-3 ミッション別予算 (単位：百万ユーロ)

| ミッション   | 担当省           | 2010年 <sup>23</sup> | 2011年 <sup>24</sup> | 2012年 <sup>25</sup> | 2013年 <sup>26</sup> |
|---|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 国家の対外活動<br>Action extérieure de l'Etat  | 外務省           | 2,654               | 2,962               | 2,901               | 2,963               |
| 国家の一般・地域行政<br>Administration générale et territoriale de l'Etat                 | 内務省           | 2,598               | 2,570               | 2,723               | 2,518               |
| 農業・漁業・食糧・林業・農村事業<br>Agriculture, pêche, alimentation, forêt et affaires rurales | 農業担当省         | 3,652               | 3,583               | 3,739               | 3,310               |
| 政府開発援助<br>Aide publique au développement  | 経済省、外務省、移民担当省 | 3,055               | 4,575               | 2,758               | 2,429               |
| 退役軍人・軍歴・国家との関係<br>Anciens combattants, mémoire et liens avec la Nation          | 防衛省、首相        | 3,425               | 3,313               | 3,160               | 3,062               |

<sup>21</sup> 新日本監査法人「フランスの公会計・予算改革と会計検査院の役割に関する調査研究」平成20年2月

<sup>22</sup> フランスは暦年を政府会計年度としている。

<sup>23</sup> 2009年12月30日付デクレ第2009-1745号

Décret n°2009-1745 du 30 décembre 2009 portant répartition des crédits et découverts autorisés par la loi n°2009-1673 du 30 décembre 2009 de finances pour 2010

<sup>24</sup> 2010年12月30日付デクレ第2010-1745号

Décret n°2010-1745 du 30 décembre 2010 portant répartition des crédits et découverts autorisés par la loi n°2010-1657 du 29 décembre 2010 de finances pour 2011

<sup>25</sup> 2011年12月28日付デクレ第2011-2003号

Décret n°2011-2003 du 28 décembre 2011 portant répartition des crédits et découverts autorisés par la loi n°2011-1977 du 28 décembre 2011 de finances pour 2012

<sup>26</sup> 2012年12月29日付デクレ第2012-1553号

Décret n°2012-1553 du 29 décembre 2012 portant répartition des crédits et découverts autorisés par la loi n°2012-1509 du 29 décembre 2012 de finances pour 2013

## 第2章 フランス

| ミッション  | 担当省                          | 2010年 <sup>23</sup> | 2011年 <sup>24</sup> | 2012年 <sup>25</sup> | 2013年 <sup>26</sup> |
|--|------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 国家の諮問機関・管理<br>Conseil et contrôle de l'Etat                            | 首相                           | 590                 | 616                 | 595                 | 654                 |
| 文化<br>Culture  | 文化通信省                        | 2,882               | 2,717               | 2,598               | 2,595               |
| 防衛<br>Défense  | 防衛省                          | 39,257              | 41,973              | 39,962              | 38,605              |
| 政府活動管理<br>Direction de l'action du gouvernement                        | 首相                           | 557                 | 1,525               | 1,094               | 1,253               |
| エコロジー・持続可能開発整備<br>Ecologie, développement et aménagement durables      | 運輸整備担当省                      | 10,320              | 10,017              | 9,649               | 8,360               |
| 経済<br>Economie   | 経済省                          | 1,953               | 2,058               | 1,976               | 1,797               |
| 国家の財政支出行為<br>Engagements financiers de l'Etat                          | 経済省                          | 44,156              | 46,926              | 49,921              | 49,626              |
| 学校教育<br>Enseignement scolaire  | 国民教育省、農業担当省                  | 60,864              | 61,905              | 62,223              | 64,073              |
| 公共財政・人材管理<br>Gestion des finances publiques et des ressources humaines | 予算、公務員担当省                    | 11,553              | 11,722              | 11,555              | 11,681              |
| 移民・難民・統合<br>Immigration, asile et intégration                          | 移民担当省                        | 564                 | 564                 | 632                 | 662                 |
| 司法<br>Justice  | 法務省                          | 7,366               | 8,957               | 9,760               | 7,335               |
| メディア<br>Médias   | 文化通信省、首相                     | 1,141               | 1,451               | 1,248               | 1,208               |
| 海外県・海外領土<br>Outre-mer  | 海外県・領土担当省                    | 2,168               | 2,156               | 2,119               | 2,188               |
| 経済再建計画<br>Plan de relancement de l'économie                            | 首相                           | 2,340               | -                   | -                   | -                   |
| 国土政策<br>Politique des territoires                                      | 首相、整備担当省                     | 382                 | 350                 | 330                 | 262                 |
| 公権力<br>Pouvoirs publics  | 予算担当省                        | 1,017               | 1,018               | 997                 | 991                 |
| 引当金<br>Provisions  | 予算担当省                        | 73                  | 34                  | 333                 | 334                 |
| 研究・高等教育<br>Recherche et enseignement supérieur                         | 高等教育研究、エネルギー担当、防衛、文化通信、農業担当省 | 25,358              | 25,359              | 25,758              | 25,943              |
| 社会年金制度<br>Régimes sociaux et de retraite                               | 運輸、予算担当省                     | 5,727               | 6,028               | 6,619               | 6,543               |
| 地方公共団体との関係<br>Relations avec les collectivités territoriales           | 内務省                          | 2,675               | 2,685               | 2,720               | 2,749               |
| 返済・減税<br>Remboursements et dégrèvements                                | 予算担当省                        | 94,208              | 82,153              | 85,438              | 96,163              |
| 健康<br>Santé  | 厚生省                          | 1,178               | 1,222               | 1,376               | 1,288               |
| 安全保障<br>Sécurité   | 内務省                          | 16,631              | 16,804              | 17,153              | 17,621              |
| 市民安全<br>Sécurité civile  | 内務省                          | 449                 | 460                 | 409                 | 408                 |
| 連帯・統合・機会均等<br>Solidarité, insertion et égalité des chances             | 首相、連帯・社会統合担当省                | 12,271              | 12,372              | 12,727              | 13,401              |
| スポーツ・青少年・市民生活<br>Sport, jeunesse et vie associative                    | スポーツ・青少年・市民生活担当省             | 834                 | 419                 | 482                 | 463                 |
| 労働・雇用<br>Travail et emploi   | 労働省                          | 11,350              | 12,350              | 10,071              | 12,443              |
| 都市・住宅<br>Villes et logement  | 運輸整備担当省、労働省                  | 7,699               | 7,672               | 7,720               | -                   |
| 地域間均衡・住宅・都市<br>Egalité des territoires ; logement et ville             | 住宅都市担当省                      | -                   | -                   | -                   | 8,063               |
| 合計   |                              | 380,947             | 378,516             | 380,746             | 391,037             |

(注) 担当省の正式名称は年度によって異なる。

## 第2章 フランス

### (オ) 公務員の種類と定員

#### ● 公務員の定義

フランスには、国家公務員（fonction publique d'Etat）、病院公務員（fonction publique hospitalière）<sup>27</sup>、地方公務員（fonction publique territoriale）の3種類の公務員制度がある。これらの公務員制度は、3者共通の公務員の権利及び義務を定めた1983年7月13日付法律第83-634号<sup>28</sup>に基づく。

2010年12月31日時点の行政的公施設法人を除いた国家公務員は188万7,711人、地方公務員は137万7,163人、公立病院公務員は111万469人である。地方公務員より国家公務員が多く、国家公務員の中では、教員、軍人が大きな比重を占めている。

フランスの国家公務員は正規職員（titulaires）、非正規職員（non-titulaires）、国家労働職員（ouvriers d'Etat）、軍人（militaires）に区別される。このうち正規職員は141万7,311人で全体の75%を占める。

また、国家公務員は職務の性質及び職員に要求される学歴に応じてA、B及びCの3つのカテゴリーに分類される。大学等高等教育修了資格保持者のカテゴリーAが63.7%、中等教育修了資格バカロレア保持者のカテゴリーBが19.7%、それ以下のカテゴリーが16.6%となっている<sup>29</sup>。

図表一2-4 省庁別公務員数推移（単位：人）<sup>30</sup>

| 省庁名（注）                  | 2000      | 2002      | 2004      | 2005      | 2006      | 2007      | 2008      | 2009      | 2010      |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 外務省                     | 3,984     | 4,254     | 4,470     | 4,088     | 4,012     | 3,634     | 3,728     | 3,699     | 3,644     |
| 農業漁業                    | 39,432    | 38,824    | 37,388    | 36,603    | 34,410    | 33,515    | 32,137    | 30,789    | 31,213    |
| 経済財務省                   | 196,757   | 195,046   | 190,407   | 189,640   | 182,709   | 177,330   | 173,214   | 165,893   | 161,837   |
| 文化通信省                   | 14,630    | 14,765    | 13,854    | 13,801    | 14,079    | 12,150    | 11,629    | 11,539    | 11,386    |
| 防衛省                     | 401,464   | 405,123   | 428,048   | 423,745   | 420,056   | 415,634   | 402,348   | 299,244   | 292,651   |
| エコロジー持続可能<br>開発整備省      | 114,242   | 114,555   | 114,114   | 113,142   | 110,987   | 106,049   | 83,248    | 78,522    | 74,723    |
| 教育省                     | 1,164,163 | 1,210,357 | 1,189,388 | 1,178,663 | 1,148,288 | 1,086,243 | 1,042,748 | 990,476   | 916,909   |
| 移民統合国家アイデンティ<br>ティ共司開閉省 | -         | -         | -         | -         | -         | -         | 622       | 615       | 600       |
| 内務地方公共団体省               | 178,675   | 201,368   | 201,997   | 201,481   | 200,361   | 201,375   | 199,437   | 293,057   | 284,915   |
| 法務省                     | 60,034    | 68,304    | 72,302    | 74,185    | 73,825    | 74,477    | 75,869    | 74,929    | 75,535    |
| 首相府機関                   | 2,971     | 3,477     | 3,512     | 3,249     | 8,570     | 8,654     | 8,921     | 9,100     | 9,910     |
| 社会関連省                   | 36,252    | 36,285    | 36,914    | 36,129    | 35,921    | 34,898    | 33,872    | 32,962    | 24,388    |
| 合計                      | 2,238,604 | 2,292,359 | 2,291,395 | 2,274,708 | 2,233,219 | 2,154,250 | 2,067,771 | 1,990,825 | 1,887,711 |

（注）担当省の正式名称は年度によって異なる。経済・財務省は予算、公会計、公務員、国家改革、経済、産業、雇用担当省を含む。教育省は国民教育高等教育研究省を含む。社会関連省は健康、スポーツ、労働、社会関係、家族、連帯、都市担当省を含む。省庁の管轄下に置かれた行政的公施設法人の職員は含まない。

<sup>27</sup> 病院公務員とは、公立病院、公立養護収容施設、公立老人ホーム、公立児童福祉施設、公立障害者福祉施設、公立収容型社会復帰センター等の公施設法人の階層上の等級に正式に任用された者であり、医師、生物学者、薬剤師、歯科医には適用されない。

<sup>28</sup> Loi n°83-634 du 13 juillet 1983 portant droits et obligations des fonctionnaires

<sup>29</sup> 「公務員実態報告（Rapport annuel sur l'état de la fonction publique）」、国家改革地方分権化公務員省、2012年、p90～、国家改革地方分権化公務員省ウェブサイト：  
<http://www.fonction-publique.gouv.fr/publications/rapport-annuel-0>

<sup>30</sup> 2013年度予算法案 « Rapport sur l'Etat de la fonction publique et les rémunérations 2013 » p.88

## ●雇用上限（定員）

フランスの国家予算は 2001 年に制定された予算組織法（LOLF）によって、省庁などの組織別・項目別の編成ではなくミッション（missions）、プログラム（programmes）、アクション（actions）という政策目的別の予算体系に基づくプログラムごとに定められ、人件費の配分についてもプログラムごとに行われるのが原則である。

ただし、予算組織法第7条 III の規定により、人件費の統制においては省ごとに雇用上限（plafonds d'emploi）が課せられている。同一の公務員が複数のプログラムに帰属することはできないが、雇用上限（定員）の範囲内であれば、各部局は公務員と非公務員を問わず自由に雇用する職員を選べる。なお、人件費を同一のプログラムの他の費用に流用することは可能であるが、他の費用を人件費に流用することはできない。一方、予算組織法第 51 条第 5 項 e の規定により、各部局は将来の人件費管理について責任を負うことになり、国会に対しても将来の雇用予測を予算法律の添付書類の中で示す必要がある。そこで、予算組織法第 54 条 c において、雇用枠許可（autorisations d'emplois）の管理について、実人員の配分、関連コスト、雇用数の変動ならびに施策に関連するコストを詳述しなければならないと規定される。雇用枠許可は予算の枠配分であるとともに人員の枠配分でもある。

雇用枠許可の省別の雇用上限の策定にあたり、年間労働時間 1,600 時間以上の正規職員に換算する ETPT（Equivalent temps plein travaillé）という単位が用いられる。フルタイム職員は 1ETPT、年間労働時間の 80% のパートタイム職員は 0.8ETPT、年間労働時間の 80% で労働期間が半年の場合は 0.4ETPT となる。

2011 年、2012 年の雇用枠許可の省別雇用上限は次のとおりである。

図表-2-5 2011 年～2012 年 担当省別雇用枠許可の上限（単位：人）<sup>31</sup>

| 担当省                     | 2011 年 (ETPT) | 2012 年 (ETPT) |
|-------------------------|---------------|---------------|
| 外務、欧州問題担当省              | 15,402        | 15,024        |
| 農業、食糧、漁業、農村、国土整備担当省     | 32,420        | 31,789        |
| 予算、公会計、公務員、国家改革担当省      | 142,466       | 139,495       |
| 文化通信省                   | 11,124        | 10,995        |
| 防衛、退役軍人担当省              | 301,341       | 293,198       |
| エコロジー、持続可能開発、運輸、住宅担当省   | 61,885        | 59,566        |
| 経済、財務、産業担当省             | 14,344        | 14,005        |
| 国民教育、青少年、市民生活担当省        | 968,184       | 953,353       |
| 高等教育研究省                 | 24,485        | 17,298        |
| 内務、海外県海外領土、地方公共団体、移民担当省 | 283,164       | 280,474       |
| 司法、自由担当省                | 76,025        | 76,887        |
| 首相府機関                   | 9,109         | 9,239         |
| 労働、雇用、健康担当省             | 22,394        | 21,182        |
| 合計                      | 1,962,343     | 1,922,505     |

<sup>31</sup> 国家改革地方分権化公務員省(2012)公務員実態報告 (Rapport annuel sur l'état de la fonction publique) p.309

## 第2章 フランス

### (3) 国家行政組織改革

#### (ア) 国家行政組織改革の全体像

フランスの行政システムは長い歴史を持ち、国家の土台として合法性を強く確立してきたが、特に1958年の第五共和政へと移行して以来、多くの改革が行われたきた。第五共和政下の改革は、1968年の予算選択合理化（RCB：Rationalisation des choix budgétaires）から、第1次（1982年）、第2次（2003年）の地方分権化を経て、2001年8月の予算法に関する組織法（LOLF）、2007年6月の公共政策総合見直し（RGPP：Révision générale des politiques publiques）プロセスまで、一貫してフランスの行政管理システムを民主的により少ない費用でより効率的に改善することを旗印している点に特徴があり、多くの政権がこのような観点から多様な行政改革に取り組んでいる<sup>32</sup>。

1990年以降のフランス行政改革の流れとしてはまず、1990年代に予算問題の深刻化、欧州連合の制約、地方分権化政策による地域の役割の増大などが「国家行政への危機感」が強まったことを受けて、中央政府の財務省、内務省及び公職省の行政・公職総局（DGAFP：Direction générale de l'administration et de la fonction publique）が行政改革に積極的に乗り出したことから始まる。当時の行政改革の特徴として専門家のテクノクラート化が指摘される。事実、多くの委員会が設立されて専門家が国のシステムに関して多くの見解を示し、多様なレポートが提出されている。その多くが政府／行政部門に新公共経営（NPM：New Public Management）という民間の企業経営手法を応用した運営方式を採用することを提案しており、中央行政の再編成、業績の測定や契約化などによって行政システム評価を促進して新しい構造化を進めるものである。1993年から行政改革は「国家改革（réforme de l'Etat）」と称され、1995年に国家改革省庁間委員会（CIRE：Comité interministériel à la réforme de l'Etat）及び国家改革委員会事務局（Commissariat à la Réforme de l'Etat）<sup>33</sup>が設立されて<sup>34</sup>、ますます重要性を増したといえる。国家改革は経済的、社会的環境の進展に中央行政を適応させることを目的とし、政府事務総局（Secrétariat général du Gouvernement）を中心に省庁間業務の役割を強化するために国土整備・競争力省庁間委員会（CIACT：Comité interministériel d'aménagement et de compétitivité des territoires）あるいは、欧州政策に関するフランス国内政策の調整を行う欧州問題総局（SGAE：Secrétariat général des affaires européennes、後にSGC）のような省庁間行政機関が設立されるようになった。一方で、行政と行政客体（administrés）である市民の間の関係を密接にし、市民がその権利・義務をよりよく知ることを目的に、行政の簡素化に向けた市民憲章の制定

<sup>32</sup> 文部科学省（2009）「科学技術を巡る主要国等の政策動向分析」第3部 主要国等の科学技術関連政策の動向の横断的分析 第6章フランス共和国 p.257

<sup>33</sup> 1995年9月13日付国家改革のための省庁間委員会及び国家改革委員会事務局に関する法律第95-1007号（Décret n°95-1007 du 13 septembre 1995 relatif au comité interministériel pour la réforme de l'Etat et au Commissariat à la réforme de l'Etat）

<sup>34</sup> 国家改革委員会事務局は、1998年7月8日付デクレ第98-573号（Décret n°98-573 du 8 juillet 1998 modifiant le décret n°95-1007 du 13 septembre 1995 relatif au comité interministériel pour la réforme de l'Etat et au commissariat à la réforme de l'Etat）に国家改革省庁間代表委員会（DIRE：Délégation interministérielle à la Réforme de l'Etat）となる。

(Charte Marianne)、法律の簡素化・法典化、市民に提供するサービスや行政手続の改善(行政文書へのアクセスや問合せ窓口の統合など)、行政の透明性に向けた行政改革が開始された。行政簡素化を取りまとめる組織として、1990年12月に手続簡素化委員会(Cosiform : Commission pour la simplification des formalités)が設立<sup>35</sup>され、1998年12月に行政簡素化のための委員会(COSA : Commission pour les simplifications administratives)<sup>36</sup>、さらに、2003年2月に利用者及び行政簡素化代表委員会(DUSA : Délégation aux usagers et aux simplifications administratives)<sup>37</sup>、2005年に国家近代化総局(DGME : Direction générale de la modernisation de l'Etat)<sup>38</sup>に引き継がれ、現在は公共行動近代化総事務局(SGMA : Secrétariat général pour la modernisation de l'action publique)<sup>39</sup>に統合された。

2000年代から「国家改革」に並行して「国家近代化(modernisation de l'Etat)」という表現が用いられるようになった。2003年に国家改革を担当する省庁間機関の再編が行われ、公共管理・国家構造近代化代表委員会(DMGPSE : Délégation à la modernisation de la gestion publique et des structures de l'Etat)、利用者及び行政簡素化委員会(DUSA)、電子行政開発機関(ADAE : Agence pour le développement de l'administration électronique)の3つの機関が設立<sup>40</sup>されたが、2005年に更なる再編が行われ、当該3機関と予算改革総局(DRB : Direction de la réforme budgétaire)が国家近代化総局(DGME : Direction générale de la modernisation de l'Etat)に統合された<sup>41</sup>。

また、2003年に公共部門の人材管理に焦点をあて業績評価の必要性が強調された「公務員のための展望(Perspectives pour la fonction publique)」と題する国務院の報告書が公表され、公務員の組織改革も着手された。

2007年より、すべての省庁の公共政策に対して監査を実施して、「市民のニーズに適應した国家の任務」を徹底的に検討することを目的に、「公共政策総見直し(RGPP : Révision générale des politiques publiques)」が開始された。2007年及び2008年に大統領が議長を務める公共政策近代化評議会が開催され、国家歳出の削減、政策の効率性の向上についての改革提案がなされ、特に省庁間機関の統合や、国の地方出先機関の大幅な統合が進められた。

<sup>35</sup> 1990年12月18日付行政簡素化に関するデクレ第90-1125号(Décret n°90-1125 du 18 décembre 1990 relatif aux simplifications administratives)

<sup>36</sup> 1998年12月2日付行政簡素化に関するデクレ第98-1083号(Décret n°98-1083 du 2 décembre 1998 relatif aux simplifications administratives)

<sup>37</sup> 2003年2月21日付国家改革省庁間機関設立に関するデクレ第2003-141号(Décret n°2003-141 du 21 février 2003 portant création de services interministériels pour la réforme de l'Etat)

<sup>38</sup> 2005年12月30日付経済・財務・産業省の国家近代化総局の創設に関するデクレ第2005-1792号(Décret n°2005-1792 du 30 décembre 2005 portant création d'une direction générale de la modernisation de l'Etat au ministère de l'économie, des finances et de l'industrie)

<sup>39</sup> 2012年10月30日付公共行動近代化総事務局の設立に関するデクレ第2012-1198号(Décret n°2012-1198 du 30 octobre 2012 portant création du secrétariat général pour la modernisation de l'action publique)

<sup>40</sup> 2003年2月21日付国家改革省庁間機関設立に関するデクレ第2003-141号

<sup>41</sup> 2005年12月30日付経済・財務・産業省の国家近代化総局の創設に関するデクレ第2005-1792号

## 第2章 フランス

図表-2-6 フランスにおける行政改革の流れ<sup>42</sup>

| 政権            | 年         | 改革に関する政策等   |
|---------------|-----------|---|
| シャルル・ド・ゴール大統領 | 1959年     | 国家予算規則を定める「1959年1月2日付財政法に関する組織オルドナンス (ordonnance organique du 2 janvier 1959 relative aux lois de finances)」の制定             |
|               | 1960～70年代 | フランスで行政学 (science administrative) が発展する   |
|               | 1964年     | 1964年3月14日付デクレにより、国家権限を県知事に移譲する地方分権に着手  |
|               | 1968年     | 予算選択の合理化 (RCB : rationalisation des choix budgétaires) に着手するが、1980年代初めに頓挫   |
| ジスカール・デスタン大統領 | 1976年     | 地方分権に関する提案書 (ギシャール報告書) の公表  |
|               | 1978年     | 1978年1月6日付情報処理と自由に関する法律の制定。<br>最初の独立行政機関である情報処理・自由全国委員会 (CNIL : Commission nationale de l'informatique et des libertés) の設立 |
|               | 1978年     | 1978年7月17日付行政文書へのアクセスの自由に関する法律 (行政文書公開法) の制定  |
| ミッテラン大統領      | 1982年     | 1982年3月2日付地方分権法の制定  |
|               | 1983～86年  | 国家公務員、地方公務員、病院公務員の3種類の公務員資格が採択  |
|               | 1989年     | 1989年2月23日付通達 (ロカール通達) により「公役務再生 (renouveau du service public)」政策の開始  |
|               | 1990年     | 1990年1月22日付デクレにより公共政策評価の規定  |
|               | 1992年     | 1992年2月6日付地方分権法の制定  |
| シラク大統領        | 1995年     | 1995年7月26日付通達 (ジュペ通達) により「国家改革 (réforme de l'Etat)」政策の開始  |
|               | 2000年     | 2000年4月12日付法律 (DCRA) により利用者権利の強化  |
|               | 2001年     | 2001年8月1日付法律 (LOLF) により国家予算の枠組み改革   |
|               | 2003年     | 2003年3月28日憲法改正により第二次地方分権化   |
|               | 2005～07年  | 国家行政近代化に関する監査報告書の提出   |
|               | 2005年     | 国家近代化監査の開始  |
| サルコジ大統領       | 2007年夏    | 公共政策総見直し (RGPP) の開始   |
|               | 2008年     | 「公職の将来に関する白書」(シリカニ報告書) の公表  |

<sup>42</sup> “Comprendre l'administration », la documentation Française p.138

## (イ) 国家行政組織改革の具体例

2007年6月20日の閣議で公共政策の近代化と費用削減を実現させる行動を決定することを目的とする「公共政策総見直し(RGPP)」の実施が発表され、同年7月から開始された<sup>43</sup>。

省庁間及び省庁の監査総局や民間の監査事務所から26の監査チームが構成され、省庁及び省庁間問題、司法、農業、漁業、エコロジー、持続可能開発整備、政府開発支援、国家対外活動、文化・通信、首相サービス、高等教育・研究、学校教育、防衛、退役軍人、国家の記憶と関係、健康、連帯、スポーツ、安全、移民、内務、海外県・海外領土、財務など国の14分野において監査が行われた。

2007年7月及び2008年6月に公共政策近代化評議会(CMPP: Conseil de modernisation des politiques publiques)が開催され、374の施策が決定された。

RGPPプロセスの主軸は次のとおりである。

1. 中央行政と地方出先機関の再編：省庁内の中央行政局間の統合、軍事制度と司法制度の見直し、地域保険局の設立、国の地域圏局及び県の出先機関の再編、大使館及び領事の再編
2. 行政手続の軽減化：個人向け税務窓口の一元化、労働監査局の統合
3. 行政管理の合理化：公務員給与の支払の合理化、国の不動産管理、国の買収における共通機関の設立、省庁のサポート機能の合理化

RGPPは、国家行政構造の改革として中央政府の省の数を減らし、国の優先度に応じた行政再編を実施した。対象は、エコロジー・エネルギー・持続可能開発・国土整備省の創設、国防省の再編などである。また、特に地方出先機関で大幅な統合を進め、地域圏レベルで20以上の組織が8組織に、県レベルでは内務省、財務省、教育省の出先機関を除いて、10以上の組織が2~3組織に統合された。国外においても大使館や領事館の数が減らされている。

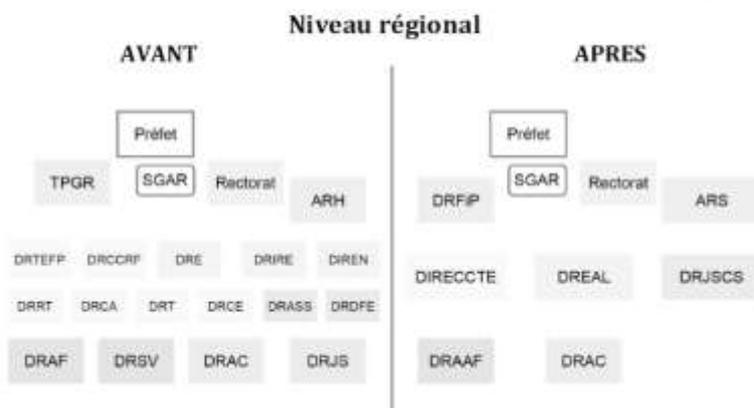
いっぽう、戦略的と判断された事項に資金を集中的に充当して最適な資金配分を行うために、重複、余剰あるいは利用者の負担が大きすぎると判断される行政過程は簡素化が図られた。さらに、行政の業績を向上させるために、業績を測定する指標(成果の使用、分析的経理)などの整備が行われた。

<sup>43</sup> “Comprendre l’administration », la documentation Française p.139

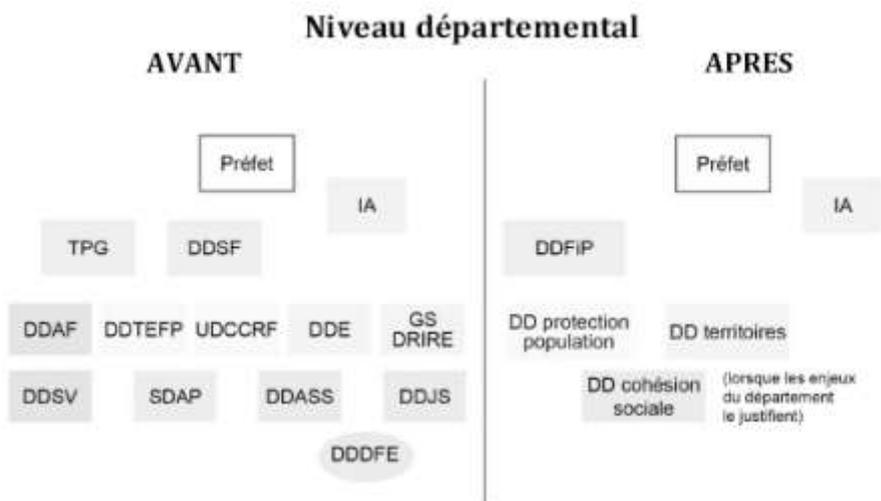
図表-2-7 国の地方出先機関の再編成イメージ<sup>44</sup>

(地域圏レベル)

Graphique n° 5  
Organisation des services territoriaux civils de l'Etat, avant et après la RéATE



(県レベル)



<sup>44</sup> 「RGPP 結果報告及び国家改革の新政策の成功条件 (Bilan de la RGPP et conditions de réussite d'une nouvelle politique de réforme de l'Etat)」 2012年9月 p.28

## (4) スポーツ政策に係わる国家行政組織改革

## (ア) 1990年以降のスポーツ政策に係わる国家行政組織改革一覧

図表-2-8 スポーツ政策に係る国家行政組織改革一覧<sup>45</sup>

| 内閣とスポーツ担当大臣                      |   | 背景  |
|----------------------------------|---|---|
| モーロワ内閣 (1981.05.21~1994.07.17)   |   |   |
| 第1次<br>1981.05.21<br>1981.03.29  | アヴィス余暇青少年スポーツ担当大臣<br>(余暇大臣付)<br>(1981.5.22~1983.5.22)                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>「1983年7月13日付公務員の権利と義務に関する法律第83-634号」の制定<sup>46</sup></li> <li>「1984年7月16日付身体的及びスポーツ活動の組織と振興に関する法律第84-610号<sup>47</sup>の制定」によりスポーツ分野における国の役割の重要性を確認</li> </ul>  |
| 第2次<br>1981.06.23<br>1983.03.23  | アヴィス余暇青少年スポーツ担当大臣<br>(余暇大臣付)<br>(1981.5.22~1983.3.23)                 |   |
| 第3次<br>1983.03.23<br>1984.07.17  | アヴィス余暇青少年スポーツ担当大臣<br>(1983.03.24~1984.07.17)                          |   |
| ファビウス内閣 (1984.07.17~1986.03.20)  |   |   |
| 第1次<br>1984.07.17<br>1986.03.20  | カルマ青少年・スポーツ担当大臣<br>(1984.07.23~1986.03.20)                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>1984年10月23日閣議において、身体的及びスポーツ教育地域センター(CREPS)に任務の拡大、強化及び、新たな資源のスポーツへの割当によるスポーツ振興を発表</li> <li>1984年12月13日、国民教育大臣及び青少年・スポーツ閣外大臣によって、校内でスポーツを実施し、課外活動としてのスポーツ及び文化活動を振興することを目的とする通達を発表</li> <li>1984年12月29日、「1985年度予算法」第42条により収入をスポーツに割り当てるスポーツくじの導入</li> </ul> |
| シラク内閣 (1986.03.20~1988.05.10)    |   |   |
| 第1次<br>1986.03.20<br>1988.05.10  | (首相付)<br>ベルジュラン青少年スポーツ担当大臣<br>(1986.03.20~1988.05.10)                 | —   |
| ロカール内閣 (1988.05.10~1991.05.15)   |   |   |
| 第1次<br>1988.05.10<br>1988.06.22  | (国務大臣及び国民教育研究スポーツ大臣付)<br>バンバックスポーツ担当閣外大臣<br>(1988.05.13~1988.06.22)   | 1988年10月12日、スポーツ競技会でのドーピング使用の抑制に関する法律案の発表   |
| 第2次<br>1988.06.22<br>1991.05.15  | (国務大臣及び国民教育青少年スポーツ大臣付)<br>バンバック青少年スポーツ担当大臣<br>(1988.06.28~1991.05.15) |   |
| クレッソン内閣 (1991.05.15~1992.04.02)  |   |   |
| 第1次<br>1991.05.15<br>1992.04.02  | ブルダン青少年スポーツ大臣<br>(1991.05.16~1992.04.02)                              | —   |
| ベレゴヴォワ内閣 (1992.04.02~1993.03.29) |   |   |
| 第1次<br>1992.04.02<br>1993.03.29  | ブルダン青少年スポーツ大臣<br>(1992.04.02~1993.03.29)                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>「1992年7月13日付1984年7月16日付身体的及びスポーツ活動の組織と振興に関する法律第84-910号」を改</li> </ul>   |

<sup>45</sup> La politique du sport (1984-2008), De Sarajevo à Pékin : la politique des sports au rythme des Jeux olympiques (1984 – 2008) <http://www.vie-publique.fr/politiques-publiques/politique-sportive/chronologie/>

<sup>46</sup> Loi n°83-634 du 13 juillet 1983 portant droits et obligations des fonctionnaires

<sup>47</sup> Loi n°84-610 du 16 juillet 1984 relatif à l'organisation et à la promotion des activités physiques et sportives

## 第2章 フランス

| 内閣とスポーツ担当大臣                      |  | 背景  |
|----------------------------------|--|---|
|                                  |  | <p>正し、それら活動に関する様々な措置に関する法律第92-652号<sup>48</sup>の制定。プロスポーツクラブのより明確かつより厳格な管理について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1992年11月5日、青少年・スポーツ大臣による「スポーツ安全委員会 (commission « sport-sécurité »)」の設立 (1992年7月13日付スポーツ近代化法によって規定)。国会議員、国、スポーツ界代表から構成される。スポーツイベントにおける競技場での犯罪行為対策</li> </ul>   |
| バラデュール内閣 (1993.03.29~1995.05.18) |  |   |
| 第1次<br>1993.03.29<br>1995.05.18  | アリオ＝マリ－青少年スポーツ大臣<br>(1993.03.30~1995.05.18)              | 1993年12月7日付スポーツイベントの安全に関する法律第93-1282号 <sup>49</sup> の制定   |
| ジュベ内閣 (1995.05.18~1997.06.03)    |  |   |
| 第1次<br>1995.05.18<br>1995.11.07  | ドリュ青少年スポーツ大臣<br>(1995.05.18~1995.11.06)                  | 1995年10月5日、スポーツ担当大臣が、学校カリキュラムにおいて、週に3日の午後にスポーツ・文化活動を実施するとし、まず18の市町村で実験的に行うことを発表   |
| 第2次<br>1995.11.07<br>1997.06.03  | (首相付)<br>ドリュ青少年スポーツ担当大臣<br>(1995.11.07~1997.06.02)       |   |
| ジョスパン内閣 (1997.06.03~2002.05.06)  |  |   |
| 第1次<br>1997.06.03<br>2002.05.06  | ビュッフエ青少年スポーツ大臣<br>(1997.06.04~2002.05.06)                | <ul style="list-style-type: none"> <li>「1998年3月6日付スポーツ活動の安全と促進に関する法律第98-146号<sup>50</sup>」の制定</li> <li>「1999年3月23日付スポーツマンの健康保護及びドーピング対策に関する法律第99-223号<sup>51</sup>」の制定</li> <li>「1999年12月28日付身体的及びスポーツ活動の組織に関する様々な施策についての法律第99-1124号<sup>52</sup>」の制定</li> <li>「2000年7月6日付1984年7月16日付身体的及びスポーツ活動の組織及び振興に関する法律を改正する法律第2000-627号<sup>53</sup>」の制定。国家とスポーツイベント間の密接な補完性の原則を明確にし、「スポーツ公共サービス」の枠組みを定める法律</li> </ul>   |
| ラファラン内閣 (2002.05.06~2005.05.31)  |  |   |
| 第1次<br>2002.05.06<br>2002.06.17  | ラムールスポーツ大臣<br>フェリィ青少年国民教育研究大臣<br>(2002.05.07~2004.03.30) | <ul style="list-style-type: none"> <li>2002年9月16日~12月8日、スポーツ大協議会 (des états généraux du sport) が開催された。「スポーツにおける国家の役割」、「連合モデルの将来」、「スポーツの社会的教育的機能」、「スポーツと地域」、「フランスのプロスポーツのポジショニング」、「スポーツと健康」の6つのテーマについて、国、CNOSF、監督・技術幹部、スポーツジャーナリスト、企業、スポーツ選手代表からなる6つのグループがそれぞれ、現状の診断、改革案などを話し合い、その報告書を大統領に提出</li> <li>2003年2月6日、2004年をスポーツによる教育年と宣言する「欧州議会及び欧州評議会決定第291/2003/CE」</li> <li>「2003年8月1日付身体的及びスポーツ活動の組織及び</li> </ul> |
| 第2次<br>2002.06.17<br>2004.03.30  | ラムールスポーツ大臣<br>フェリィ青少年国民教育研究大臣<br>(2002.05.07~2004.03.30) |   |
| 第3次<br>2004.03.31<br>2005.05.31  | ラムール青少年スポーツ市民活動大臣<br>(2004.03.31~2005.05.31)             |   |

<sup>48</sup> Loi n°92-652 du 13 juillet 1992 modifiant la loi n°84-610 du 16 juillet 1984 relative à l'organisation et à la promotion des activités physiques et sportives et portant diverses dispositions relatives à ces activités

<sup>49</sup> Loi n°93-1282 du décembre 1993 relative à la sécurité des manifestations sportives

<sup>50</sup> Loi n°98-146 du 6 mars 1998 relative à la sécurité et à la promotion d'activités sportives

<sup>51</sup> Loi n°99-223 du 23 mars 1999 relative à la protection de la santé des sportifs et à la lutte contre le dopage

<sup>52</sup> Loi n°99-1124 du 28 décembre 1999 portant diverses mesures relatives à l'organisation d'activités physiques et sportives

<sup>53</sup> Loi n°2000-627 du 6 juillet 2000 modifiant la loi n°84-610 du 16 juillet 1984 relative à l'organisation et à la promotion des activités physiques et sportives

| 内閣とスポーツ担当大臣                      |  | 背景  |
|----------------------------------|--|---|
|                                  |  | 促進に関する法律」の制定<br>・2004年12月15日付プロスポーツに関する諸規定を定める法律第2004-1366号 <sup>54</sup> の制定   |
| ド・ヴィルバン内閣（2005.05.31～2007.05.15） |  |   |
| 第1次<br>2005.05.31<br>2007.05.15  | ラムール青少年スポーツ市民活動大臣<br>（2005.06.02～2007.05.15）   | ・2006年3月2日付デクレ <sup>55</sup> によるCNDSの設立。スポーツ及びスポーツ実践の振興を任務とする。<br>・2006年4月5日、スポーツ法典の制定。<br>・2006年9月29日付デクレ <sup>56</sup> によりフランスドーピング対策機関の設立  |
| フィヨン内閣（2007.05.17～2012.05.15）    |  |   |
| 第1次<br>2007.05.17<br>2007.06.18  | バジュロ=ナルカン健康青少年スポーツ大臣<br>（2007.05.18～2007.05.18）  | —   |
| 第2次<br>2007.06.19<br>2010.11.13  | バジュロ=ナルカン健康青少年スポーツ大臣<br>（2007.05.18～2008.03.17）<br>ラポルトスポーツ担当閣外大臣<br>（2007.10.22～2008.03.17）                   | ・2008年7月3日付ドーピング商品の売買対策に関する法律の制定<br>・2008年11月5日付デクレ <sup>57</sup> により大規模スポーツイベント省庁間委員会の設立<br>・2009年6月10日付デクレ <sup>58</sup> により、青少年担当大臣ならびにスポーツ担当大臣付「スポーツ・推進活動における職業」に関する諮問委員会の設立<br>・2009年11月25日付デクレにより、国立スポーツ専門技術競技力向上学院（INSEP）の設立<br>・2009年12月10日付デクレ <sup>59</sup> により、青少年・スポーツ・社会統合地域局の設立<br>・2012年2月1日付スポーツ倫理とスポーツマンの権利を強化する法律 <sup>60</sup> の制定<br>・2012年3月12日付スポーツ・文化イベントの組織を促進するための法律 <sup>61</sup> の制定 |
|                                  | バジュロ=ナルカン健康青少年スポーツ市民活動大臣<br>ラポルトスポーツ青少年市民活動担当閣外大臣<br>（2008.03.18～2009.01.11）                                   |   |
|                                  | バジュロ=ナルカン健康スポーツ大臣<br>ラポルトスポーツ担当閣外大臣<br>ヒルシュ青少年高等弁務官及び貧困対策積極的連帯高等弁務官<br>（2009.01.12～2009.06.23）                 |   |
|                                  | バジュロ=ナルカン健康スポーツ大臣<br>ヤダスポーツ担当閣外大臣<br>ヒルシュ青少年高等弁務官及び貧困対策積極的連帯高等弁務官<br>（2009.06.24～2010.03.22）                   |   |
| 第3次<br>2010.11.13<br>2012.05.15  | バジュロ=ナルカン健康スポーツ大臣<br>ヤダスポーツ担当閣外大臣<br>ヒルシュ青少年高等弁務官及び貧困対策積極的連帯高等弁務官<br>ドプレス青少年積極的連帯大臣<br>（2010.03.22～2010.11.13） |   |
| 第3次<br>2010.11.13<br>2012.05.15  | ジョアンノスポーツ大臣<br>シャテル国民教育青少年市民活動大臣<br>ブーグラブ青少年市民活動担当閣外大臣   |   |

<sup>54</sup> Loi n°2004-1366 du 15 décembre 2004 portant diverses dispositions relatives au sport professionnel

<sup>55</sup> Décret n°2006-248 du 2 mars 2006 portant création du Centre national pour le développement du sport

<sup>56</sup> Décret n°2006-1204 du 29 septembre 2006 relatif à l'organisation et au fonctionnement de l'Agence française de lutte contre le dopage

<sup>57</sup> Décret n°2008-1142 du 5 novembre 2008 instituant un délégué interministériel aux grands événements sportifs

<sup>58</sup> Décret n°2009-660 du 10 juin 2009 relatif à l'institution d'une commission professionnelle consultative des « métiers du sport et de l'animation » auprès du ministre chargé de la jeunesse et du ministre chargé des sports

<sup>59</sup> Décret n°2009-1540 du 10 décembre 2009 relatif à l'organisation et aux missions des directions régionales de la jeunesse, des sports et de la cohésion sociale

<sup>60</sup> Loi n°2012-158 du 1<sup>er</sup> février 2012 visant à renforcer l'éthique du sport et les droits des sportifs

<sup>61</sup> Loi n°2012-348 du 12 mars 2012 tendant à faciliter l'organisation des manifestations sportives et culturelles

## 第2章 フランス

| 内閣とスポーツ担当大臣                     |   | 背景 |
|---------------------------------|---|----|
|                                 | (2010.11.13～2011.09.26)<br>ドゥイエスポーツ大臣<br>シャテル国民教育青少年市民活動大臣<br>ブーグラブ青少年市民活動担当閣外大臣<br>(2011.09.26～2012.05.15) | 創設 |
| エロー内閣 (2012.05.15～)             |   |    |
| 第1次<br>2012.05.15<br>2012.06.18 | フルネロンスポーツ青少年社会教育市民活動大臣 (2012.05.16～2012.06.18)  | —  |
| 第2次<br>2012.06.18               | フルネロンスポーツ青少年社会教育市民活動大臣 (2012.06.18～)  | —  |

### (イ) 各改革の背景・目的・効果

フランスのスポーツ担当機関は、名称や権限管轄が次々と変化することが特徴として挙げられる。2007年以降をみても、6回にわたるスポーツ担当省の編成が行われ、スポーツ大臣として置かれる場合と首相の下に置かれた閣外大臣となる場合があり、スポーツ担当省の任務も、健康、青少年、市民生活に関するものを併せもつ場合とさまざまである。

ただし、スポーツ担当省の名称や管轄範囲が変更されても、省庁の内部組織であるスポーツ局がスポーツ政策の実質的な運営を担い、継続的な業務遂行が保証されている。

2012年5月16日よりスポーツ政策を所管しているのは、スポーツ青少年社会教育市民活動省 (Ministère des Sports, de la Jeunesse, de l'Éducation populaire et de la Vie associative) である。

スポーツ運動組織は歴史的に民間のイニシアティブによるものであり、国の支援なしで編成されてきた。1870年代にスポーツ協会連合 (unions d'associations sportives) が設立され、現在のスポーツ連盟の原型となった。1920年に入って、スポーツは公共政策の新しい一つの分野として浮上してきた。当初は陸軍省 (ministère de la guerre) に付属し、1925年から公教育省 (ministère de l'instruction publique) (現在の国民教育省) 付の準閣外大臣 (sous-secrétaire d'Etat) によって管理された。また、1929年にエドゥアール・エリオ (Edouard Herriot) が元老院で「スポーツ選手は国の威信、権限の擁護に貢献する」と宣言し、政府は高水準スポーツにも関心をもち始めるようになった。続いて、スポーツ公共政策は人民戦線 (Front populaire)<sup>63</sup>の下で構成され、レオ・ラグランジュ (Léo Lagrange) は、娯楽スポーツ組織担当準閣外大臣 (sous-secrétaire d'Etat à l'organisation des loisirs et des sports) として、①公共スポーツ施設支援政策、②市民スポーツ免状 (BPS: brevet sportif populaire) の設置の2つを軸に全体利益の観点から「みんなのためのスポーツ (sport pour tous)」を優先課題に掲げてスポーツ政策に取り組んだ。こうして、1938年に学校大学スポーツ庁 (office du sport scolaire et universitaire) が設立された。

<sup>62</sup> Décret n°2012-45 du 13 janvier 2012 portant création de la Conférence nationale du sport

<sup>63</sup> 人民戦線 (Front populaire) とは、反ファシズム、反帝国主義、反戦争主義を共同目標とする集団であり、フランス労働階級における統一戦線から発展した。

第二次世界大戦中のヴィシー政府（régime de Vichy）は、全国一般スポーツ教育センター（centre national d'éducation générale et sportive）ならびに幹部職研修のための15の地域センターを設置し、国民革命運動（révolution nationale）<sup>64</sup>にスポーツが組み込まれた。一方、自由フランス（France Libre）<sup>65</sup>のもと、1943年10月2日付オルドナンスによって内務局（commissariat à l'intérieur）に青少年、スポーツ担当組織が、その1年後に体育スポーツ総局（direction générale de l'éducation physique et des sports）が設立され、第四共和政のスポーツ政策の標柱を築くことになった。

戦後、「1945年8月25日付スポーツ非営利社団、スポーツリーグ、スポーツ連盟、スポーツ運動組織の活動に関するオルドナンス第45-1922号<sup>66</sup>」により、国からの「権限委任」を通じて公共サービスの任務がスポーツ団体に割り当てられることになり、現在のフランスのスポーツ組織の在り方を支配する法的構造が確立した。

1960年のローマオリンピックのフランスチームの不振を受けて、第五共和政初代大統領のド・ゴール（général de Gaulle）は、構造化されたスポーツ政策への転換を進めた。1958年から1966年にかけて青少年・スポーツのための高等弁務官を務めたモーリス・ヘルツォーク（Maurice Herzog）の主導により、スポーツ技術顧問（CTS : conseillers techniques sportifs）が新設されスポーツ連盟に派遣されるようになった。また、マルソー・クレスパン（Marceau Crespin）率いるオリンピック準備チームの設置、スポーツ施設予算の計画法への組み込みなど、スポーツ行政が強化されていった。

1971年、ジャック・シャバン＝デルマス（Jacques Chaban-Delmas）首相は、6月22日の国民議会答弁において「政府の目的は、すべての者がスポーツに触れ、すべての者がスポーツを実践できるようにすること」、また、「競技スポーツは模範であり、チャンピオンでなければならない」と宣言し、今日のスポーツ政策を特徴づけている「すべての者のためのスポーツ」と「高水準スポーツ」の2つがスポーツ政策の目標に掲げられた。

その後、「1975年10月29日付体育・スポーツの発展に関する法律第75-988号<sup>67</sup>」、「1984年7月16日付身体的・スポーツ活動の組織と振興に関する法律第84-610号<sup>68</sup>」、「2000年7月6日付1984年法第84-610号を改正する法律第2000-627号<sup>69</sup>」、「2003年8月1日付法律第2003-708号<sup>70</sup>」などが制定され、国のスポーツ分野への関与が強化され、スポーツの一般的実践から高水準スポーツまで、スポーツ活動のすべての分野において全体的な権限を有することになった。

<sup>64</sup> 1940年、ナチス・ドイツの占領により成立したヴィシー政権において提唱された政治思想。

<sup>65</sup> ナチス・ドイツによるフランス占領に反対して成立した連合国側の亡命政権。

<sup>66</sup> Ordonnance n°45-1922 du 28 août 1945 relative à l'activité des associations, ligues, fédérations et groupement sportifs (loi Mazeaud)

<sup>67</sup> Loi n°75-988 du 29 octobre 1975 relative au développement de l'éducation physique et du sport

<sup>68</sup> Loi n°84-610 du 16 juillet 1984 relative à l'organisation et à la promotion des activités physiques et sportives (loi Avice)

<sup>69</sup> Loi n°2006-627 du 6 juillet 2000 modifiant la loi n°84-610 du 16 juillet 1984 relative à l'organisation et à la promotion des activités physiques et sportives

<sup>70</sup> Loi n°2003-708 du 1er août 2003 relative à l'organisation et à la promotion des activités physiques et sportives

## 第2章 フランス

教育については、国民教育担当大臣ならびに高等教育担当大臣の権限下で、体育・スポーツ教育ならびに学校及び大学競技スポーツを通じて、スポーツ実践の発展に直接的に関与している。なお、体育・スポーツ教育の教員は、1981年までスポーツ担当省の管轄に置かれていたが、後に国民教育省に移管された。

「すべての者のためのスポーツ」と「高水準スポーツ」の2つの分野における国の役割については、2002年のスポーツ省及びフランスオリンピック・スポーツ委員会（CNOSF）が開催したスポーツ大討論会で「スポーツの統一（*unité du sport*）」という原則によってその基礎が築かれた。この原則に従い、スポーツ連盟は「みんなのスポーツ」、「高水準スポーツ」、「プロスポーツ」といったあらゆる形態のスポーツ活動を取扱うことになった。

## 2. スポーツ政策に係わる行政組織

## (1) スポーツ担当省

## (ア) 体制

## ① スポーツ担当省の主務大臣

フランスでは、2012年6月12日に組成された政府組織において、スポーツ青少年社会教育市民活動省（Ministère des Sports, de la Jeunesse, de l'Éducation populaire et de la Vie associative）<sup>71</sup>（以下、「スポーツ担当省」という。）がスポーツ政策を担う。

スポーツ担当大臣はデクレによって任命され、2013年1月時点のスポーツ担当大臣はヴァレリー・フルネロン（Valérie Fourneyron）氏である<sup>72</sup>。

スポーツ担当大臣の役割は、「2012年5月24日付スポーツ青少年社会教育市民活動大臣の権限に関するデクレ第2012-782号<sup>73</sup>」において、次のように規定されている。

- ①青少年のための活動、②市民活動の発展、③社会教育の発展、④身体的及びスポーツ活動における国の政策を策定し、実施する。なお、複数の省庁、部署が関係する場合はその調整役を務める。
- ①機会均等、②差別撲滅のための国の政策方針の決定及びその実施に貢献する。
- 青少年スポーツ監査（IGJS : Inspection générale de la jeunesse et des sports）及び広報室（Bureau de la communication）を統括する<sup>74</sup>。
- 厚生大臣（Ministre des affaires sociales et de la santé）、労働雇用職業教育労使対話大臣（Ministre du travail, de l'emploi, de la formation professionnelle et du dialogue social）と共同して社会問題担当省の事務総局（Secrétaire général des ministères chargés des affaires sociales）を統括する。
- スポーツ、青少年、社会教育、市民活動の分野における権限を行使することを目的に、①スポーツ局（DS : Direction des sports）、②大規模スポーツイベント省庁間代表（DIGES : Délégué interministériel aux grands événements sportifs）を統括する。
- 青少年、社会教育、市民活動の分野において大臣の権限を行使することを目的に、青少年社会教育市民活動局（DJEPVA : Direction de la jeunesse, de l'éducation populaire et de la vie associative）を統括する<sup>75</sup>。
- 青少年の分野においての権限行使に限定して、雇用職業教育総局（DGEFP : Délégation générale à l'emploi et à la formation professionnelle）<sup>76</sup>、社会統合総局（DGCS : Direction générale de la cohésion sociale）<sup>77</sup>、高等教育及び職業統合総局（DGESIP : Direction

<sup>71</sup> スポーツ青少年社会教育市民活動省ウェブサイト

<http://www.sports.gouv.fr/index/qui-sommes-nous/organisation/le-ministere-des-sports/>

<sup>72</sup> 2012年5月16日付政府閣僚に関するデクレ（Décret du 16 mai 2012 relatif à la composition du Gouvernement）

<sup>73</sup> Décret n°2012-782 du 24 mai 2012 relatif aux attributions du ministre des sports, de la jeunesse, de l'éducation populaire et de la vie associative

<sup>74</sup> 2005年12月30日付青少年スポーツ市民活動担当省の中央行政組織に関するデクレ第2005-1795号（décret n°2005-1795 du 30 décembre 2005 portant organisation de l'administration centrale du ministère chargé de la jeunesse, des sports et de la vie associative）によって規定される組織。

<sup>75</sup> 2005年12月30日付青少年スポーツ市民活動担当省の中央行政組織に関するデクレ第2005-1795号によって規定される組織。

<sup>76</sup> 労働、労働・雇用・職業教育・労使対話大臣の監督下にある組織。

雇用職業教育総局ウェブサイト : <http://www.emploi.gouv.fr/acteurs/dgef>

<sup>77</sup> 厚生大臣の監督下にある組織。厚生省ウェブサイト

<http://www.social-sante.gouv.fr/le-ministere,149/presentation,294/conjointement-avec-le-ministre-de,741/la-direction-generale-de-la,12601.html>

générale pour l'enseignement supérieur et l'insertion professionnelle)<sup>78</sup>を担当大臣と共同して統括する。

- 必要に応じて、国立統計経済研究所（INSEE : Institut national de la statistique et des études économiques）及び研究調査統計推進局（DARES : Direction de l'animation de la recherche, des études et des statistiques）<sup>79</sup>を利用することができる。
- 国民教育省及び高等教育研究省の事務総局（Secrétariat général）<sup>80</sup>、学校教育総局（DGESCO : Direction générale de l'enseignement scolaire）<sup>81</sup>、厚生省の衛生総局（Direction générale de la santé）を利用することができる。
- 労働法典（Code du travail）第 L.6123-4 条<sup>82</sup>に規定された進路指導委員（délégué à l'information et à l'orientation）<sup>83</sup>の任務を担う。
- 法規定に準じて権限の及び公施設法人を管轄する。

### ② スポーツ担当省の組織体制

スポーツ担当省の組織は、中央行政部局、地方行政部局及び公施設法人に分かれている。中央行政部局は「2005年12月30日付デクレ<sup>84</sup>」第1条の規定に従い、2012年12月現在において以下の局課から構成されている。

- スポーツ局（DS : Direction des Sport）
- 青少年社会教育市民活動局（DJEPVA : Direction de la Jeunesse, de l'Education Populaire et de la Vie Associative）
- 広報室（COMM : Bureau de la Communication）
- 青少年スポーツ監査課（IGJS : Service de l'Inspection Générale Jeunesse et Sport）
- 人事局（DRH : Direction des Ressources Humaines）
- 財政情報処理不動産業務局（DAFIIS : Direction des Affaires Financières, Informatiques, Immobilières et des Services）
- 官房室（Bureau du cabinet）
- 防衛高官（Haut fonctionnaire de défense）

<sup>78</sup> 高等教育研究大臣（Ministre de l'enseignement supérieur et de la recherche）の監督下にある組織。

高等教育研究省ウェブサイト <http://www.enseignementsup-recherche.gouv.fr/cid24149/dgesip.html>

<sup>79</sup> 労働雇用職業教育労使対話省と厚生省との二重管轄に置かれた組織。

労働雇用職業教育労使対話省ウェブサイト

<http://travail-emploi.gouv.fr/le-ministere,149/presentation-du-ministere,294/le-ministre-du-travail-de-l-emploi,741/la-direction-de-l-animation-de-la,12660.html>

<sup>80</sup> 国民教育省及び高等教育研究省の中央行政組織を定める2006年5月17日付デクレ第2006-572号（Décret n°2006-572 du 17 mai 2006 fixant l'organisation de l'administration centrale des ministères de l'éducation nationale et de l'enseignement supérieur et de la recherche）に規定される組織。

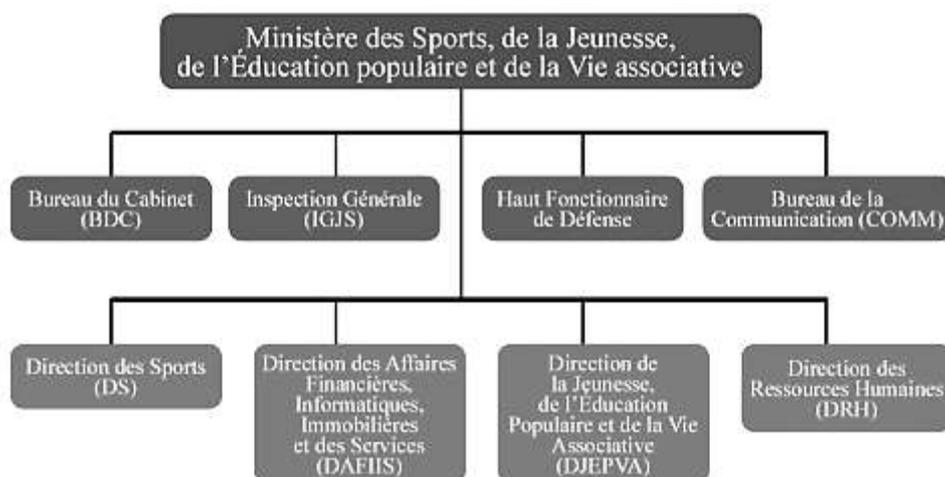
<sup>81</sup> 国民教育省ウェブサイト

<http://www.education.gouv.fr/cid978/la-direction-generale-de-l-enseignement-scolaire.html>

<sup>82</sup> 労働法典第L.6123-4条により、進路指導委員（délégué à l'information et à l'orientation）は首相の管轄下におかれ、閣僚会議（Conseil des ministres）により任命される。

<sup>83</sup> 労働法典第L.6123-3条により、「進路指導委員は、①学校教育及び職業における進路指導（情報及び方針決定）に関する国家政策の優先課題を提案する、②進路指導（情報及び方針決定）に関する公役務の任務を遂行するための品質基準を策定する、③学校教育及び職業における進路指導（情報及び方針決定）の国家及び地方政策を策定する任務を担う。また、地域及び地方における進路指導（情報及び方針決定）政策の実施及び調整を支援する。

<sup>84</sup> 2011年6月6日改正2005年12月30日付青少年スポーツ市民活動担当大臣の中央行政組織に関するデクレ第2005-1795号（Décret n°2005-1795 du 30 décembre 2005 portant organisation de l'administration centrale du ministère chargé de la jeunesse, des sports et de la vie associative）

図表-2-9 スポーツ青少年社会教育市民活動省組織図（2012年5月17日現在）<sup>85</sup>

また、スポーツ局は「2005年12月30日付アレテ<sup>86</sup>」第1条により、連盟活動高水準スポーツ準局（Sous-direction de la vie fédérale et du sport de haut niveau）、地域活動準局（Sous-direction de l'action territoriale）、雇用研修教育準局（Sous-direction de l'emploi et des formations）、スポーツ技術職実践管理センター（Centre de gestion opérationnelle des cadres techniques sportifs）からなる。

連盟活動高水準スポーツ準局は、同アレテ第3条により、連盟高水準スポーツプロスポーツ室（Bureau des fédérations, du sport de haut niveau et du sport professionnelle）、公施設法人室（Bureau des établissement public）、国際関係室（Bureau des relations internationales）からなる。

地域活動準局は、同アレテ第5条により、スポーツ活動地方組織連携発展室（Bureau du développement des pratiques sportives et des relations avec les services territoriaux）、市民保護健康促進ドーピング予防室（Bureau de la protection du public, de la promotion de la santé et de la prévention du dopage）、スポーツ施設室（Bureau des équipements sportifs）からなる。

雇用・研修教育準局は、同アレテ第5-2条により職業免状規則室（Bureau de métiers, des diplômes et de la réglementation）、資格調整研修教育公役務室（Bureau de la coordination des certifications et du service public de formation）、雇用職業部門室（Bureau de l'emploi et des branches professionnelles）からなる。

スポーツ青少年社会教育市民活動省の構成を一覧にすると、次のようになる。なお、各組織における定員数に関する法令上の規定はない。

<sup>85</sup> スポーツ青少年社会教育市民活動省組織図サイト  
<http://www.sports.gouv.fr/IMG/pdf/OrganigrammeSports2012.pdf>

<sup>86</sup> 2012年5月9日改正 2005年12月30日付青少年・スポーツ・市民活動担当省中央行政の局及び準局の組織に関するアレテ（Arrêté du 30 décembre 2005 portant organisation des directions et sous-directions de l'administration centrale du ministère chargé de la jeunesse, des sports et de la vie associative）

## 第2章 フランス

図表-2-10 スポーツ青少年社会教育市民活動省 局課構成

|                  |   |
|------------------|---|
| 人事局              | Direction des Ressources Humaines (DRH)   |
| 官房室              | Bureau du cabinet (BDC)   |
| 青少年スポーツ監査部       | Service de l'Inspection Générale Jeunesse et Sports (IGJS)                                      |
| 防衛高官             | Haut fonctionnaire de défense   |
| 広報室              | Bureau de la Communication (COMM)   |
| スポーツ局            | Direction des Sport (DS)  |
| 連盟活動高水準スポーツ準局    | Sous-direction de la vie fédérale et du sport de haut niveau                                    |
| 連盟高水準スポーツプロスポーツ室 | Bureau des fédérations, du sport de haut niveau et du sport professionnel                       |
| 公施設法人室           | Bureau des établissements publics   |
| 国際関係室            | Bureau des relations internationales  |
| 地域活動準局           | Sous-direction de l'action territoriale   |
| スポーツ活動地方組織連携発展室  | Bureau du développement des pratiques sportives et des relations avec les services territoriaux |
| 市民保護健康促進ドーピング予防室 | Bureau de la protection du public, de la promotion de la santé et de la prévention du dopage    |
| スポーツ施設室          | Bureau des équipements sportifs   |
| 雇用研修教育準局         | sous-direction de l'emploi et des formations  |
| 職業免状規則室          | Bureau de métiers, des diplômes et de la réglementation   |
| 資格調整研修教育公役務室     | Bureau de la coordination des certifications et du service public de formation                  |
| 雇用職業部門室          | Bureau de l'emploi et des branches professionnelles   |
| スポーツ技術職実践管理センター  | Centre de gestion opérationnelle des cadres techniques sportifs                                 |
| 財務情報処理不動産業務局     | Direction des Affaires Financières, Informatiques, Immobilières et des Services (DAFIIS)        |
| 青少年社会教育市民活動局     | Direction de la Jeunesse, de l'Education Populaire et de la Vie Associative (DJEPVA)            |

スポーツ担当省に関する主な法令は、次のとおりである。

- 2009年6月8日付保健衛生、社会問題、社会保護、スポーツ、青少年、市民活動担当大臣の中央行政機関に関する、及び2005年12月30日付青少年スポーツ市民活動省の中央行政機関の組織にかかわるデクレ第2005-1795号を補足するデクレ第2009-639号<sup>87</sup>（2011年5月5日付デクレ第2011-495号<sup>88</sup>により改正）
- 2005年12月30日付青少年スポーツ市民活動省中央行政組織にかかわるデクレ第2005-1795号<sup>89</sup>（2011年6月3日付資源・専門技術・スポーツ競技力向上センターに関するデクレ第2011-630号<sup>90</sup>により改正）
- 2005年12月30日付青少年スポーツ市民活動省中央行政組織の局及び準局組織にかかわるアレテ<sup>91</sup>（2012年4月30日付アレテ<sup>92</sup>、2010年10月11日付アレテ<sup>93</sup>、2008年9月8日付アレテ<sup>94</sup>により改正）

<sup>87</sup> Décret n°2009-639 du 8 juin 2009 relatif à l'administration centrale des ministères chargés de la santé, des affaires sociales, de la protection sociale, des sports, de la jeunesse et de la vie associative et complétant le décret n°2005-1795 du 30 décembre 2005 portant organisation de l'administration centrale du ministère de la jeunesse, des sports et de la vie associative

<sup>88</sup> Décret n°2011-495 du 5 mai 2011 modifiant le décret n°2009-639 du 8 juin

<sup>89</sup> Décret n°2005-1795 du 30 décembre 2005 portant organisation de l'administration centrale du ministère de la jeunesse, des sports et de la vie associative

<sup>90</sup> Décret n°2011-630 du 3 juin relative aux centres de ressources, d'expertise et de performance sportive

<sup>91</sup> Arrêté du 30 décembre 2005 portant organisation des directions et sous-directions de l'administration centrale du ministère chargé de la jeunesse, des sports et de la vie associative

<sup>92</sup> Arrêté du 30 avril 2012 modifiant l'arrêté du 30 décembre 2005 portant organisation des directions et sous-directions de l'administration centrale du ministère chargé de la jeunesse, des sports et de la vie associative

<sup>93</sup> Arrêté du 11 octobre 2010 modifiant l'arrêté du 30 décembre 2005 portant organisation des directions et sous-directions de l'administration centrale du ministère chargé de la jeunesse, des sports et de la vie associative

## ③ スポーツ担当省局

## ● スポーツ局（DS：Direction des Spots）

スポーツ局（DS）は、「2005年12月30日付青少年スポーツ市民活動省中央行政組織にかかわるデクレ第2005-1795号」により設置された。

スポーツ局は、個人の尊厳、倫理的価値観、教育及び社会統合においてスポーツがもたらす価値観を尊重し、安全性と環境が確保される条件のもとでスポーツ担当省としての身体的及びスポーツ活動の政策を策定、実施する組織である。

スポーツ局の所管事項は、「2005年12月30日付青少年スポーツ市民活動省中央行政組織にかかわるデクレ第2005-1795号」第2条により、次のとおり規定される。

- 国内及び国際的の市民スポーツ、ならびに、教育担当省及び高等教育担当省と連携して、学校及び大学でのスポーツを所掌する。
- 高水準スポーツからみんなのスポーツまで、身体的及びスポーツ活動における政策を策定、実施する。
- 総監査部（Inspection générale）と連携して、スポーツ政策の評価を行う。
- スポーツ連盟及びプロのスポーツ実践における管理規則を策定する。
- 国際的なスポーツ関係の発展に貢献する。大規模な国際的スポーツイベントのフランスへの招致を促進する。
- すべての市民が身体的及びスポーツ活動へアクセスすることを奨励し、それらの活動の安全性を確保するための活動を実施する。スポーツの社会的、教育的機能の価値を高める活動を支援する。
- 自然スポーツの開発を監視する。
- スポーツ連盟の後見的監督となり、公役務の任務を遵守しているかを監視する。
- スポーツにおける地方出先機関の活動を推進、調整する。スポーツ担当大臣の監督下に置かれた公施設法人によって実施されるスポーツ分野における活動の方針を決定する。
- 健康担当大臣の部局と連携し、スポーツにおける保健政策を策定する。予防、医療監視、研究及び教育における活動に取り組み、スポーツマンの健康保護を確保し、ドーピング対策を行う。
- 身体的及びスポーツ活動に関する法令を策定し、その実施を監視する。
- 雇用及び研修教育を所掌する。青少年社会教育市民活動局と連携して、推進活動、スポーツ及び市民活動における経済産業部門の促進、国土整備、持続可能開発に貢献し、雇用及び市民活動の発展につながる政策を策定、実施する。
- 地方出先機関及びスポーツ担当大臣の監督下に置かれた公施設法人によって推進される雇用及び研修教育のための活動を推進、調整する。
- 青少年社会教育市民活動局と連携して、推進活動及びスポーツにおける実践を発達させるために必要な職業上の能力と資格を分析する。全国レベルで適用される方針を決定する。
- 青少年社会教育市民活動局と連携して、スポーツ、推進活動、市民活動の分野において、職業上の免状及び研修教育に関する規則、及び知識経験の評価に関する規則を策定する。また、それらの適用を監視する。
- 全国レベルでの資格試験の運営及び知識経験の評価手続きの実施を推進、調整する。
- スポーツ局が制定した規則の適用により交付された資格や免状以外の免状、職業上の肩書、あるいは資格証書によって証明された資格を認定する。
- 外国の資格及び免状の同等性を定める。
- 国立青少年社会教育研究所（Institut national de la jeunesse et de l'éducation populaire）を除き、公施設法人を後見監督し、組織上の文書を策定する。
- スポーツ局は、中央機関、地方出先機関、スポーツ担当大臣の監督下に置かれた公施設法人に対して、管轄する分野において専門かつ諮問的な法務機能を担う。
- 管轄する分野において、裁判権に対する大臣の代理を務める。
- 予算及び財務機能を担い、担当する予算プログラムにおける予算額を策定する。スポーツ施設における技術的諮問機能及び予算プログラム機能を担う。

<sup>94</sup> Arrêté du 8 septembre 2008 modifiant l'arrêté du 30 décembre 2005 portant organisation des directions et sous-directions de l'administration centrale du ministère chargé de la jeunesse, des sports et de la vie associative

## 第2章 フランス

スポーツ局の組織体制は、「2012年4月30日付アレテ<sup>95</sup>」により改正された「2005年12月30日付アレテ<sup>96</sup>」に規定される。なお、スポーツ局組織図は公開されていない。

スポーツ局の局長（Directeur）はデクレにより任命される。2013年1月現在のスポーツ局長は、ティエリ・モジマン（Thierry Mosimann）氏である<sup>97</sup>。

図表-2-11 スポーツ局（DS）責任者の配置状況<sup>98</sup>

| 局課名称  | 担当者   |  |
|---|---|--|
| Direction des Sport<br>スポーツ局  | Directeur :<br>Thierry Mosimann,<br>administrateur civil hc   | 局長<br>ティエリ・モジマン<br>特別職上級行政官  |
|   | Adjointe au directeur, chef de<br>service : Annick Wagner,<br>administratrice civile  | 副局長、役務主任：<br>アニック・ヴァニエ<br>上級行政官                                      |
|   | Directeur de projet chargé de<br>conduire une réflexion relative au<br>devenir du site de Font-Romeu du<br>CREPS de Montpellier :<br>Gérard Bessière,<br>inspecteur principal de la jeunesse<br>et des sports | CREPS モンペリエのフォン・ロムを検<br>討するプロジェクト局長：<br>ジェラルム・バシエール<br>青少年・スポーツ主任監査官 |
| Mission Sport et développement<br>durable<br>スポーツ・持続可能開発係   | Chef de la mission :<br>Arnaud Jean   | 係長<br>アルノー・ジャン   |
| Mission des affaires juridiques et<br>contentieuses<br>法務・訴訟問題係                                     | Chef de la mission :<br>Charlotte Avril,<br>administratrice civile hc   | 係長<br>シャルロット・アヴリル<br>特別職上級行政官  |
| Mission de la synthèse financière<br>財務総括係  | Chef de la mission :<br>Laurent Genuini,<br>attaché d'administration  | 係長<br>ローレン・ジェニユイニ<br>行政専門官   |
| Mission d'observation du sport<br>スポーツ監視係   | Néant   | 空席   |
| Mission des affaires générales :<br>CGOCTS<br>総務係 : CGOCTS  | Cheffe de la mission :<br>Françoise Guyon   | 係長<br>フランソワーズ・ギヨン  |
| Sous-direction de la vie fédérale et du<br>sport de haut niveau<br>連盟活動高水準スポーツ準局                    | Sous-directeur :<br>Christian-Lucien Martin,<br>administrateur civil hc   | 準局長<br>クリスティアン=リュシアン・マルタン<br>特別職上級行政官                                |
| Bureau des fédérations, du sport de<br>haut niveau et du sport<br>professionnel<br>連盟高水準スポーツプロスポーツ室 | Cheffe du bureau :<br>France Poret-Thumann,<br>inspectrice principale de la<br>jeunesse et des sports   | 室長<br>フランス・ポレ=チュマン<br>青少年・スポーツ主任監査官                                  |
| Bureau des établissements publics<br>公施設法人室   | Cheffe du bureau :<br>Cécile Guignard,<br>administratrice civile  | 室長<br>セシール・ギニヤール   |

<sup>95</sup> Arrêté du 30 avril 2012 modifiant l'arrêté du 30 décembre 2005 portant organisation des directions et sous-directions de l'administration centrale du ministère chargé de la jeunesse, des sports et de la vie associative

<sup>96</sup> Arrêté du 30 décembre 2005 portant organisation des directions et sous-directions de l'administration centrale du ministère chargé de la jeunesse, des sports et de la vie associative

<sup>97</sup> 2012年7月19日付中央行政局長任命に関するデクレ（Décret du 19 juillet 2012 portant nomination d'un directeur d'administration centrale – M. Mosimann Thierry）

<sup>98</sup>

[http://annuaire.service-public.fr/services\\_nationaux/administration-centrale-ou-ministere\\_171832.html](http://annuaire.service-public.fr/services_nationaux/administration-centrale-ou-ministere_171832.html)

| 局課名称 |  | 担当者   |                                    |
|------|--|---|------------------------------------|
|      |  |   | 上級行政官                              |
|      | Bureau des relations internationales<br>国際関係室  | Chef du bureau :<br>Jean-Luc Janiszewski  | 室長<br>ジャン=リュック・ジャンゼヴスキ             |
|      | Sous-direction de l'action territoriale<br>地域活動準局  | Sous-directrice :<br>Claudie Sagnac,<br>administratrice civile hc                         | 準局長<br>クロディ・サニャック<br>特別職上級行政官      |
|      | Bureau du développement des<br>pratiques sportives et des relations<br>avec les services territoriaux<br>スポーツ活動地方組織連携発展室 | Cheffe du bureau :<br>Sylvie Mouyon-Porte,<br>inspectrice de la jeunesse et des<br>sports | 室長<br>シルヴィ・ムウイヨン=ポルト<br>青少年スポーツ監査官 |
|      | Bureau de la protection du public, de<br>la promotion de la santé et de la<br>prévention du dopage<br>市民保護健康促進ドーピング予防室   | Chef du bureau :<br>Jean-Pierre Bourely,<br>administrateur civil                          | 室長<br>ジャン=ピエール・ブールリイ<br>上級行政官      |
|      | Bureau des équipements sportifs<br>スポーツ施設室   | Chef du bureau :<br>Denis Roux,<br>ingénieur divisionnaire des TPE                        | 室長<br>ドゥニ・ルウ<br>TPE 本部技官           |
|      | Sous-direction de l'emploi et des<br>formations<br>雇用・研修教育準局   | Sous-directeur :<br>Vianney Sevaistre,<br>administrateur civil hc                         | 準局長<br>ヴィアネ・セヴェストル<br>特別職上級行政官     |
|      | Bureau de métiers, des diplômes et<br>de la réglementation<br>職業免状規則室  | Cheffe du bureau :<br>Audrey Perusin,<br>inspectrice de la jeunesse et des<br>sports      | 室長<br>オードレ・ペリュザン<br>青少年スポーツ監査官     |
|      | Bureau de la coordination des<br>certifications et du service public de<br>formation<br>資格調整研修教育公役務室                     | Cheffe du bureau :<br>Annie Lambert-Milon,<br>inspectrice de la jeunesse et des<br>sports | 室長<br>アニ・ランバール=ミロン<br>青少年スポーツ監査官   |
|      | Bureau de l'emploi et des branches<br>professionnelles<br>雇用職業部門室  | Chef du bureau :<br>Frédéric Steinberg,<br>attaché principal d'administration             | 室長<br>フレデリック・ステンベルグ<br>行政主任専門官     |
|      | Centre de gestion opérationnelle des<br>cadres techniques sportifs<br>スポーツ技術管理者業務管理センター                                  | Néant   | 空席                                 |

## 第2章 フランス

### ●青少年社会教育市民活動局

(DJEPVA : Direction de la Jeunesse, de l'Education Populaire et de la Vie Associative) <sup>99</sup>

「2005年12月30日付青少年スポーツ市民活動省中央行政組織にかかわるデクレ第2005-1795号」により、青少年社会教育局 (Direction de la jeunesse et de l'éducation populaire) 及び市民活動雇用研修教育局 (Direction de la vie associative, de l'emploi et des formations) が設置され、「2008年9月8日付デクレ第2008-907号<sup>100</sup>」第3条により、青少年社会教育市民活動局 (以下 DJEPVA) に組織が再編された。

DJEPVA の所管事項は、「2005年12月30日付青少年スポーツ市民活動省中央行政組織にかかわるデクレ第2005-1795号<sup>101</sup>」第3条により、次のとおり規定されている。

- 青少年社会教育市民活動局は、青少年、社会教育、市民活動のための政策を策定、調整、評価する。
- 青少年及び市民活動に関する省庁間行動を調整する。
- 青少年及び市民活動に関する地方出先機関の行動を促進、調整する。省の管轄下におかれた公施設機関による行動方針を決定する。
- 市民活動発展政策の策定及び実施に取り組む。
- 青少年及び社会教育に携わる団体の一般利益活動 (actions d'intérêt général) を支援する。全国青少年評議会 (Conseil national de la jeunesse) 及び全国青少年社会教育評議会 (Conseil national de l'éducation populaire et de la jeunesse) の常任事務局を務める。
- 学校休暇及び娯楽時の青少年保護を保障する。家庭外で青少年受入を行う際の規則を策定し、その適用を監視する。
- 青少年受入の教育的機能の価値を高める活動を支援する。スポーツ局と連携し、未成年者の受入体制に必要な能力と資格を分析する。
- 青少年及び社会教育における全国的に適用される方針を決定する。推進活動に際して非職業資格の免状や研修に関する規則を策定する。
- 社会福祉活動・家族法典 (code de l'action sociale et des familles) の規定に従い、青少年を集団的に受け入れて身体的活動を行う体制及び実務上の条件を決定する。
- 青少年の日常生活及び権利と義務に関する情報活動を追跡する。
- 若者の表現を大切にし、若者に開かれた対話と参加の仕組みを支援する。若者の率先した行動と意思決定を支援する。
- 2008年12月1日付活動的連帯所得手当 (revenu de solidarité active : RAS) <sup>102</sup>を一般化し統合政策を形成する法律第2008-1249号<sup>103</sup>第25条によって設立された青少年のための実体験基金 (fonds d'expérimentation pour la jeunesse) を促進する。基金の技術評議会 (conseil scientifique) 及び運営評議会 (conseil de gestion) の事務局を務める。
- 健康に害を及ぼす行動を防止するための政策を実施し、社会的職業的統合のための活動を支援する。
- 青少年、社会教育に関する欧州及び国際行動プログラムの開発に協力する。
- スポーツ局と連携し、推進活動や市民活動に関連した職業の研修規則に関する法的、技術的な監視を行う。

<sup>99</sup> スポーツ社会教育市民活動省ウェブサイト

<http://www.jeunes.gouv.fr/ministere-1001/missions-et-organisation/organisation-du-ministere/article/la-direction-de-la-jeunesse-de-l-3442>

<sup>100</sup> 2008年9月8日付2005年12月30日付青少年スポーツ市民活動省中央行政組織に関するデクレ第2005-1795号を改正するデクレ第2008-907号 (Décret n°2008-907 du 8 septembre 2008 modifiant le décret n°2005-1795 du 30 décembre 2005 portant organisation de l'administration centrale du ministère de la jeunesse, des sports et de la vie associative)

<sup>101</sup> 2010年9月3日付デクレ第2010-1058号 (Décret n°2010-1058 du 3 septembre modifiant le décret n°2005-1795 du 30 décembre 2005 portant organisation de l'administration centrale du ministère chargé de la jeunesse, des sports et de la vie associative) 第1条により改正

<sup>102</sup> 活動的連帯所得手当 (RSA) とは、社会参入所得手当 (RMI)、就労利得制度及び単親手当 (API) を統合・簡素化し、勤労所得の増加を給付額の増加に繋げるための最低所得保障制度のことをいう。

<sup>103</sup> Loi n° 2008-1249 du 1er décembre 2008 généralisant le revenu de solidarité active et réformant les politiques d'insertion

- 市民活動のための政策を策定、調整、評価する。
- 市民活動開発評議会（Conseil du développement de la vie associative）の運営管理を行う。
- あらゆる形態の団体参加（ボランティア、メセナ）の促進と発展に取り組む。団体の運営組織における男女平等を推進する。
- 市民活動に関する規則の策定に協力する。
- 他の行政組織に対して市民活動に関する専門性を発揮し、省庁間行動を調整する。
- 市民活動に関する地方出先機関の行動を促進し、調整する。
- 全国市民活動評議会（Conseil national de la vie associative）の事務局を務める
- 青少年社会教育市民活動局は、研究・調査を行い、最新データと経済的影響の面で市民活動、青少年、社会教育、スポーツの進展を考慮するための観測、データ収集、統計情報の手続を決定する。市民活動及びスポーツ促進に関するデータベース及び統計情報を担当する。
- 全国青少年市民活動研究所（Institut national de la jeunesse et de l'éducation populaire）を所管する。

DJEPVA の組織体制は、「2008 年 9 月 8 日付デクレ第 2008-907 号によって改正された 2005 年 12 月 30 日付アレテ<sup>104</sup>」第 9 条～第 13 条により規定されている<sup>105</sup>。

DJEPVA の局長はデクレにより任命される。2013 年 1 月現在の青少年社会教育市民活動局長はヤン・ディヴル（Yann Dyevre）氏<sup>106</sup>である。

図表—2-12 青少年社会教育市民活動局（DJEPVA）責任者の配置状況<sup>107</sup>

| 局課名称  | 担当者   |                             |
|---|---|-----------------------------|
| Direction de la jeunesse, de l'éducation populaire et de la vie associative<br>青少年社会教育市民活動局 | Directeur :<br>administrateur civil hc<br>Yann Dyevre                             | 局長<br>ヤン・ディヴル<br>特別職上級行政官   |
|   | Chargé de mission<br>Thierry Lasserre   | 任務担当<br>ティエリ・ラセール           |
|   | Expert de haut niveau, chargé de mission<br>Michel Delagree                       | 高水準専門家、任務担当<br>ミッシェル・デラグレ   |
| Sous-direction des politiques de jeunesse<br>青少年政策準局  | Sous-directrice :<br>administratrice civile hc<br>Catherine Lapix                 | 準局長<br>カトリーヌ・ラピ<br>特別職上級行政官 |
|   | Chargée de mission<br>Sylvie Martinez   | 任務担当<br>シルヴィ・マルティネ          |
|   | Chargé de mission SI<br>Jean-François Moritz                                      | 任務 SI 担当<br>ジャン=フランソワ・モリッツ  |
| Bureau des actions territoriales et interministérielles<br>地方省庁間活動室                         | Chef du bureau :<br>Isabelle Defrance   | 室長<br>イザベル・ドゥフランス           |
|   | Ajointe au chef du bureau :<br>Marianne Beseme                                    | 副室長<br>マリアンヌ・ブズム            |
|   | Mission d'animation du fonds d'expérimentations pour la jeunesse<br>Malika Kacimi | 青少年体験基金推進任務<br>マリカ・カシミ      |

<sup>104</sup> Arrêté du 30 décembre 2005 portant organisation des directions et sous-directions de l'administration centrale du ministère chargé de la jeunesse, des sports et de la vie associative

<sup>105</sup> 青少年社会教育市民活動局組織図（2012 年 6 月現在）

[http://jeunes.gouv.fr/IMG/pdf/2012\\_djepva\\_organigramme.pdf](http://jeunes.gouv.fr/IMG/pdf/2012_djepva_organigramme.pdf)

<sup>106</sup> 2008 年 9 月 11 日付中央行政局長任命に関するデクレ（Décret du 11 septembre 2008 portant nomination d'un directeur à l'administration centrale – M. Dyèvre Yann）

<sup>107</sup> DJEPVA の組織図 [http://jeunes.gouv.fr/IMG/pdf/2012\\_djepva\\_organigramme.pdf](http://jeunes.gouv.fr/IMG/pdf/2012_djepva_organigramme.pdf)

[http://lannuaire.service-public.fr/services\\_nationaux/administration-centrale-ou-ministere\\_171891.htm](http://lannuaire.service-public.fr/services_nationaux/administration-centrale-ou-ministere_171891.htm)

## 第2章 フランス

| 局課名称  | 担当者  |                                    |
|---|--|------------------------------------|
| Bureau de l'initiative, de l'information et de la participation des jeunes<br>青少年イニシアティブ情報参加室         | Chef du bureau :<br>Dominique Billet   | 室長<br>ドミニック・ピレ                     |
|   | Adjointe au chef du bureau,<br>Mission de l'engagement et des initiatives des jeunes<br>Sylvie Tumoine | 副室長<br>シルヴィ・テュモワンヌ                 |
| Bureau de la protection des mineurs en accueils collectifs et des formations JEP<br>集団受入による未成年保護及び研修室 | Chef du bureau :<br>Jérôme Fournier  | 室長<br>ジェローム・フルニエ                   |
|   | Adjoint au chef du bureau :<br>Francis Labreuche   | 副室長<br>フランソワ・ラブルウシュ                |
| Mission de la coopération européenne et internationale jeunesse, vie associative<br>国際欧州青少年協力市民活動係    | Chef de la mission :<br>Alexis Ridde   | 係長<br>アレクシ・リッド                     |
|   | Adjoint au chef de la mission :<br>Pierre Montaudon  | 副係長<br>ピエール・モントードン                 |
| Sous-direction de la vie associative et de l'éducation populaire<br>市民活動社会教育準局                        | Sous-directrice :<br>Sylvie Banoun   | 準局長<br>シルヴィー・バナウ                   |
|   | Chargée de mission :<br>Chantal Bruneau  | 任務担当<br>シャンタル・ブリュノー                |
| Bureau du partenariat associatif jeunesse et éducation populaire<br>青少年団体提携社会教育室                      | Chef du bureau :<br>Nancy Marrec   | 室長<br>ナンシー・マレック                    |
|   | Adjoints au chef de bureau :<br>Axel Vandamme<br>Luc Oreskovic   | 副室長<br>アクセル・ヴァンダム<br>リュック・オレスコヴィック |
| Bureau du développement de la vie associative, du volontariat et du bénévolat<br>市民活動ボランティア開発室        | Chef du bureau :<br>Charles-Aymeric Caffin   | 室長<br>シャルル=エムリック・カファン              |
|   | Adjoints au chef de bureau :<br>Dominique Cifuentes<br>Jacques Robert                                  | 副室長<br>ドミニク・シフュアンテス<br>ジャック・ロベール   |
| Bureau des affaires administratives et financières<br>総務財務室   | Chef du bureau :<br>Nelly Heribel  | 室長<br>ヌリィ・エリベル                     |
|   | Adjoints au chef de bureau :<br>Chantal Bourroche<br>Nadine Royer                                      | 副室長<br>シャンタル・ブーロシュ<br>ナディーヌ・ロイエ    |
| Mission des études, de l'observation et des statistiques<br>研究調査統計係                                   | Chef de la mission :<br>Brahim Laouisset   | 係長<br>ブライム・ラウイセ                    |
|   | Adjoint au chef de la mission<br>Patrick Thiry   | 副係長<br>パトリック・ティリィ                  |

## ●財務情報処理不動産業務局

(DAFIIS : Direction des Affaires Financières, Informatiques, Immobilières et des Services)

財務情報処理不動産業務局(以下 DAFIIS)は、旧財務法務業務局(DAFJS : Direction des Affaires Financières, Juridiques et des Services)が「2009年6月8日付デクレ<sup>108</sup>」により創設され、「2011年5月5日付デクレ<sup>109</sup>」により現在の名称に改称された。

なお、DAFIISは、スポーツ担当省と厚生省(Ministère des affaires sociales et de la Santé)の共同管轄下に置かれる。

DAFIISの任務は、「2009年6月8日付デクレ第2009-639号」第3条に次のように規定されている。

- 管轄省の複数年の戦略に対する予算の策定、実施、フォローアップ、報告について定めて、指揮する。
- 内部会計管理をとりまとめる。
- 様々な会計を維持することに協力する。
- 内部財務情報システムを構築する。
- 業績と運営管理のプロセスを管理する
- サポートプログラムの管理を行う。
- 管轄省の管理下に置かれた機関及び公施設法人に対する権限の行使に貢献する。
- 管轄省の情報システム構築の方法を支援する。
- 情報処理・電気通信インフラの活用と運営を行う、あるいは取り纏める。
- 管轄省の運営財源に関する政策を策定、実施する。
- 管轄省の権限内で不動産政策を決定する。
- 財務管理を確実に行う。
- 中央行政に関する操作を行う。
- 文献やアーカイブの情報資源政策を行う。
- 財務情報処理不動産業務局(DAFIIS)は、国立社会保健価格制定院(Cour nationale de la tarification sanitaire et sociale)の運営に必要な手段を提供する。
- 労働及び社会関係担当省との共通資源を管理する。

DAFIISは、「2012年2月22日付アレテ<sup>110</sup>」によって組織体制が規定される<sup>111</sup>。局長はデクレにより任命され、2013年1月現在の財務情報処理不動産業務局長はフランソワ・カレヨン(François Carayon)氏である<sup>112</sup>。

<sup>108</sup> 健康、社会問題、社会保護、スポーツ、青少年及び市民活動担当省中央行政に関する、及び、青少年スポーツ市民活動省中央行政組織に関わる2005年12月30日付デクレ第2005-1795号を補足するデクレ第2009-639号(Décret n°2009-639 du 8 juin 2009 relatif à l'administration centrale des ministères chargés de la santé, des affaires sociales, de la protection sociale, des sports, de la jeunesse et de la vie associative et complétant le décret n°2005-1795 du 30 décembre 2005 portant organisation de l'administration centrale du ministère de la jeunesse, des sports et de la vie associative)

<sup>109</sup> 2011年5月5日付健康、社会問題、社会保護、スポーツ、青少年及び市民活動担当省中央行政に関する、及び、青少年スポーツ市民活動省中央行政組織に関わる2005年12月30日付デクレ第2005-1795号を補足するデクレ第2009-639号を改正するデクレ2011-495号(Décret n°2011-495 du 5 mai 2011 modifiant le décret n°2009-639 du 8 juin 2009 relatif à administration centrale des ministères chargés de la santé, des affaires sociales, de la protection sociale, des sports, de la jeunesse et de la vie associative et complétant le décret n°2005-1795 du 30 décembre 2005 portant organisation de l'administration centrale du ministère de la jeunesse, des sports et de la vie associative)

<sup>110</sup> 2012年2月22日付財務情報処理不動産業務局の準局及び事務室の組成に関するアレテ(Arrêté du 22 février 2012 portant organisation de la direction des affaires financières, informatiques, immobilières et des services en sous-directions et en bureaux)

<sup>111</sup> 財務情報処理不動産業務局組織図

<http://www.sante.gouv.fr/IMG/pdf/organigrammedafiiinternet.pdf>

## 第2章 フランス

図表-2-13 財務情報処理不動産業務局（DAFIIS）責任者の配置状況<sup>113</sup>

| 局課名称  | 担当者   |                                      |
|---|---|--------------------------------------|
| Direction des Affaires Financières, Informatiques, Immobilières et des Services<br>財政情報処理不動産業務局 | Directeur :<br>François Carayon,<br>administrateur civil hc   | 局長<br>フランソワ・カレヨン<br>上級行政官特別職         |
|   | Chef de service, adjoint au directeur :<br>Jean-Loup Moussier,<br>administrateur civil hc                     | 役務主任、副局長<br>ジャン=ルウ・ムウシエ<br>上級行政官特別職  |
| Sous-direction des affaires financières<br>財務準局   | Sous-directeur :<br>Jean-Marc Betemps   | 準局長<br>ジャン=マルク・ベトン                   |
|   | Adjoint au Sous-directeur :<br>Christophe Tassart<br>Adjointe au Sous-directrice :<br>Brigitte Jurga-Hoffmann | 副準局長<br>クリストフ・タサル<br>ブリジッド・ジュルガ=オフマン |
| Bureau de la politique budgétaire<br>予算政策室  | Chef du bureau :<br>Xavier Tamby  | 室長<br>クザビエ・タンビィ                      |
|   | Adjoint au Chef du bureau :<br>Alexandre Israelian  | 副室長<br>アレクサンドル・イスラエリアン               |
| Bureau de la performance et du contrôle de gestion<br>業績運営管理室                                   | Chef du bureau :<br>Philippe Louvel   | 室長<br>フィリップ・ルウヴェル                    |
|   | Adjoint au Chef du bureau :<br>Malik Lahaoucine   | 副室長<br>マリク・ラアウシーヌ                    |
| Bureau du contrôle interne et des systèmes d'information financiers<br>内部管理・財務情報システム室           | Chef du bureau :<br>Véronique Bonnefoi  | 室長<br>ヴェロニック・ボンウフォワ                  |
|   | Adjoint au Chef du bureau :<br>Annick Golles  | 副室長<br>アニック・ゴール                      |
| Bureau du pilotage du programme support<br>サポートプログラム運営室   | Chef du bureau :<br>Evelyne Houdoin   | 室長<br>エヴリーヌ・ウドワン                     |
|   | Adjointe au Chef du bureau :<br>Cendrine Ambroise   | 副室長<br>ソンドリーヌ・アンブローズ                 |
| Bureau des agences régionales de santé<br>地方保健所室  | Chef du bureau :<br>Samuel Nouju  | 室長<br>サミュエル・ヌウジュ                     |
|   | Adjointe au Chef du bureau :<br>Mireille Yonnet   | 副室長<br>ミレイユ・ヨネ                       |
| Bureau de l'exécution de la dépense<br>支出実行室  | Chef du bureau :<br>Christine Flamant   | 室長<br>クリスティーン・フラマン                   |
|   | Adjointes au Chef du bureau :<br>Marie-Laure Lepoutre<br>Christine Lelievre                                   | 副室長<br>マリー=ロー・ルブートル<br>クリスティーン・ルリエール |
| Sous-direction des systèmes d'information<br>情報システム準局   | Sous-directeur :<br>Christophe Rouqule  | 準局長<br>クリストフ・ルキュル                    |
|   | Adjoint au Sous-directeur :<br>Eric David   | 副準局長<br>エリック・ダヴィッド                   |
| Bureau de l'appui stratégique et des méthodes<br>戦略支援方策室  | Chef du bureau :<br>Jean-Marie Bremont  | 室長<br>ジャン=マリー・ブルモン                   |
|   | Adjointe au Chef du bureau :<br>Emilie Cantat   | 副室長<br>エミリー・カンタ                      |
| Bureau des applications support<br>アプリケーションサポート室  | Chef du bureau :<br>Yves Guen   | 室長<br>イヴ・グアン                         |
|   | Adjoint au Chef du bureau :<br>Marc Dijoux  | 副室長<br>マルク・ディジュ                      |
| Bureau des infrastructures<br>インフラストラクチャー室  | Chef du bureau :<br>Eric Baudry   | 室長<br>エリック・ボドリィ                      |
|   | Adjointe au Chef du bureau :<br>Marielle Gonzales-Gomez   | 副室長<br>マリエル・ゴンザレス=ゴメツ                |

<sup>112</sup> 2009年6月11日付中央行政局長任命に関するデクレ（Décret du 11 juin 2009 portant nomination d'un directeur d'administration centrale – M. CARAYON François）

<sup>113</sup> DAFIIS の組織図 <http://www.sante.gouv.fr/IMG/pdf/organigrammedafiiinternet.pdf>,  
[http://lannuaire.service-public.fr/services\\_nationaux/administration-centrale-ou-ministere\\_171980.html](http://lannuaire.service-public.fr/services_nationaux/administration-centrale-ou-ministere_171980.html)

| 局課名称 |   | 担当者   |                                       |
|------|---|---|---------------------------------------|
|      | Mission d'animation de l'assistance informatique de proximité<br>近接情報支援推進係                | Chef de mission :<br>Christine Le Ball                                    | 係長<br>クリスティーヌ・ル・バル                    |
|      | Sous-direction des services généraux et de l'immobilier<br>一般役務不動産準局                      | Sous-directeur :<br>Patrick Le Gall                                       | 準局長<br>パトリック・ル・ガル                     |
|      | Fonctionnement courant<br>通常機能  | Adjointe au Sous-directeur :<br>Agnès Collo                               | 準局長<br>アニエス・コロ                        |
|      | Bureau des équipements<br>施設室   | Chef du bureau :<br>Xavier Regord   | 室長<br>グザビエ・ルゴール                       |
|      |   | Adjoint au Chef du bureau :<br>Jean-Bernard Villance                      | 副室長<br>ジャン=ベルナル・ヴィランス                 |
|      | Bureau des prestations de services<br>役務提供室   | Chef du bureau :<br>Philippe Sambussy                                     | 室長<br>フィリップ・サンビュシ                     |
|      |   | Adjoint au Chef du bureau :<br>Bertin Fleury                              | 副室長<br>ベルタン・フルウリ                      |
|      | Bureau du budget des services<br>役務予算室  | Chef du bureau :<br>Sophie de Castelnaud                                  | 室長<br>ソフィー・ドゥ・カステルノー                  |
|      | Immobilier<br>不動産   | Adjoint au Sous-directeur :<br>Philippe Benoist                           | 準局長<br>フィリップ・ブノワ                      |
|      | Bureau de la politique et de la gestion immobilière<br>不動産政策管理室                           | Chef du bureau :<br>Karim Beddek  | 室長<br>カリム・ブデック                        |
|      |   | Adjoint au Chef du bureau :<br>Alexandra Bontemps-Weishaupt               | 副室長<br>アレクサンドラ・ボントン=ワイスマプト            |
|      | Bureau des opérations immobilières<br>不動産業務室  | Chef du bureau :<br>Alban Garillon  | 室長<br>アルバン・ガリヨン                       |
|      |   | Adjoints au Chef du bureau :<br>Virginie Dupre<br>Philippe Lebon          | 副室長<br>ヴィルジニー・デュブル<br>フィリップ・ルボン       |
|      | Bureau de la maintenance<br>メンテナンス室   | Chef du bureau :<br>Philippe Marot  | 室長<br>フィリップ・マロ                        |
|      | Synthèses et gestion de la connaissance<br>知識総括管理   | Adjoint au Sous-directeur :<br>Patrice Loriot                             | 準局長<br>パトリス・ルリオ                       |
|      | Bureau de la politique documentaire<br>資料政策室  | Chef du bureau :<br>Catherine Baude                                       | 室長<br>カトリーヌ・ボード                       |
|      |   | Adjoints au Chef du bureau :<br>Marie Delpont<br>Stéphane Marguerin       | 副室長<br>マリー・デルポワン<br>ステファン・マルグラン       |
|      | Bureau des archives<br>古文書室   | Chef du bureau :<br>Hélène Lhoumeau                                       | 室長<br>エレヌ・ルモー                         |
|      |   | Adjoints au Chef du bureau :<br>Jean-Pierre Briere<br>Marie-Elodie Benoit | 副室長<br>ジャン=ピエール・ブリエール<br>マリー=エロディ・ブノワ |
|      | Bureau de l'accueil et de la sécurité<br>受付安全室  | Chef du bureau :<br>Jean-Charles Meglas                                   | 室長<br>ジャン=シャルル・ムグラ                    |
|      |   | Adjoint au Chef du bureau :<br>Loïc GALL                                  | 副室長<br>ロイック・ガル                        |
|      | Direction de projet chargé mission achat et développement durable<br>購買・持続可能開発担当プロジェクト局   | Directeur :<br>Erick Glippa   | 局長<br>エリック・グリッパ                       |
|      | Direction de projet chargé de mission Relations avec les réseaux<br>ネットワークリレーション担当プロジェクト局 | Directeur :<br>Luc Paraire  | 局長<br>リュック・パレール                       |
|      | Bureau des ressources humaines et de l'administration générale<br>人事総務室                   | Chef du bureau<br>Annick Duffour  | 室長<br>アニック・デュフール                      |
|      |   | Adjointe au Chef du bureau<br>Valérie Garnier                             | 副室長<br>ヴァレリー・ガルニエ                     |
|      | Mission communication<br>コミュニケーション係   | Chef de la mission communication :<br>Sylvie Goldberg-Bismuth             | 係長<br>シルヴィ・ゴールドベルグ=ビスマス               |
|      | Mission Stratégie et modernisation<br>戦略近代化係  | Chargée de la mission<br>Isabelle Lerat-Petitjean                         | 担当<br>イザベル・ルラ=プティジャン                  |

## 第2章 フランス

### ●人事局

(DRH : Direction des ressources humaines) <sup>114</sup>

人事局(以下 DRH)は、「2009年6月8日付デクレ第2009-639号」により設置され、スポーツ担当省の中央行政機関や地域出先機関、スポーツ担当省の管轄下に置かれた公施設法人の人事政策を決定し、従事する職員の人材管理を行う。

なお、DRHは、スポーツ担当省と厚生省(Ministère des affaires sociales et de la Santé)の共同管轄下に置かれる。

DRHの任務は、「2009年6月8日付デクレ第2009-639号」第2条に規定され、次のとおりである。

- 労働、雇用、職業研修にかかわる部局について規定する1990年7月30日付デクレ<sup>115</sup>第5条bが定める労働雇用職業研修省役務近代化局(La direction de l'administration générale et de la modernisation des services du ministère du travail, de l'emploi et de la formation professionnelle assure)及び行政総局、ならびに健康、社会福祉、社会保護、スポーツ、青少年、市民活動の担当省人事局、社会福祉総監査課(inspection générale des affaires sociales)の職員を除き、省職員の個人的、組織的管理政策を決定、実施する。
- 職員ならびに社会福祉活動政策、労働条件、労災条件に係る職員代表との社会的関係を取りまとめ、進展させる。
- 職員の権利と義務を遵守させる。
- 省内の任務遂行に必要な職員の能力開発を計画、支援、開発する。
- 高官、管理職の個別管理において社会福祉担当省の事務総局長を補佐する。

### ●青少年スポーツ監査部

(IGJS : Service de l'Inspection Générale Jeunesse et Sports) <sup>116</sup>

青少年スポーツ監査部(以下 IGJS)は、2002年1月10日付デクレ第2002-53号<sup>117</sup>により官吏の地位が規定され、スポーツ青少年市民活動担当省の管理の下で監査、管理、研究、情報、諮問、評価に関する任務を担い、青少年スポーツ総監査(inspecteurs généraux)、総監査補佐役(chargés de mission d'inspection générale)、事務局(secrétaire général)、労働健康安全監査(inspection santé et sécurité au travail)からなる<sup>118</sup>。監査部長はスポーツ青少年市民活動担当大臣アレテにより任命され、任期5年で更新が可能である<sup>119</sup>。

<sup>114</sup> スポーツ担当省ウェブサイト

<http://www.sports.gouv.fr/index/qui-sommes-nous/organisation/le-ministere-des-sports/direction-des-ressources-humaines>

<sup>115</sup> Décret n°90-665 du 30 juillet 1990 relatif à l'organisation de l'administration centrale du ministère du travail, de l'emploi et de la formation professionnelle et du ministère de la solidarité, de la santé et de la protection sociale

<sup>116</sup> スポーツ担当省ウェブサイト

<http://www.sports.gouv.fr/index/qui-sommes-nous/organisation/le-ministere-des-sports/inspection-generale-ig>

青少年スポーツ総監査部 2011年度活動報告(Inspection générale de la jeunesse et des sports, rapport d'activité 2011) <http://www.sports.gouv.fr/IMG/pdf/arapport.pdf>

<sup>117</sup> Décret n°2002-53 du 10 janvier 2002 portant statut particulier du corps de l'inspection générale de la jeunesse et des sport

<sup>118</sup> スポーツ青少年社会教育市民活動省組織図 <http://www.sports.gouv.fr/IMG/pdf/2012.pdf>

<sup>119</sup> スポーツ担当省ウェブサイト

<http://www.sports.gouv.fr/index/qui-sommes-nous/organisation/le-ministere-des-sports/inspection-generale-ig>

IGIS の任務は、「2002 年 1 月 10 日付デクレ第 2002-53 号」第 1 条に、次のように規定されている。

- 監査官は、行政、財務、会計、経済分野において、スポーツ担当省下の中央行政組織及び地方出先機関、ならびに当省管轄下に置かれた公施設法人及び組織の職員及び活動の監査・管理を実施する。
- 公共政策及び関連するプログラムや施策の評価を実施する。
- 専門知識に基づき、助言、提言、援助、支援を行う。
- スポーツ担当大臣の認可の下で、監査官は権限内において他の大臣、公共団体、外国政府あるいは国際組織の要請に応じる。

#### ● 広報室（COMM : Bureau de la Communication）<sup>120</sup>

広報室は大臣官房室及び中央行政組織と連携し、省のコミュニケーション政策を策定、実施する。2012 年 11 月現在のスポーツ担当省広報室長は、ヴィルジニ・ムニエ（Virginie Meunier）氏（行政主任専門官）である<sup>121</sup>。

広報室の任務は次のとおりである<sup>122</sup>。

- 大臣官房（cabinet du ministre）及び中央行政機関によって定められる方針に従って、制度上の活動を策定する。
- 会議や展示会などのイベントを企画・運営する。
- スポーツ担当省及び大臣の記者会見を組織し、制度上の報道関係を管理する。
- スポーツ担当省の管轄領域における日刊プレス及び視聴覚メディア活動を行う。
- スポーツ担当省編集雑誌「Relais（ルレ）」及びインターネットなど、情報媒体を管理する。

#### ● 大臣官房室（Bureau du cabinet）

スポーツ担当省の大臣官房室は、スポーツ青少年市民活動担当大臣、国民教育大臣、労働・雇用担当大臣、厚生大臣、社会連帯統合担当大臣の共同監督下に置かれる。2012 年 11 月時点の大臣官房室の室長は、エヴリーヌ・シェル＝リシャル（Evelyne Scher-Richard）氏<sup>123</sup>である。

#### ● 防衛公安高等官（HFDS : Haut fonctionnaire de défense et de sécurité）

防衛公安高等官（HFDS）は、高級官僚（haute fonction publique）の警護・安全に務めることを任務とし、その職権は防衛法典第 R1143-1 条～第 R1143-8 条に規定される<sup>124</sup>。

<sup>120</sup> スポーツ担当省ウェブサイト

<http://www.sports.gouv.fr/index/qui-sommes-nous/organisation/le-ministere-des-sports/bureau-de-la-communication-comm>

<sup>121</sup> [http://lannuaire.service-public.fr/services\\_nationaux/administration-centrale-ou-ministere\\_172013.html](http://lannuaire.service-public.fr/services_nationaux/administration-centrale-ou-ministere_172013.html)

<sup>122</sup> スポーツ担当省ウェブサイト

<http://www.sports.gouv.fr/index/qui-sommes-nous/organisation/le-ministere-des-sports/bureau-de-la-communication-comm>

<sup>123</sup> [http://lannuaire.service-public.fr/services\\_nationaux/cabinet-ministeriel\\_168333.html](http://lannuaire.service-public.fr/services_nationaux/cabinet-ministeriel_168333.html)

<sup>124</sup> 防衛公安高等官組織図（2010 年 9 月時点）

[http://www.sante.gouv.fr/IMG/pdf/organigrammeHFDS\\_13septembre10.pdf](http://www.sante.gouv.fr/IMG/pdf/organigrammeHFDS_13septembre10.pdf)

## 第2章 フランス

### ④ スポーツ担当省地方組織<sup>125</sup>

スポーツ分野における地域レベルでの国家政策は、伝統的に青少年政策に関連して行われてきたが、最近では社会統合政策に付随されるようになった。

スポーツ担当省の地域圏の出先機関としては、2010年にフランス本土の22の地域圏に青少年スポーツ社会統合地域圏局（DRJSCS：Directions régionales de la jeunesse, des sports et de la cohésion sociale）が設置され、「2009年12月10日付青少年スポーツ社会統合地域圏局の組成と任務に関するデクレ第2009-1540号<sup>126</sup>」の規定に基づき、青少年、社会教育（éducation populaire）、市民活動（vie associative）、スポーツ、社会統合（cohésion sociale）に関する施策を統率、調整する任務を担う。

また、青少年スポーツ社会統合地域局（DRJSCS）は、スポーツ実践、高水準スポーツ、研修及び身体的・スポーツ活動認定、自然スポーツの発展、スポーツ医学、ドーピング予防と対策、スポーツ施設調査と計画、反社会的行動及び暴力対策の施策運営で中央行政とのリエゾンの役割を担う。

県レベルでは2010年に県知事（préfet de département）の管轄下に置かれ、首相府が権限を有する国の地方出先機関で、スポーツ政策を担当する省庁間県局（DDI：Directions départementales interministérielles）として県の規模に応じて、50の県に社会統合県局（DDCS：direction départementales de la cohésion sociale）が、人口40万人以下の46の県に社会統合人口保護県局（DDCSPP：Directions départementales de la cohésion sociales et de la protection des populations）が設置され、「2009年12月3日付省庁間県局に関するデクレ第2009-1484号<sup>127</sup>」の規定に基づき、社会統合政策、青少年、スポーツ、市民活動、社会教育に関する政策を実施する。

また、海外県<sup>128</sup>では4つの青少年スポーツ県局（DDJS：direction départementales de la jeunesse et des sports）が、2011年1月に青少年スポーツ社会統合地域圏局（DRJSCS）となった。

<sup>125</sup> スポーツ担当省ウェブサイト

<http://www.sports.gouv.fr/index/qui-sommes-nous/organisation/l-organisation-territoriale-drdjs/services-dec-oncentres-drdjs-et/>

<sup>126</sup> Décret n°2009-1540 du 10 décembre 2009 relatif à l'organisation et aux missions des directions régionales de la jeunesse, des sports et de la cohésion sociale

<sup>127</sup> Décret n°2009-1484 du 3 décembre 2009 relatif aux directions départementales interministérielles

<sup>128</sup> フランスの海外県には、カリブ海のグアドループ（Guadeloupe）及びマルティニーク（Martinique）、インド洋のレユニオン（Réunion）、南米のギアヌ（Guyane）の4つがある。

図表-2-14 スポーツに関わりのある行政組織<sup>129</sup>

|                              |         |   |                   |
|------------------------------|---------|---|-------------------|
| 局<br>(スポーツ)                  | DS      | Direction des sports  | スポーツ局             |
|                              | DJEPVA  | Direction de la jeunesse, de l'éducation populaire, de la vie associative             | 青少年社会教育市民活動局      |
|                              | IGJS    | Inspection générale jeunesse et sports  | 青少年スポーツ総監査部       |
|                              | BCOMJS  | Bureau de la communication jeunesse et sports   | 青少年スポーツコミュニケーション室 |
| Niveau territorial<br>地方組織   | DRJSCS  | Directions régionales de la jeunesse, des sports et de la cohésion sociale            | 青少年スポーツ社会統合地域圏局   |
|                              | DJSCS   | Direction de la jeunesse, des sports et de la cohésion sociale                        | 青少年スポーツ社会統合局      |
|                              | DDCS    | Directions départementales de la cohésion sociale                                     | 社会統合県局            |
|                              | DDCSPP  | Directions départementales de la cohésion sociale et de la protection des populations | 社会統合市民保護県局        |
| Directions<br>局<br>(その他)     | DGS     | Direction générale de la santé  | 保健総局              |
|                              | DGEFP   | Direction générale à l'emploi et à la formation professionnelle                       | 雇用職業研修総局          |
|                              | DIO     | Délégation à l'information et à l'orientation   | 進路指導委員            |
|                              | DGESIP  | Direction générale pour l'enseignement supérieur et l'insertion professionnelle       | 高等教育職業編入総局        |
|                              | DEGESCO | Direction générale de l'enseignement scolaire   | 学校教育総局            |
|                              | DGCS    | Direction générale de la cohésion sociale   | 社会統合総局            |
| Opérateurs nationaux<br>国立施設 | ASC     | Agence du service civique   | 公民業務庁             |
|                              | CNDS    | Centre national de développement du sport   | 国立スポーツ振興センター      |
|                              | INSEP   | Institut national du sport de l'expertise et de la performance                        | 国立スポーツ専門技術競技力向上学院 |
|                              | INJEP   | Institut national de la jeunesse et de l'éducation populaire                          | 国立青少年社会教育学院       |
|                              | ENSM    | Ecole nationale des sports de montagne  | 国立山岳スポーツ学校        |
|                              | ENV     | Ecole nationale de voile et des sports nautiques                                      | 国立ヨット水上スポーツ学校     |
|                              | ENE     | Ecole nationale d'équitation  | 国立馬術学校            |
|                              | MNS     | Musée national du sport   | 国立スポーツ博物館         |
| Directions supports<br>支援局   | DRH     | Direction des ressources humaines   | 人事局               |
|                              | DAFIIS  | Direction des affaires financières, informatiques, immobilières et des services       | 財務情報処理不動産業務局      |
|                              | SG      | Secrétariat général   | 事務総局              |

### ●青少年スポーツ社会統合地域圏局

(DRJSCS : Directions régionales de la jeunesse, des sports et de la cohésion sociale) <sup>130</sup>

「2009年12月10日付青少年スポーツ社会統合地域圏局の組成と任務に関するデクレ第2009-1540号」により、各地域圏の青少年スポーツ地域圏局(DRJS : Direction régionale de la jeunesse et des sports)、保健衛生福祉地域圏局(DRASS : Direction régionale des affaires sanitaires et sociales)、社会統合機会均衡庁(ACSE : Agence Nationale pour la cohésion sociale et l'égalité des chances)を統合し、青少年スポーツ社会統合地域圏局(以下 DRJSCS)が設置された。

DRJSCS は、社会福祉、スポーツ、青少年、市民活動、社会教育を担当する大臣の権限下に置かれた地方出先機関であり、社会的包摂(inclusion sociale)政策と社会的関係(lien social)を促進させる政策によって社会統合問題に対する政府の施策を強化すること、さらに、社会、スポーツ、青少年、市民活動、社会教育に関する政策を実施する能力を高めることを目的とする。

<sup>129</sup> プレスリリース「2013年度予算案、スポーツ担当省(MSJEPA) p.9

<sup>130</sup> 青少年・スポーツ・社会統合地域圏局ウェブサイト <http://www.drjscs.gouv.fr/>

## 第2章 フランス

DRJSCS の活動は、社会政策、スポーツ政策、青少年・市民活動・社会教育政策の3つの柱からなり、スポーツ政策はスポーツ担当省のスポーツに関する権限に基づいて、次の施策を統率、調整する役割を行う<sup>131</sup>。

- スポーツ実践のアクセス
- 高水準スポーツ及びプロスポーツ
- スポーツ又は身体的活動の分野における研修教育及び資格認定
- 自然スポーツの抑制された開発
- スポーツ医学の発達
- ドーピング予防及びドーピング物質の不正取引対策
- スポーツ施設の調査と計画
- スポーツにおける無法な行いの予防及び暴力対策

なお、「2009年12月10日付青少年スポーツ社会統合地域圏局の組成と任務に関するデクレ第2009-1540号」第2条の規定により、DRJSCS は地域圏長官（*préfet de région*）の管轄下及び県知事の権限内において、次の任務を担う。

- 社会、スポーツ、青少年、市民活動、社会教育にかかる政策の運営、調整、実施を行う。そのために必要な条件を確定し、大臣によって定められる方針及び訓令の適用における一貫性に留意する。
- 社会政策においては主に、社会排除の予防及び対策、弱者の保護及び宿所の確保、障害者の社会統合、都市政策の社会活動、差別予防及び対策、機会均衡促進、社会福祉業務の研修及び資格、医療業務以外の保健業務の資格を取り扱う。
- スポーツ政策においては主に、スポーツ実践へのアクセス、高水準スポーツ、プロスポーツ、身体的あるいはスポーツ活動における研修及び資格、自然スポーツの抑制された開発、スポーツ医学の発展、ドーピング予防、ドーピング物質の不正取引対策、スポーツ施設の調査及び整備計画、反社会的行動対策及びスポーツにおける暴力対策を取り扱う。
- 青少年・市民活動・社会教育政策においては、青少年情報、青少年社会統合及び社会参加、自立性の発展、国際的な可動性について取り組む。また、年少者及び青少年の集団娯楽の教育の質、未成年者の集団受入における利用者の安全性、推進活動業務の研修及び資格、年齢に対応した社会教育の促進、市民活動の振興、ボランティア活動の養成と認知、ボランティア促進について取り扱う。
- 権限の行使において、青少年スポーツ社会統合地域圏局は、青少年及び弱者の社会及び職業統合ならびに住居確保に貢献する。
- 青少年スポーツ社会統合地域圏局は、これら政策において、県知事によって地域圏に実施される活動の企画、計画、資金支援、監督する任務を担う。
- 青少年スポーツ社会統合地域圏局は、社会統合、青少年、社会教育、スポーツ及び市民活動の分野における政策の調査、評価を行う任務を担う。恵まれない人たちの特に宿所や社会住宅における社会的ニーズの調査及び分析を行うことに貢献する。
- 青少年スポーツ社会統合地域圏局は、県知事に未成年者集団の受入れ、身体的及びスポーツ活動施設、社会施設の管理及び監査に関する専門性と技術支援を提供する。
- 地域圏長官の権限下で、青少年スポーツ社会統合地域圏局は、社会統合、スポーツ、青少年、社会教育及び市民活動の分野における地域圏の諮問機関あるいは運営機関の事務局を担う。
- 権限の行使において、青少年スポーツ社会統合地域圏局は、地方公共団体、社会安全組織、公共施設及び公法及び私法による法人の決定機関と協力し、一貫した主導的活動と取組みに留意する。

DRJSCS の組織体制は、「スポーツ」拠点、「社会統合、青少年、市民活動」拠点、「研修・資格」拠点、「サポート機能」拠点、「戦略横断的機能」拠点の5つの活動拠点（*pôles d'activités*）を中心に構成される。「スポーツ」拠点は、高水準スポーツの振興、スポーツマンの健康保護施策、ドーピング対策など地域圏のスポーツ政策を支援、推進する組織である。

<sup>131</sup> スポーツ担当省ウェブサイト

<http://www.sports.gouv.fr/index/qui-sommes-nous/organisation/l-organisation-territoriale-drjds/services-deconcentres-drjds-et/>

●社会統合県局（DDCS：Direction départementales de la cohésion sociale）

「2009年12月3日付省庁間県局に関するデクレ第2009-1484号」第4条の規定に従い、社会統合県局（DDCS）は、社会統合政策及び青少年、スポーツ、市民活動、社会教育に関する政策を所管し、次の政策を管轄の県で実施する。

- 社会排除の予防と対策、弱者の保護、障害者の社会統合、都市政策における社会福祉活動、住宅の社会的機能、差別対策、機会均等の促進
- 社会役務及び施設の入受条件ならびに機能の監査及び監督
- 身体的及びスポーツ活動の振興と監督、自然スポーツの制御された開発、反社会的行動に対する予防、スポーツにおける暴力対策
- 青少年の社会参加、自発性、表現、情報、自立性、国際的可動性のための活動の推進
- 市民活動、ボランティアの発展と支援、年齢に対応した社会教育の促進
- 女性の権利、男女平等
- 最も脆弱な人たちの健康に対する優先的ニーズの特定と考慮、薬物中毒者及び薬物依存者対策
- ドーピング予防
- 社会的及びスポーツ施設の計画及び編成
- 危機予防及び国家安全計画
- 青少年及び社会弱者の職業統合
- 職号研修、資格、及び調査、ならびにスポーツ、青少年、社会教育、社会福祉分野の雇用
- 社会統合県局は、移民の統合、難民申請者の受入及び宿所の準備を担うこともある。
- 社会統合県局の局長は、スポーツ担当省の委任により免状を交付する。

●社会統合人口保護県局

（DDCSPP：Directions départementales de la cohésion sociales et de la protection des populations :）

社会統合・人口保護県局（DDCSPP）の主な任務は次のとおりである。

- 身体的及びスポーツ活動の促進
- 身体的及びスポーツ活動の施設、その活動を行う教育者、スポーツ実践の安全の監督
- 自然スポーツの抑制された開発
- スポーツにおける無法な行いの予防及び暴力対策

## 第2章 フランス

### (イ) 権限の根拠

フランスでは、スポーツ担当省が国家的なスポーツ政策を所管する権限を有し、現行法では「2012年5月24日付スポーツ青少年社会教育市民活動大臣の権限に関するデクレ第2012-782号」にスポーツ担当大臣がスポーツにおける国家政策を担うことが明記されている。

#### 第1条

スポーツ青少年社会教育市民活動大臣は、以下に関する政府としての政策を策定し、実践する。

- ① 青少年のための活動
- ② 市民活動の発展
- ③ 社会教育の発展
- ④ 運動・スポーツ活動

複数の省庁、部署が関係する場合はその調整役を務める。

また、スポーツ担当省の中央行政機関（administration centrale）であるスポーツ局が国及び国際スポーツを所管することが、「2005年12月30日付青少年スポーツ市民活動省中央行政組織にかかわるデクレ第2005-1795号」に規定されている。

#### 第2条

スポーツ局は国の、及び国際的な市民スポーツにおける権限を有し、また、教育及び高等教育担当省と連携して、学校の、及び大学のスポーツにおける権限を有する。

なお、スポーツ政策における国の役割がスポーツ法典に明記されている。

#### 第L111-1条

I—国は、あらゆる関係者と連携して、様々な身体的活動、スポーツ活動の専門家を導く研修を組織し、相当する免状の交付を行い、それらを監視する。

II—国は、身体障害者の身体的活動、スポーツ活動の分野で、専門的なスポーツ幹部職の研修に貢献する。

III—国は、1992年2月6日付共和国地域行政に関する法律第92-125号第7条に定められる条件で、身体的・スポーツ活動分野への個々の助成に関する協約を地方公共団体と締結しうる。

## (ウ) 財源

スポーツ担当省のスポーツ政策予算にかかる財源は国の一般会計であるが、わずかながら特別勘定 (comptes spéciaux) も充当される。特別勘定は我が国の特別会計に相当するもので、国の部局において付随的に生ずる商業活動を経理するものである<sup>132</sup>。

いっぽう、国のスポーツ政策全般でみると、スポーツ担当省のスポーツ政策のほかにも、国立スポーツ振興センター (CNDS : Centre nationale pour le développement du sport) が実施しているスポーツ団体への補助金の交付、及び厚生省が主体となって実施するプログラム 124「保健衛生・社会・スポーツ・青少年・市民活動政策の統率と支援(Conduite et soutien des politiques sanitaires, sociales, du sport, de la jeunesse et de la vie associative)」の予算がある<sup>133</sup>。厚生省の財源は、スポーツ担当省と同じく一般会計である。国立スポーツ振興センターの財源は、フランスくじ公社の宝くじやスポーツくじの売上金からの配分、スポーツ行事のテレビ放映権料などがある。

図表-2-15 2012年～2013年度スポーツ政策全般の予算 財源別(単位:百万ユーロ)<sup>134</sup>

|                 |                        | 最大多数<br>のための<br>スポーツ振興 | 高水準<br>スポーツ<br>の発展 | スポーツにお<br>ける予防と<br>スポーツマン<br>保護 | スポーツ<br>職業の<br>振興 | 合計     |
|-----------------|------------------------|------------------------|--------------------|---------------------------------|-------------------|--------|
| 2012<br>年度      | 国:スポーツ担当省 プログラム 219    | 16.74                  | 185.89             | 19.45                           | 33.37             | 225.44 |
|                 | 国:特別充当勘定               | 19.50                  | 0.50               | 0.05                            | -                 | 20.05  |
|                 | 国以外:国立スポーツ振興センター(CNDS) | 207.20                 | 44.50              | -                               | -                 | 252.70 |
|                 | 国:厚生省 プログラム 124        | 114.35                 | 65.63              | 52.65                           | 77.17             | 309.80 |
| 2012年度計         |                        | 357.79                 | 297.51             | 72.14                           | 110.54            | 837.98 |
| 2013<br>年度      | スポーツ担当省 プログラム 219      | 8.24                   | 173.82             | 19.08                           | 31.09             | 232.24 |
|                 | 特定財源充当                 | 19.50                  | 0.45               | 0.03                            | -                 | 19.97  |
|                 | 国立スポーツ振興センター(CNDS)     | 204.70                 | 45.50              | -                               | -                 | 250.20 |
|                 | 厚生省 プログラム 124          | 111.15                 | 102.80             | 50.02                           | 80.48             | 344.44 |
| 2013年度計         |                        | 343.59                 | 322.56             | 69.12                           | 111.58            | 846.85 |
| 2012年度-2013年度増減 |                        | ▲14.20                 | +25.06             | ▲3.02                           | +1.04             | +8.87  |
| 2013年度-2012年度対比 |                        | ▲3.97%                 | +8.42%             | ▲4.19%                          | +0.94%            | +1.06% |

<sup>132</sup> 特別勘定には、特定財源から特定支出へ充当する特別充当勘定のほか、国が国際金融支援や自治体に貸し付ける金融支援勘定、国の資産債務管理にかかる商業勘定、貨幣発行や IMF との取引等にかかる通貨取引勘定、の合計4種類がある。参考:松浦茂(2008)「イギリス及びフランスの予算・決算制度」国立国会図書館調査及び立法考査局 レファレンス 2008.5 p.119  
[http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200805\\_688/068806.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200805_688/068806.pdf)

<sup>133</sup> プログラム 124 は厚生省のミッション「連帯、統合、機会平等 (Solidarité, insertion et égalité des chances)」に属している。

<sup>134</sup> 2013年度予算法案「スポーツ・青少年・市民活動」に関する国民議会意見書第252号、p.17

## 第2章 フランス

### (工) 予算

年次の予算は、一般会計、附属会計、特別勘定の3つに区分され、一般会計の歳出予算にはミッション、プログラム、アクションという科目区分が設けられる。また、省の予算はミッション単位で議決され、歳出目的を特定する科目としてプログラムが置かれ、これがさらにアクションに細分化される構造となっている。

スポーツ担当省の政策全般のミッションは「スポーツ、青少年、市民活動」であり、スポーツ政策にかかるプログラムは「プログラム 219『スポーツ』」である。さらに「プログラム 219『スポーツ』」は、4つのアクションに細分化されている。

図表-2-16 2013年度スポーツ担当省予算（単位：ユーロ）

| プログラム名    | 債務負担行為 (AE) | 支払許容費 (CP)  |
|-----------|-------------|-------------|
| 219「スポーツ」 | 252,283,372 | 255,438,709 |

図表-2-17 2013年度スポーツ担当省の予算構造

| ミッション<br>「スポーツ、青少年、市民活動」 | プログラム 219「スポーツ」            |                        |                                 |                       |
|--------------------------|----------------------------|------------------------|---------------------------------|-----------------------|
|                          | アクション1<br>「最大多数のためのスポーツ振興」 | アクション2<br>「高水準スポーツの発展」 | アクション3<br>「スポーツにおける予防とスポーツマン保護」 | アクション4<br>「スポーツ職業の振興」 |
|                          |                            |                        |                                 |                       |

予算の執行は、債務負担行為 (AE : autorisations d'engagement) と支払許容費 (CP : crédits de paiement) とに区分して実施される。

債務負担行為は、複数年度にわたる契約行為に対して契約可能な金額の上限が示されるものである。いっぽう支払許容費は、予算組織法上単年度の支出の上限が示されるものであるが、同一プログラムに対する支出に関しては翌年度への繰り越しが認められている。

2013年度予算案「スポーツ、青少年、市民活動」の債務負担行為 (AE) と支払許容費 (CP) は次のとおりである。

図表-2-18 2011年～13年度 プログラム 219「スポーツ」予算（単位：ユーロ）<sup>135</sup>

|                        | 債務負担行為 (AE) |             |             | 支払許容費 (CP)  |             |             |
|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                        | 2011        | 2012        | 2013        | 2011        | 2012        | 2013        |
| スポーツ政策 (アクション)         | 205,073,565 | 252,283,372 | 225,489,049 | 216,565,118 | 255,438,709 | 232,240,359 |
| 1. 最大多数のためのスポーツ振興      | 18,314,395  | 16,585,830  | 8,241,286   | 17,964,395  | 16,735,830  | 8,241,286   |
| 2. 高水準スポーツの発展          | 135,389,938 | 182,880,215 | 167,071,291 | 147,231,491 | 185,885,552 | 173,822,601 |
| 3. スポーツにおける予防とスポーツマン保護 | 19,673,550  | 19,445,825  | 19,081,937  | 19,673,550  | 19,445,825  | 19,081,937  |
| 4. スポーツ職業の振興           | 31,695,682  | 33,371,502  | 31,094,535  | 31,695,682  | 33,371,502  | 31,094,535  |

(出典)

<sup>135</sup> 2013年度予算案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2013) p.11  
2012年度当初財務省省庁間ミッション「スポーツ、青少年、市民活動」(LFI2013) p.8

以下に、プログラム 219「スポーツ」の4つのアクションの概要を示す。

●アクション1：最大多数のためのスポーツ振興

スポーツの教育及び社会同化・社会統合における役割を強化し、スポーツクラブなどを通じて身体的及びスポーツ活動への取組みを拡大させることを目的とする。スポーツ団体、スポーツ連盟、県及び地域圏の出先機関によって、学童・学生、女性、社会的な不遇者、障害者など、スポーツから離れている市民に特に注目し、様々な市民に多様なスポーツ活動が提供されるような施策が講じられる。

図表-2-19 「アクション1」予算（単位：ユーロ）<sup>136</sup>

| アクション1     | 最大多数のためのスポーツ振興 |
|------------|----------------|
| 債務負担行為（AE） | 8,241,286      |
| 支払許容費（CP）  | 8,241,286      |

図表-2-20 「アクション1」予算の事業目的別内訳（単位：百万ユーロ）<sup>137</sup>

| 事業目的   | 金額    |
|--|-------|
| • スポーツ振興に関連費用（法律研究、スポーツ担当省より任命された専門家の移動費など）                                      | 0.43  |
| • スポーツ施設の所有者に届出を義務づけ、地方出先機関が毎年、スポーツ施設調査リストの4分の1を改定する作業の実施のための基金                  | 0.48  |
| • 国立スポーツ博物館への交付金   | 2.55  |
| • 国立スポーツ学校及びINSEPへの交付金   | 0.12  |
| • 全国リソース拠点「スポーツと障害者」（CREPS Centre）及び「スポーツ・教育・混成・市民権」（エクス・プロヴァンスのCREPS PACA）への交付金 | 0.28  |
| • 全国リソース拠点「自然スポーツ」（ヴァロン=ボン=ダルクのCREPS de PACA）への交付金                               | 0.28  |
| • スポーツ機器及びスポーツ施設の規格化及びスポーツ・スポーツ施設の現状と進歩の認識を高める活動を支援するため基金                        | 0.33  |
| • スポーツ機器及びスポーツ施設の規格化及びスポーツ及びスポーツ施設の現状と進歩の認識を高めるための活動を支援するため基金                    | 0.33  |
| • 最大多数のためのスポーツ振興を目的としたスポーツ連盟の全国活動のための交付金   | 2.05  |
| • 優先課題である女性、障害者、社会的な不遇者のための活動に対してCNDSからの支援基金                                     | 19.50 |
| • 政府間協定及び二国間協定に基づく活動を実施するスポーツ連盟及び団体への交付金   | 0.58  |
| • 多国間プログラムに基づくプロジェクト（欧州評議会、青少年・スポーツ大臣会議、ユネスコ）                                    | 0.50  |
| • 2013年にニースで開催されるフランス語圏競技会のフランス代表団への助成   | 0.50  |

●アクション2：高水準スポーツの発展

フランスのスポーツが国際的に高水準を維持するためには、政府による高水準スポーツの組織運営ならびに資金支援を必要とする。スポーツ担当省の高水準スポーツ支援政策では、大規模な国際競技会で高いスポーツ競技力が発揮され、スポーツと職業を両立させてスポーツ選手の道徳的・身体的ニーズを全面的に満たすことを目的とする。

<sup>136</sup> 2013年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2013）p.42

<sup>137</sup> 前掲注

## 第2章 フランス

図表-2-21 「アクション2」予算（単位：ユーロ）<sup>138</sup>

| アクション2     | 高水準スポーツの発展  |
|------------|-------------|
| 債務負担行為（AE） | 167,071,291 |
| 支払許容費（CP）  | 173,822,601 |

図表-2-22 「アクション2」予算の事業目的別内訳（単位：百万ユーロ）<sup>139</sup>

| 事業目的   | 金額                     |
|--|------------------------|
| ●運営諸経費（会議開催費、スポーツ局主催の会議に招待した専門家の移動費、調査費用）  | 0.43（AE）<br>0.20（CP）   |
| ●INSEP 改修工事のための 2006 年に締結した官民提携契約（contrat de partenariat public-privé）の適用  | 8.15                   |
| ●金融負債を考慮した投資金  | 2.97                   |
| ●2009 年に国と 30 年期限で締結した公地収用協約により、INSEP の建設用地の所有者であるパリ市に支払う手数料   | 0.55                   |
| ●INSEP への交付金   | 21.67                  |
| ●INSEP 職員の給与管理   | 43.86                  |
| ●CREPS 及び国立学校への交付金   | 5.37                   |
| ●INSEP 改修費   | 13.16（AE）<br>20.14（CP） |
| ●目標協約に基づくスポーツ連盟への交付金   | 48.92                  |
| ●スポーツ連盟 68 団体に対する交付金（ナショナルコーチ、ナショナルテクニカルディレクター、国家技術顧問など 586 名の報酬支払いに充当）  | 3.05                   |
| ●プログラム運営予算に基づき、優秀スポーツコースの支援と発展のための基金   | 1.85                   |
| ●契約に基づく出資  | 0.18                   |
| ●省庁リストに登録された高水準スポーツ選手の個人的支援のために担当省と締結した目標協約に基づくスポーツ連盟への基金  | 8.27                   |
| ●雇用主への助成金（スポーツ法典第 L221-8 条の規定により、高水準スポーツ選手の就職はスポーツ担当大臣と雇用主（民間企業・公企業・団体・地方公共団体・行政機関など）との間で署名された国家協約により、労働時間などが調整されるなどの優遇措置が受けられる） | 0.50                   |
| ●地方レベルで署名された就職協定への出資   | 0.32                   |
| ●地方プログラム運営予算の策定を取りまとめる交渉を通じた地方出先機関の役務配分  | 1.71                   |
| ●社会保障法典第 L351-3 条に規定される高水準スポーツ選手の年金負担金   | 6.10                   |

### ●アクション3：スポーツにおける予防とスポーツマン保護

身体的及びスポーツ活動は健康にとって重要であると位置づけ、スポーツにおけるドーピング行為の予防、健康促進、スポーツマン保護のための活動を推進することを目的とする。

図表-2-23 「アクション3」予算（単位：ユーロ）<sup>140</sup>

| アクション3     | スポーツにおける予防と<br>スポーツマン保護 |
|------------|-------------------------|
| 債務負担行為（AE） | 19,081,937              |
| 支払許容費（CP）  | 19,081,937              |

<sup>138</sup> 2013 年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2013）p.45

<sup>139</sup> 前掲注 p.45

<sup>140</sup> 前掲注 p.51

図表-2-24 「アクション3」 予算の事業目的別内訳（単位：百万ユーロ）<sup>141</sup>

| 事業目的   | 金額   |
|--|------|
| • 活動に対する基金   | 0.33 |
| • INSEP 付属スポーツ疫学・医学研究所（IRMES）の国家レベルで実施される研究活動支援  | 0.20 |
| • 医学活動の構造化及び発展のための目標協約に基づいたスポーツ連盟への交付金   | 7.02 |
| • 地方プログラム予算（BOP）に基づいた APS の健康促進活動のための交付金   | 0.93 |
| • ドーピング対策用グリーンナンバー及びドーピング予防及びドーピング不正取引対策を実施する組織への基金  | 0.47 |
| • 研究機関（大学、研究所、ドーピング予防医学機関など）あるいは特別組織（団体、連盟）への交付金   | 0.22 |
| • 青少年・スポーツ・社会統合地域圏局が事務局を務めるドーピングの予防及び売買対策地域委員会の運営、ドーピング予防推進研修、予防対策ネットワーク構築のための交付金  | 0.20 |
| • 高水準スポーツマンを受け入れるスポーツ医学の技術研究に対する資金援助、スポーツ医学の地方ネットワークで特定されるスポーツ医学センターの設備及び支援、保健衛生専門家の介入費用、大学病院センター（CHU）との連携、保健衛生の職業研修機関との協約 | 0.74 |
| • スポーツにおける反社会的行動及び暴力対策と予防目標協約に基づく提携活動  | 0.62 |
| • フランスアンチドーピング機関（AFLD）への交付金  | 7.80 |
| • 世界アンチドーピング機関（AMA）に対するフランスの年間拠出金  | 0.56 |

• アクション4：スポーツ職業の促進

スポーツ実践を統率する教育者を育成し、その結果、アクション1の「最大多数のためのスポーツを振興する」という政策目的を達成することを目的とする。

図表-2-25 「アクション4」 予算（単位：ユーロ）<sup>142</sup>

| アクション4     | スポーツ職業の促進  |
|------------|------------|
| 債務負担行為（AE） | 31,094,535 |
| 支払許容費（CP）  | 31,094,535 |

図表-2-26 「アクション4」 予算の事業目的別内訳（単位：百万ユーロ）<sup>143</sup>

| 事業目的   | 金額   |
|--|------|
| • 地方プログラム運営予算（BOP）に基づく地域雇用・研修調査措置（DROEF：dispositifs régionaux d'observation de l'emploi et de la formation）<br>スポーツ推進活動分野の雇用及び社会教育実践に関する地域データの収集に使用されるもの | 0.15 |
| • 徹底的地域対話（DTA：Dialogue Territoriaux approfondis）の運営監督委員会（Comité de pilotage et de conduites）によって委任された専門家の移動費   | 0.25 |
| • 資格認定（スポーツ資格が得られる免状取得のための認定試験を実施するうえでの運営費及び移動費等）  | 2.00 |
| • 運営費用（研修教育の改善に投じられたワーキンググループの企画運営費用等）   | 0.19 |
| • フランス馬・馬術学院（IFCE：Institut français du cheval et de l'équitation）への交付金   | 6.92 |
| • 国立山岳スポーツ学校（ENSM：Ecole nationale des sports de montagne）への交付金   | 6.81 |
| • 国立ヨット水上スポーツ学校（ENVSAN：Ecole nationale de voile et des sports nautiques）への交付金  | 3.75 |
| • 初期研修教育 208 人の研修生の研修費用の一部を負担するための基金   | 3.56 |
| • 職業研修における研修生への報酬（継続職業研修を実施し、全国採用研修に登録している INSEP 及び国立学校の研修生は、政府が支払う報酬を受けられる）   | 0.40 |
| • 都市政策における優先都市区域（ZUS：zone urbaines sensibles）出身の若者の研修費用の資金支援   | 1.20 |
| • 目標協約（conventions d'objectifs）に基づいた研修を促進するためのスポーツ連盟への交付金  | 5.00 |
| • 資格認定にかかわる業務（教育者研修、ガイド作成、資格認定改革のワーキンググループ、資格認定の策定など）への交付金   | 0.17 |

<sup>141</sup> 2013 年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2013）p.51

<sup>142</sup> 前掲注 p.54

<sup>143</sup> 前掲注 p.54

## 第2章 フランス

### (オ) 統括団体等、スポーツ団体との関係

フランスにおいてスポーツ活動を実施している民間の機関は、スポーツクラブ (clubs)、地方リーグ (ligues régionales)、全国スポーツ連盟 (fédérations nationales)、県委員会 (comités départementaux) 及び地域圏委員会 (comités régionaux) など、法に準拠して設立された非営利社団 (associations)<sup>144</sup>であり、これらは非営利社団組織 (secteur associatif) とも呼ばれる。非営利社団は、アマチュアスポーツ、プロスポーツ、高水準スポーツ、娯楽スポーツなどの各々の分野でスポーツ活動を管理、推進している。

フランスにおける競技統括団体は、スポーツ連盟 (Fédérations sportives) と呼ばれている<sup>145</sup>。スポーツ連盟とは、一つ又は複数のスポーツ種目の実践を目的とし、完全に独立してその活動を行うことができる<sup>146</sup>。スポーツ連盟は、「1901年7月1日付非営利社団契約に関する法律<sup>147</sup>」に従って非営利社団 (association) として設立され<sup>148</sup>、スポーツ担当大臣の監督下に置かれる<sup>149</sup>。ただし、学校及び大学のスポーツ連盟又はスポーツ連合は、国民教育担当大臣の監督下に置かれる。スポーツ担当大臣はそれら機関の目的の決定及び実現に参画する<sup>150</sup>。

スポーツ連盟には、「認可を得た連盟 (Fédérations agréées)」と、「権限を委任された連盟 (Fédérations délégatoires)」の2種類がある。

「認可を得た連盟」とは、民主的機能、管理の透明性、男女平等を保証し、公役務の任務の執行に参画するために特定の義務的な規定 (dispositions obligatoires) 及び標準規則 (règlement type) に従う懲戒規則 (règlement disciplinaire) を含む定款 (statut) を採用した連盟に対して、スポーツ担当大臣によって認可 (agrément) が交付されたスポーツ連盟のことである<sup>151</sup>。この定款の義務的規定及び標準懲戒規則 (règlement disciplinaire type) は、フランスオリンピック・スポーツ委員会 (CNOSF) の諮問を経た後に国务院 (コンセイユ・デタ)<sup>152</sup>の議を経たデクレによって定められる。「認可を得た連盟」は、スポーツ及び身体的活動の発展と民主化に関する公役務の任務の執行に参画する<sup>153</sup>。

「認可を得た連盟」の権限は、以下のとおりである<sup>154</sup>。

<sup>144</sup> 非営利社団 (Associations) は、非営利社団契約に基づく合意によって成立する法人をいう。種類 (届出団体、公益認定を受けた団体、半数以上が外国人である団体、外国に所在地を持つ団体) に応じて、非営利社団は多少なりとも厳しい行政による監督制度に服する。なお、非営利社団契約とは、複数の者が利益を分配すること以外の目的において知識又は活動を共にするという合意である (1901年7月1日付法律第1条)。( ) フランス法律用語辞典 (三省堂) 参照。

<sup>145</sup> スポーツ担当省ウェブサイト <http://www.sports.gouv.fr/index/acteurs-du-sport/les-federations/>

<sup>146</sup> スポーツ法典第 L131-1 条

<sup>147</sup> Loi du 1<sup>er</sup> juillet 1901 relative au contrat d'association

<sup>148</sup> スポーツ法典第 L131-2 条

<sup>149</sup> スポーツ法典第 L111-1 条及びスポーツ法典第 R131-1 条

<sup>150</sup> スポーツ法典第 R131-1 条

<sup>151</sup> スポーツ法典第 L131-8 条及び第 R131-3 条

<sup>152</sup> 国务院とも訳され、裁判権限と行政権限を合わせ持つ行政系統の最高裁判所をいう。フランス法律用語辞典 (三省堂)

<sup>153</sup> スポーツ法典第 L131-9 条

<sup>154</sup> スポーツ法典第 L131-11 条～第 L131-13 条

- ①義務的な規定に従い、その権限の一部を全国機関又は地域圏あるいは県レベルの機関に委任すること
- ②任務の執行を監督し、委任機関の管理及び会計に関する書類にアクセスすること
- ③国の職員（personnels de l'Etat）及び国から報酬を受ける高官吏（agents publics）の地位を有するスポーツ技術顧問官（CTS）によって任務が行われること
- ④加盟している非営利社団又は当該社団内の同意を得た特定の部門のために生産物又は役務の購入・販売に関するあらゆる集团的利益契約（contrat d'intérêt collectif）を締結すること

「権限を委任された連盟」とは、各スポーツ種目で一定の期間において一つの認可を得た連盟としてスポーツ大臣から権限の委任を受けたスポーツ連盟である<sup>155</sup>。

「権限を委任された連盟」に委任される権限は、次の3つである<sup>156</sup>。

- ① 国際的、全国的、地域圏の又は県の選手権が交付されるスポーツ競技会を組織すること
- ② 対応する選抜を行うこと
- ③ 高水準スポーツマン、コーチ、審判員の名簿、エスポワールスポーツマン（sportifs Espoirs）<sup>157</sup>の名簿ならびにトレーニングパートナーの名簿への登録を提案すること

また、「権限を委任された連盟」が定めることを求められる規則は、次のとおりである<sup>158</sup>。

- ① 各々のスポーツ種目に適した競技規則（règles techniques）
- ② その登録証所持者に公開される全てのイベントの組織に関する規則、
- ③ 組織されるスポーツ競技会に参加するために必要な非営利社団及びスポーツ会社（sociétés sportives）が満たすべき法的、行政的、財政的条件に関する規則
- ④ その競技会に参加するチームが地域的に養成されたスポーツマンの最小人数、及び、各スポーツ会社あるいはスポーツ非営利社団からスポーツマンに支払われる報酬額の、相対的あるいは絶対的 maximum 金額に関する規則
- ⑤ スポーツ競技会の関係者に禁止する目的による規則を定める。なお、身体的・スポーツ活動全国評議会（Conseil national des activités physiques et sportives）の諮問を経た後にコンセイユ・デタの議を経たデクレによって、「権限を委任された連盟」によって組織されるスポーツ競技会に参加するために必要なスポーツ施設の基準（normes）に関する連盟規則の施行条件（conditions d'entrée en vigueur）

1945 年以降、国はスポーツ連盟に、スポーツ担当省と締結した目標協約（conventions d'objectifs）に定める方針に基づいて、各々のスポーツ分野での活動を組織し、活動を促進する権利を委譲した。目標協約とは、国とスポーツ連盟との間で複数年の資金提携の関係を取り決め、両者がそれぞれ、身体的及びスポーツ活動の振興のために公役務に共同参画するという意志を具体化するものである<sup>159</sup>。権限委譲の結果、現在のフランスにおいて「ス

<sup>155</sup> スポーツ法典第 L131-14 条

<sup>156</sup> スポーツ法典第 L131-15 条

<sup>157</sup> エスポワール（Espoirs）とは、高水準スポーツマンの登録要件を満たしていないが、ナショナルテクニカルディレクターが有望選手としてその能力を認めた選手をいう。

<sup>158</sup> スポーツ法典第 L131-16 条

<sup>159</sup> スポーツ担当省ウェブサイト

<http://www.sports.gouv.fr/index/acteurs-du-sport/role-du-ministere/les-relations-entre-l-etat-et-les-3056>

## 第2章 フランス

スポーツ運動組織（mouvement sportif）」を構成するスポーツ連盟は広範な自治権を有し、フランスのスポーツ組織の核となっている。

オリンピックアードの2009年～2012年度目標協約は、スポーツ担当省とスポーツ連盟の交渉により、省庁の優先課題と各連盟のプロジェクトの双方を組み合わせた目標が設定される。毎年、協約内容が遵守されているか監督され、目標に対する成果が評価される。

2011年には国からスポーツ連盟に7,510万ユーロの交付金が割り当てられた。

これらは、国のスポーツ予算上の「プログラム219『スポーツ』」の4つのアクションに該当する政策に充てられる。また、毎年、スポーツ担当省の管轄下に置かれた全国スポーツ振興センター（CNDS）にから、スポーツ施設の建設及び改修、フランス国内で開催される世界選手権や欧州選手権などの大規模な国際的スポーツイベントの運営、スポーツ連盟の地方組織の活動（開発、研修、雇用、高水準スポーツへのアクセス、健康促進など）のための資金支援が行われている。

2010年におけるスポーツ担当省公認のスポーツ連盟（*fédérations sportives agréées*）への加盟者は1,740万人（2009年対比0.6%増）であり、内、スポーツ連盟の登録証（licences、ライセンス）<sup>160</sup>所持者は1,560万人、その他の参加資格者（Autres Titres de Participation）は174万人である。また、登録証所持者を受け入れているスポーツ団体（非営利社団）はフランス全国に168,000団体が存在する。

スポーツ担当省公認のスポーツ連盟は、オリンピック単一種目連盟（*Fédérations unisport olympiques*）、非オリンピック単一種目連盟（*Fédération unisport non olympiques*）、複合スポーツ連盟（*Fédération multisports*）<sup>161</sup>に分けられる。

2010年の登録証所持者の加入状況は次の表の通りである。これを見ると、複合スポーツ連盟加入者数が多いことから、フランスでは伝統的なスポーツ、地域的なスポーツ、社会的、教育的な目的によるスポーツなど、多様な目的によるスポーツ団体が活動を展開していることが窺える<sup>162</sup>。

図表-2-27 2011年度種類別公認スポーツ連盟数<sup>163</sup>

| 2011年フランス公認スポーツ連盟 | クラブ数    | 2010年対比 | 平均登録者数 |
|-------------------|---------|---------|--------|
|                   |         |         |        |
| オリンピック単一種目連盟      | 70,816  | +0.8%   | 117.2  |
| 非オリンピック単一種目連盟     | 40,859  | ▲0.5%   | 53.1   |
| 複合スポーツ連盟          | 56,127  | ▲0.4%   | 91.8   |
| 合計                | 197,802 | +0.0    | 93.1   |

<sup>160</sup> スポーツ法典第L131-6条により、スポーツ連盟に加盟している団体に登録する会員にスポーツ登録証が交付される。

<sup>161</sup> 複合スポーツ連盟とは、ある一つのスポーツ種目を実践することを目的とせず、団体の目的に応じて複数のスポーツ種目を多様に展開している団体をいう。

<sup>162</sup> スポーツ担当省ウェブサイト :

<http://www.sports.gouv.fr/index/acteurs-du-sport/role-du-ministere/les-relations-entre-l-etat-et-les-3056>

<sup>163</sup> STAT-Info n°12-03、スポーツ担当省、2012年9月 p.4

図表-2-28 主要なオリンピック単一種目連盟<sup>164</sup>

| 個別番号 | フランス公認スポーツ連盟    | 登録証数及び参加資格数 |           | 女性の占める割合 |
|------|-----------------|-------------|-----------|----------|
|      |                 | 2009年       | 2010年     | 2010年    |
| 111  | サッカー連盟          | 2,225,595   | 2,107,924 | 3.2%     |
| 123  | テニス連盟           | 1,125,201   | 1,134,571 | 30.5%    |
| 109  | 馬術連盟            | 650,437     | 687,339   | 81.3%    |
| 117  | 柔道・柔術・その他関連武術連盟 | 574,223     | 580,286   | 27.6%    |
| 105  | バスケットボール連盟      | 449,263     | 456,036   | 39.2%    |
| 132  | ゴルフ連盟           | 422,477     | 418,850   | 28.5%    |
| 115  | ハンドボール連盟        | 392,761     | 411,271   | 36.6%    |
| 133  | ラグビー連盟          | 366,071     | 390,193   | 4.7%     |
| 107  | カヌー・カヤック連盟      | 338,788     | 372,601   | 27.7%    |
| 242  | ペタンク・プロヴァンス競技連盟 | 318,847     | 311,971   | 15.8%    |
| 128  | ヨット連盟           | 286,785     | 291,832   | 22.3%    |
| 119  | 水泳連盟            | 286,785     | 291,832   | 22.3%    |
| 113  | 体操連盟            | 286,392     | 288,272   | 55.7%    |
| 221  | 海中スポーツ連盟        | 272,057     | 260,695   | 30.9%    |
| 245  | ハイキング連盟         | 208,449     | 214,677   | 61.2%    |
| 101  | 陸上連盟            | 198,695     | 213,695   | 42.3%    |
| 229  | 空手・その他関連武術連盟    | 199,884     | 211,612   | 30.5%    |
| 124  | 卓球連盟            | 189,885     | 191,780   | 16.8%    |
| 103  | バドミントン連盟        | 139,710     | 145,091   | 39.1%    |
| 125  | 射撃連盟            | 137,011     | 139,605   | 9.6%     |
| 121  | スキー連盟           | 139,291     | 137,834   | 38.0%    |
| 218  | 自転車旅行連盟         | 122,665     | 122,851   | 17.2%    |
| 129  | バレーボール連盟        | 99,182      | 120,452   | 46.9%    |
| 108  | 自転車競技連盟         | 105,658     | 109,334   | 10.2%    |

図表-2-29 主要な複合スポーツ連盟<sup>165</sup>

| 個別番号 | フランス公認スポーツ連盟             | 登録証数及び参加資格数 |         | 女性の占める割合 |
|------|--------------------------|-------------|---------|----------|
|      |                          | 2009年       | 2010年   | 2010年    |
| 604  | 全国学校スポーツ連合 (UNSS)        | 1,006,419   | 983,149 | 39.5%    |
| 605  | 初等教育機関スポーツ連合             | 880,264     | 866,314 | 50.8%    |
| 602  | 総合自由教育機関スポーツ連合           | 772,169     | 813,823 | 48.7%    |
| 402  | 体育・自主的体操連盟               | 545,311     | 583,945 | 92.8%    |
| 421  | 大衆スポーツ連盟                 | 482,872     | 459,522 | -        |
| 413  | 体育非宗教活動連合 (UFOLEP)       | 380,127     | 382,994 | -        |
| 410  | 労働スポーツ体操連盟 (FSGT)        | 265,768     | 273,532 | 39.5%    |
| 414  | 全国屋外スポーツセンター連合           | 277,685     | 271,503 | -        |
| 408  | フランス文化スポーツ連盟             | 232,383     | 232,572 | 67.6%    |
| 403  | 近代社会身体的トレーニング連盟 (FFEPMM) | 194,635     | 193,266 | 87.9%    |
| 406  | 防衛スポーツ芸術クラブ連盟            | 198,434     | 192,120 | 33.4%    |
| 420  | ASPTT スポーツ連盟             | 166,508     | 161,275 | 39.5%    |
| 417  | 全国 Léo Lagrange スポーツ連合   | 114,466     | 116,815 | 60.9%    |
| 407  | 全国農村地域スポーツ連盟             | 115,990     | 116,582 | 57.5%    |
| 503  | 適心スポーツ連盟                 | 41,760      | 42,184  | 35.4%    |
| 501  | ハンディスポーツ連盟               | 24,456      | 25,775  | 30.6%    |

<sup>164</sup> Les chiffres-clés du sport スポーツ担当省 2011年12月 p.6<sup>165</sup> op.cit. p.7

### 【参考】技術指導管理者（cadres techniques）<sup>166</sup>

フランスでは、スポーツ指導教育を担当する専門の公務員制度が整備されている。

スポーツ担当省に属する国家公務員には、スポーツ連盟に出向してスポーツ連盟のもとで、ナショナルテクニカルディレクター（DTN：Directeur technique national）、ナショナルコーチ（EN：Entraîneur national）、国家技術顧問官（CTN：Conseiller technique national）、地方技術顧問官（CTR：Conseiller technique régional）の任務を遂行する専門職などがある。このようなスポーツ専門技術指導を担当する公務員を総称して、技術指導管理者（cadres techniques）又はスポーツ技術顧問官（CTS：conseillers techniques sportifs）<sup>167</sup>という。

2011年においては、スポーツ技術顧問官（CTS）は1,680人を数える。スポーツ技術顧問官の任務は、身体的及びスポーツ活動の振興、特にスポーツ非営利団体におけるスポーツ活動の実践ならびに若い才能の発掘、エリートの完成、技術指導管理者、ボランティア、プロの養成である。ナショナルテクニカルディレクター（DTN）は、スポーツ連盟のスポーツ戦略の明確化、実施状況の監視、その評価に寄与する。ナショナルコーチ（EN）は、フランス代表メンバーを統率し、連盟の高水準スポーツへのアクセスを支えるネットワークの活性化に参画する。

国家技術顧問官（CTN）及び地方技術顧問官（CTR）は、全国レベルあるいは担当地域レベルでスポーツ選手の研究と分析、助言と査定（expertise）及び統率、技術指導管理者（cadres）の養成、及び当該スポーツ連盟のスポーツ活動の組織化と発展、という任務を遂行する<sup>168</sup>。

スポーツ技術顧問官（CTS）制度は、国からスポーツ連盟への実質的な支援であり、スポーツ連盟の政策の一貫性と活動の質を確保するとともに、高水準スポーツの全国的な枠組みを構築し、スポーツ担当省の政策方針の地方レベルでの実施に貢献することにより、国の人的経済的支援の有効性が保証される。なお、スポーツ技術顧問官は、関係するスポーツ連盟の会長あるいはナショナルテクニカルディレクターの（DTN）諮問を経て、スポーツ担当大臣アテテによって任命され、任期は4年で更新が認められる。

<sup>166</sup> 同上

<sup>167</sup> スポーツ法典第 R131-16 条～第 R131-24 条において任務等が規定される。

<sup>168</sup> スポーツ法典第 R131-16 条

(2) スポーツに関する独立行政法人等

フランスにおいて中央政府から独立した公的機関 (agence publique) の代表的な法的分類としては、公施設法人 (EP : Etablissement public)、独立行政機関 (AAI : Autorité administrative indépendante)、公益団体 (GIP : Groupement d'intérêt public) がある。

まず、これらの定義について整理する。

●公施設法人 (EP)

公施設法人 (EP) は、公共セクターにおいて自律的運営を行う法人格を有し、国もしくは地方公共団体のいずれかに属する。

各 EP は権利主体となり、法的、財政的見地において独立性を備えている。EP は、政府の決定した大きな施策の方向性を前提としながら、政府から独立した予算措置を受け、設立法令の規定の範囲内において、専門家集団の高度な専門性や技術的見地に基づいて業務執行や意思決定を行うことができる。

公施設法人 (EP) は、実施業務等によって、行政的性格を有する行政的公施設法人 (EPA : Etablissement public à caractère administratif) と、商工業的性格を有する商工業的公施設法人 (EPIC : Etablissement public à caractère industriel et commercial) の2種類に分類される。行政的公施設法人 (EPA) は、政府の施設実施や公的サービスの管理に責任を有する。商工業的公施設法人 (EPIC) は、公共サービスとの関係を有しながら、自らの業務のすべて若しくはその一部を民間競争セクターに展開する。

図表-2-30 行政的公施設法人と商工業的公施設法人の違い

|      | 行政的公施設法人 (EPA)                                       | 商工業的公施設法人 (EPIC)   |
|------|--|--|
| 概要   | 政府の施策実施や公的サービスの管理に責任を有する。公法に基づき統治され、行政裁判所の司法管轄権に属する。 | 公的企業とも呼ばれ、自らの業務のすべて若しくは一部を民間競争セクターの中で展開する。公的機関としての地位を維持するが、民間企業と同様の目標を追求し、大部分は民法に基づき当地される。通常裁判所の司法管轄権に属する。 |
| 職員資格 | 公務員、公法に基づく嘱託職員                                       | 労働法の適用を受ける私法に基づく職員 (非公務員)、公務員の出向、派遣  |
| 会計   | 公会計  | 民間会計規則の適用  |
| 取引   | 公共契約法典 (code du marché public) の適用を受け、取引先は公募入札で選定    | 原則、自由  |

公施設法人 (EP) を創設するには、憲法第 34 条の規定により「法律により公施設法人のカテゴリーの創設に係る規則を決定する」とされる。ここでいうカテゴリーとは、同じ法人類型として位置づけられ、類似の特性を持つ法人の集合体を指す。したがって、新たなカテゴリーの EP を創設する場合には法律の制定が必要となるが、既存のカテゴリーの場合は、既に法律により規定が存在しているため、政府は政令に基づき公施設を創設することが認められている。公施設法人 (EP) のカテゴリーは次のとおりである。

図表-2-31 公施設法人 (EP) のカテゴリー例

| EP のカテゴリー   | 準拠法   |
|---|---|
| 科学・技術的性格を有する公施設法人 (EPST : Etablissement public à caractère scientifique et technologique)               | 1982 年 7 月 15 日付法律第 82-610 号                                  |
| 科学・文化・専門的性格を有する公施設法人 (EPSCP : Etablissement public à caractère scientifique, culturel et professionnel) | 1984 年 1 月 26 日付法律第 84-52 号<br>2007 年 8 月 10 日付法律第 2007-119 号 |
| 経済的公施設法人 <sup>(注)</sup> (Etablissement public économique)   | 1994 年 8 月 8 日付法律第 94-679 号                                   |
| 文化協力公施設法人 (EPCC : Etablissement public de coopération culturelle)                                       | 2002 年 1 月 4 日付法律第 2002-6 号                                   |
| 科学協力公施設法人 (EPCS : Etablissement public de coopération scientifique)                                     | 2006 年 4 月 18 日付法律第 2006-450 号                                |

(注) 商工会議所、農業会議所、手工業会議所を指すために用いられたもの。

### ●独立行政機関（AAI）

独立行政機関（以下 AAI）は、1978 年 1 月 6 日付情報処理・ファイル・自由に関する法律第 78-17 号<sup>169</sup>による個人データ保護を目的とする国立情報処理・自由委員会（Commission nationale de l'informatique et des libertés）の設立によって登場した機関である。AAI は業務の独立性、自律性や特定セクターの特定制作分野についての専門家集団を確保するために創設された。国務院（コンセイユ・デタ）によれば、「政府に従属することなく国のために行動し、かつ、その任務の適正な実施のために、その行為は裁判所以外から指示や非難を受けずに充分自律的に活動できるように保証されている」とさえる。AAI は規制、個別の承認、統制、指令、制裁の権限が与えられている。

AAI の例は次のとおりである。

- フランスドーピング防止機関（AFLD : Agence française de lutte contre le dopage）
- 競争監視局（Autorité de la concurrence）
- 金融市場庁（AMF : Autorité marchés financiers）
- 電子通信・郵便規制庁（ARCEP : Autorité de régulation des communications électroniques et des postes）
- オンラインゲーム規制庁（ARJEL : Autorité de régulation des jeux en ligne）
- 原子力安全局（ASN : Autorité de sûreté nucléaire）
- 消費者保護委員会（CSC : Commission de la sécurité des consommateurs）
- 視聴覚高等評議会（CSA : Conseil supérieur de l'audiovisuel）
- 高等保健機構（HAS : Haute Autorité de santé）

### ●公益団体（GIP）

1982 年の初めに、公的主体・民間主体の間の好ましい連携の形態として公益団体（GIP）が確立された。一般的根拠法はなく、判例によって形成された概念であり、公法に従う法人として認められている。GIP は EP と同一の設立規則に従うが、利益獲得や配分が発生しない活動を行うことを目的とし、活動期間を限定して設立される。GIP には様々な種類があるが、官民の法人間パートナーシップの枠組み（PPP）の提供を推進することが目的であることが多い。

フランスにおける「スポーツに関する独立行政法人等」に相当する機関について検討する。スポーツ法典規定の部（reglementaire）第 2 章「国の公施設法人（Etablissements publics nationaux）」には、次のように規定されている。

#### 第 R112-1 条

本章に記述される公施設法人は、スポーツ担当大臣によって定められる政策の実施に貢献する。それらは、行政的性格を有する公施設法人の形態で、反する規定がない限り、スポーツ担当大臣の監督下に置かれる。

スポーツ担当大臣と締結された業績契約において各公施設法人の国家目標が規定される。

スポーツ法典に規定される公施設法人は、第 R112-2 条において「国立スポーツ振興センター（CNDS : Centre National pour le développement du Sport）」、教育・研修を目的とする公施設法人として第 D112-3 条において、①「国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院（INSEP : Institut national du sport, de l'expertise et de la performance）」、②「フランス馬・馬術学院（Institut français du cheval et de l'équitation）」、③「国立ヨット・水上スポーツ学校（Ecole nationale de voile et des sports nautiques）」、④「国立山岳スポーツ学校（Ecole nationale de sports de montagne）」、⑤「スポーツ資源・専門技術・競技力向上センター

<sup>169</sup> Loi n°78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés

(CREPS : Centres de ressources, d'expertise et de performance sportives)」、第 D112-4 条及び次条において「国立スポーツ博物館 (Musée national du sport)」とされている。

本項では、これらのうち、国によるスポーツ政策上重要な位置づけにある以下の5つの公施設法人について概観する。

- (ア)「国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院 (INSEP)」
- (イ)「スポーツ資源・専門技術・競技力向上センター (CREPS)」
- (ウ)「全国リソース拠点 (PRN)」
- (エ)「国立スポーツ博物館」
- (オ)「国立スポーツ振興センター (CNDS)」

また、公施設法人ではないが重要な機関として (カ) フランスオリンピック・スポーツ委員会 (CNOSF) についても参考のため記述する。

#### (ア) 国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院 (INSEP)

(INSEP : Institut national du sport, de l'expertise et de la performance) <sup>170</sup>

国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院 (以下 INSEP) は、「1975 年 10 月 29 日付体育及びスポーツ振興に関する法律第 75-988 号<sup>171</sup>」により、1945 年設立の国立スポーツ研究所 (INS : Institut National des Sports) と 1955 年 10 月設立の体育・スポーツ教育師範学校 (Ecole Normale Supérieure d'Education Physique) が統合され、国立スポーツ・体育研究所 (INSEP : Institut National du Sport et de l'Education Physique) として設置され、「2009 年 11 月 25 日付国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院に関するデクレ第 2009-1454 号<sup>172</sup>」により改組された、科学文化的専門性格公施設法人 (EPSCP) <sup>173</sup>である。

スポーツ法典第 R211-1 条に規定されるように、INSEP はスポーツ担当省の管轄下におかれた公施設法人であり、教育法典第 L717-1 条に定める特別高等教育機関 (grand établissement) である。INSEP は、スポーツ法典第 R211-2-1 条の規定に従い、スポーツ担当大臣と、目標及び関連指標を定めた複数年の業績契約 (contrat de performance pluriannuel) を締結する。

INSEP は、トップレベルスポーツに関連する指導者養成や研修教育を行うとともに、フランスのスポーツ強化拠点 (Pôle France) として高水準スポーツ選手を集め、フランスを代表する選手を養成するナショナルトレーニングセンターとしての機能を有している。特に、2010 年末よりオリンピック・パラリンピック準備部門 (POP : Préparation olympique et paralympique) を統合したスポーツ政策調整担当局 (Direction de la coordination des Politiques Sportives :) が、スポーツ担当省スポーツ局 (DPS : Direction des sports) なら

<sup>170</sup> INSEP ウェブサイト <http://www.insep.fr/FR/Pages/accueil-insep.aspx>

<sup>171</sup> Loi n°75-988 du 29 octobre 1975 relative au développement de l'éducation physique et du sport

<sup>172</sup> Décret n°2009-1454 du 25 novembre 2009 relatif à l'Institut national du sport, de l'expertise et de la performance

<sup>173</sup> 科学文化的専門性格公施設法人 (EPSCP) は教育法典第 L711-1 条に規定され、国の高等教育・研究機関であり、教育・科学・行政・財政的に独立した法人格を有する。

## 第2章 フランス

びにフランスオリンピック・スポーツ委員会（CNOSF : Comité national olympique et sportif français）と協力し、国際レベルで高水準スポーツを目指して関係者の支援を行っている。さらに、INSEP には、スポーツ生物医学・免疫学研究所（IRMES : Institut de recherche biomédical et d'épidémiologie du sport）など医学研究施設が併設されている。

INSEP の任務は、スポーツ法典第 R.211-2 条に、次のように規定されている。

### 第 R211-2 条

INSEP は、スポーツ及び身体活動の振興に関する国の政策、特に、高水準スポーツ分野に参画し、スポーツ選手の健康保護と、スポーツ倫理の保全に貢献する。

### ① 組織体制<sup>174</sup>

意志決定機関である理事会（Conseil d'Administration）<sup>175</sup>は、理事長と 27 名の理事（うち 7 人が政府代表）から構成され、理事の任期は 4 年である。2012 年 11 月現在、理事長はピエール・デュラン（Pierre Durand）氏（1988 年乗馬のオリンピックメダリスト）である。スポーツ法典第 R211-8 条の規定により、INSEP の学院総長（Directeur général）はスポーツ担当省大臣アレテによって任命され、任期は 4 年で、再任が 1 期認められる。2013 年 1 月現在の INSEP の学院総長は、ティエリ・モーデ（Thierry Maudet）氏である<sup>176</sup>。

### ② 権限根拠<sup>177</sup>

#### ・「1975 年 10 月 29 日付体育及びスポーツ発展に関する法律第 75-988 号」第 8 条

##### 第 8 条

国立スポーツ・体育研究所は国の公施設法人であり、スポーツ担当大臣の管理下に置かれ、国立スポーツ研究所及び体育・スポーツ教育高等師範学校を引き継ぐ。その任務は次のとおりである。

- ・教育、医学、技術分野における基礎及び応用科学研究
  - ・体育・スポーツ教育の競技者、技術指導者、スポーツ教育者、青少年・スポーツサービス機関の職員に対する高水準の継続教育
  - ・ナショナルチームのトレーニング、高水準スポーツの促進
- デクレにより、本条項の適用方法が定められる。

#### ・「1976 年 12 月 31 日付国立スポーツ・体育研究所の組織及び運営に関するデクレ第 76-1330 号」<sup>178</sup>において行政的公施設（EPA : Etablissement Public Administratif）とされる。

##### 第 1 条

全国スポーツ・体育研究所は INSEP と称し、1975 年 10 月 29 日付法律第 8 条によって設立された政府の公施設法人であり、法人格を有し、財政的に独立している。

#### ・「2009 年 11 月 25 日付国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院に関するデクレ第 2009-1454 号」により国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院（INSEP）が設立され、行政的公施設（EPA）から科学文化専門的公施設法人（EPCSCP）に定款が変更される。なお、当デクレの規定はスポーツ法典スポーツ法典第 R211-1 条～第 R211-2-1 条、第

<sup>174</sup> INSEP ウェブサイト

<http://www.insep.fr/FR/Institut/sonorganisation/Pages/organigramme-INSEP.aspx>

<sup>175</sup> スポーツ法典第 R211-4 条

<sup>176</sup> 組織図 : <http://www.insep.fr/FR/Institut/sonorganisation/Pages/organigramme-INSEP.aspx>

<sup>177</sup> INSEP ウェブサイト <http://www.insep.fr/FR/Institut/SesMissions/Pages/missions-INSEP.aspx>

<sup>178</sup> Décret n°76-1330 du 31 décembre 1976 relatif à l'organisation et au fonctionnement de l'Institut national du sport et de l'éducation physique

R211-3条～第 R211-17 条、第 R211-18 条～第 R211-18-6 条に組み込まれる。

第 R211-1 条

国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院（INSEP）は、科学・文化・専門的性格を有する公施設法人であり、スポーツ担当大臣の監督下に置かれ、教育法典第 L717-1 条の意味での大施設の形態で構成される。当学院は、本スポーツ法典によって定められた条件において、教育法典の規定ならびに適用される法令に従うものとする。

第 R211-2 条

国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院は、とくに高水準スポーツの分野において、身体的・スポーツ活動の振興のための国家政策に参画し、スポーツマンの健康保護ならびにスポーツ倫理の遵守に貢献する。

第 R211-2-1 条

国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院は、割り当てられる目標及び関連する指標を定める複数年の業績契約をスポーツ担当大臣と締結する。

③ 財源

INSEP の財源はスポーツ法典第 R211-18-1 条に、次のように規定されている。

1. 国家及び地方公共団体からの交付金、フランス公的機関、外国公的機関、国際公的機関からの補助金
2. INSEP のサービスを楽しむ者による支払いや分担金
3. INSEP が企画運営する研修、会議、セミナー・シンポジウム、イベントやサービス業務からの収入
4. 契約、運用、特許譲渡、出版、研究・開発などからの収入
5. 寄付金、寄贈、割譲、支援基金、初期教育の技術・職業研修あるいは生涯教育費用における学院職員負担分
6. 賃貸料収入を含む動産・不動産収入
7. 一般的に法規定に則り許可された収入

図表－2-32 INSEP 政府からの交付金の推移及び内訳（単位：千ユーロ）<sup>179</sup>

| アクション                | 2011 年       |        | 2012 年 |        | 2013 年 |        |        |
|----------------------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                      | AE           | CP     | AE     | CP     | AE     | CP     |        |
| 1 最大多数のためのスポーツ振興     | 71           | 71     | 75     | 75     | 75     | 75     |        |
|                      | 公役務負担のための交付金 | 71     | 71     | 75     | 75     | 75     | 75     |
| 2 高水準スポーツの発展         | 21,919       | 22,290 | 21,304 | 21,304 | 21,671 | 21,671 |        |
|                      | 公役務負担のための交付金 | 21,919 | 22,290 | 20,804 | 20,804 | 21,671 | 21,671 |
|                      | 自己資金からの歳入    | -      | -      | 500    | 500    | -      | -      |
| 3 スポーツによる予防とスポーツマン保護 | 255          | 315    | 200    | 200    | 200    | 200    |        |
|                      | 公役務負担のための交付金 | 255    | 315    | 200    | 200    | 200    | 200    |
| 4 スポーツ職業の振興          | 241          | 241    | 241    | 241    | 248    | 248    |        |
|                      | 公役務負担のための交付金 | 136    | 136    | 137    | 137    | 143    | 143    |
|                      | 移転           | 105    | 105    | 104    | 104    | 105    | 105    |
| 合計                   | 22,486       | 22,917 | 21,820 | 21,820 | 22,194 | 22,194 |        |

（注）AE：債務負担行為、CP：支払許容費

<sup>179</sup> 2013 年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2013）p.73

## 第2章 フランス

### ④ 予算

図表-2-33 INSEP の予算（単位：千ユーロ）<sup>180</sup>

| 支出   | 2010年  | 2011年  | 2012年  | 収入       | 2010年  | 2011年  | 2012年  |
|------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|
| 人件費  | 16,957 | 17,692 | 17,962 | 政府からの財源  | 19,770 | 21,476 | 21,635 |
|      |        |        |        | 政府からの交付金 | 19,770 | 21,476 | 21,635 |
| 運営機能 | 11,520 | 20,991 | 14,721 | その他交付金   | 1,023  | 208    | 327    |
|      |        |        |        | 自己財源・その他 | 8,834  | 18,760 | 10,888 |
| 合計   | 28,477 | 38,683 | 32,683 | 合計       | 29,627 | 40,444 | 32,850 |
| 損益   | 1,150  | 1,761  | 167    |          |        |        |        |

図表-2-34 INSEP の支出内訳（単位：千ユーロ）<sup>181</sup>

|         | 人件費    |        | 機能    |        | 投資    |       | 計      |        |
|---------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|
|         | 2011年  | 2012年  | 2011年 | 2012年  | 2011年 | 2012年 | 2011年  | 2012年  |
| 高水準スポーツ | 6,856  | 9,340  | 5,777 | 4,393  | 1,842 | 2,085 | 14,475 | 15,818 |
| 研修      | 8,480  | 5,839  | 2,689 | 1,618  | 683   | 180   | 11,852 | 7,187  |
| 研究      | —      | 2,155  | —     | 3,468  | —     | 129   | —      | 5,752  |
| イベント運営  | 2,707  | 1,078  | 1,495 | 2,080  | 446   | 180   | 4,648  | 3,338  |
| 合計      | 18,043 | 17,962 | 9,961 | 11,559 | 2,971 | 2,254 | 30,975 | 32,095 |

#### (イ) スポーツ資源・専門技術・競技力向上センター（CREPS）

（CREPS：des centres d'éducation populaire et de sport）

「2011年6月3日付デクレ第2011-630号<sup>182</sup>」より、社会教育・スポーツセンター（centre d'éducation populaire et de sport）が改組され、スポーツ資源・専門技術・競技力向上センター（以下、「CREPS」）が設立された。

CREPSは、スポーツ法典第D211-69条Iに規定に従い、青少年・スポーツ・社会統合地域圏局（directions régionales de la jeunesse, des sports et de la cohésion sociale）と提携し、身体的及びスポーツ活動の振興を促進する国家政策ならびに身体的あるいはスポーツ活動、ならびに推進活動分野の振興に寄与し、スポーツ選手の健康保護及びスポーツ倫理の保全に務める。なお、「2011年6月22日付アレテ<sup>183</sup>」により、フランス本土及び海外県・海外領土に16のCREPSが設置される。

INSEPはスポーツ担当省の管轄下におかれ、スポーツ法典第D211-70条の規定により、CREPSはスポーツ担当省の方針に沿って目標及び関連する指標を定める複数年の業績契約をスポーツ担当大臣と締結する。

CREPSの主たる使命は、スポーツ法典第D211-69条に次のように規定されている。

- ・スポーツ連盟と連携し、高水準スポーツ選手の養成及び準備を行い、スポーツ競技力の追求とスポーツ選手の学業ならびに職業の成功を両立させるプロジェクトを実施する。

<sup>180</sup> 2013年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2013）p.74

2012年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2012）p.78

<sup>181</sup> 2013年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2013）p.74

2012年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2012）p.79

<sup>182</sup> Décret n°2011-630 du 3 juin 2011 relatif aux centres de ressources, d'expertise et de performance sportive

<sup>183</sup> Arrêté du 22 juin 2011 fixant la liste nominative et les sièges des centres de ressources, d'expertise et de performance sportives

- ・身体的あるいはスポーツ活動分野の初期教育（formation initiale）又は生涯教育（formation continue）を企画・運営する。スポーツ、市民活動を担当する政府の地方出先機関と協約を締結し、研修機関に資金投入し、研修活動を振興させる。
- ・スポーツ担当大臣によって定められた方針に従って、
  1. 地方公共機関や非営利団体との連携のもとに管轄地域内の振興に貢献する。
  2. 認定スポーツ連盟管理職の研修及び養成活動に貢献する。
  3. 公務員、ボランティア、非営利団体職員の初期教育又は生涯教育に貢献する。
  4. スポーツあるいは身体的活動及びそれらの推進活動の分野における非職業免許（diplômes non professionnels）を授与する研修の企画・運営に貢献する。
  5. 適性試験の企画・運営に貢献する。
- ・CREPS は、高水準スポーツの全国網に参画し、調査・研究又は開発事業に貢献し、知識を産出、普及し、国際関係及び協力関係にかかわる活動を展開する。
- ・スポーツ担当大臣との協約のもとで、身体的及びスポーツ活動の分野で特定のテーマを取り扱う全国リソース拠点（pôles ressources nationaux）の業務を遂行する。

## ① 組織体制

スポーツ法典第 D211-71 条の規定により、CREPS は理事会（conseil d'administration）によって管理され、センター長（directeur）によって運営される。また、スポーツ担当省大臣アレテによって各 CREPS の副センター長の人数が定められる。

理事会長はスポーツ担当省大臣アレテによって任命され、任期は3年で再任が認められる。

図表-2-35 2009/2010 年度の 16 CREPS<sup>184</sup>

| CREPS 名            | 活動拠点数 | 高水準<br>スポーツ<br>選手数 | エスポワール<br>選手数 | トレーニング・<br>パートナー | リスト<br>登録<br>選手数 | 地域圏<br>選手数 | 合計    |
|--------------------|-------|--------------------|---------------|------------------|------------------|------------|-------|
| Nancy              | 0     | 89                 | 40            | 0                | 129              | 0          | 129   |
| Toulouse           | 0     | 160                | 92            | 4                | 256              | 0          | 256   |
| PACA               | 0     | 214                | 125           | 2                | 341              | 66         | 407   |
| Bordeaux           | 0     | 127                | 139           | 5                | 271              | 32         | 303   |
| Wattignies         | 0     | 61                 | 57            | 0                | 118              | 34         | 152   |
| Montpellier        | 2     | 92                 | 101           | 1                | 194              | 48         | 242   |
| Pays de la Loire   | 0     | 33                 | 47            | 0                | 80               | 10         | 90    |
| Ile-de-France      | 0     | 58                 | 60            | 1                | 119              | 42         | 161   |
| Strasbourg         | 0     | 71                 | 140           | 3                | 214              | 29         | 243   |
| Centre             | 0     | 7                  | 23            | 0                | 30               | 1          | 31    |
| Poitou-Charentes   | 0     | 9                  | 38            | 0                | 47               | 5          | 52    |
| La Réunion         | 2     | 15                 | 63            | 0                | 78               | 9          | 87    |
| Reims              | 0     | 12                 | 90            | 0                | 102              | 12         | 114   |
| Vichy              | 0     | 5                  | 51            | 0                | 56               | 12         | 68    |
| Antilles et Guyane | 0     | 4                  | 57            | 1                | 62               | 1          | 63    |
| Dijon              | 0     | 13                 | 163           | 1                | 177              | 33         | 210   |
| 合計                 | 4     | 970                | 1,286         | 18               | 2,274            | 334        | 2,608 |

## ② 権限根拠

・1986 年 3 月 14 日付スポーツ・社会教育センターの行政及び財政組織に関するデクレ第 86-581 号<sup>185</sup>

<sup>184</sup> 元老院 Rapport d'information n°184 sur l'avenir des Centres régionaux d'éducation populaire et de sport (CREPS), Jean-Jacques LOZACH 著 2010 年 12 月 15 日 p.10

## 第2章 フランス

### 第1条

社会教育・スポーツセンター（CRPS）は、法人格を有し、財政的に独立した、行政的性格を有する国の公施設法人である。デクレによって設立される。

### 第2条

社会教育・スポーツセンターは、青少年スポーツ担当大臣の権限下に置かれたセクターに關与する研修施設である。

### 第3条

社会教育・スポーツセンターは、青少年スポーツ担当大臣の監督下に置かれる。

- ・2011年6月3日付スポーツ資源・専門技術・競技力向上センターに関するデクレ第2011-630号<sup>186</sup>（デクレの規定はスポーツ法典第D211-69条～第D211-82-4条に組み込まれる）

### 第D211-69条

スポーツ資源・専門技術・競技力向上センターは、第D112-3条第5項に記述され、青少年スポーツ地域統合地域局と連携して、身体的・スポーツ活動の振興のための国家政策、ならびに、身体的あるいはスポーツ活動及び推進活動の分野の研修に参画する。スポーツ資源・専門技術・競技力向上センターは、スポーツマンの健康保護ならびにスポーツ倫理の遵守に貢献する。

### 第D211-70条

スポーツ資源・専門技術・競技力向上センターは、省庁の方針との整合性を確保しながら、割り当てられる目標及び関連する指標を定める複数年の業績契約をスポーツ担当大臣と締結する。

## ③ 財源

CREPSの財源は、スポーツ法典第D211-82-2条に次のように規定されている。

1. CREPSの活動ならびに競技会開催による収入
2. 国ならびに地方公共団体からの交付金、及びその他公的・私的法人からの補助金
3. 寄付、寄贈
4. 一般的にその他法規定に則り許可された収入

図表-2-36 2011年13年度 政府交付金内訳（単位：千ユーロ）<sup>187</sup>

| アクション                | 2011年          |        | 2012年  |        | 2013年  |        |        |
|----------------------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                      | AE             | CP     | AE     | CP     | AE     | CP     |        |
| 1 最大多数のためのスポーツ振興     |                | 1,253  | 1,253  | 562    | 562    | 562    | 562    |
|                      | 内、公役務負担のための交付金 | 1,253  | 1,253  | 562    | 562    | 562    | 562    |
| 2 高水準スポーツの発展         |                | 7,671  | 7,671  | 47,829 | 47,829 | 48,894 | 48,894 |
|                      | 内、公役務負担のための交付金 | 7,671  | 7,671  | 47,829 | 47,829 | 48,894 | 48,894 |
| 3 スポーツによる予防とスポーツマン保護 |                | 131    | 131    | 100    | 100    | 0      | 0      |
|                      | 内、公役務負担のための交付金 | 131    | 131    | 100    | 100    | 0      | 0      |
| 4 スポーツ職業の振興          |                | 2,534  | 2,528  | 2,245  | 2,245  | 2,088  | 2,088  |
|                      | 内、公役務負担のための交付金 | 729    | 729    | 0      | 0      | 0      | 0      |
|                      | 内、移転           | 1,805  | 1,799  | 2,245  | 2,245  | 2,088  | 2,088  |
| 合計                   | 11,589         | 11,583 | 50,736 | 50,736 | 51,544 | 51,544 |        |

（注）AE：債務負担行為、CP：支払許容費

<sup>185</sup> Décret n°86-581 du 14 mars 1986 relatif à l'organisation administrative et financière des centres d'éducation populaire et de sport

<sup>186</sup> Décret n°2011-630 du 3 juin 2011 relatif aux centres de ressources, d'expertise et de performance sportives

<sup>187</sup> 2013年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2013）p.61

## ④ 予算

図表-2-37 2010年12年度 CREPS 予算 (単位:千ユーロ)<sup>188</sup>

| 支出   | 2010年  | 2011年  | 2012年  | 収入       | 2010年  | 2011年  | 2012年  |
|------|--------|--------|--------|----------|--------|--------|--------|
| 人件費  | 13,687 | 14,185 | 56,644 | 政府からの財源  | 9,478  | 12,765 | 50,626 |
|      |        |        |        | 政府からの交付金 | 9,478  | 12,765 | 50,626 |
| 運営機能 | 35,347 | 36,603 | 39,820 | その他交付金   | 4,669  | 5,565  | 5,198  |
|      |        |        |        | 自己財源・その他 | 35,097 | 36,352 | 40,611 |
| 合計   | 49,034 | 50,788 | 96,464 | 合計       | 49,244 | 56,682 | 96,464 |
| 損益   | 210    | 3,894  | 0      |          |        |        |        |

図表-2-38 CREPS の支出内訳 (単位:千ユーロ)<sup>189</sup>

|            | 人件費    |        | 機能     |        | 投資    |       | 計      |        |
|------------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|
|            | 2011年  | 2012年  | 2011年  | 2012年  | 2011年 | 2012年 | 2011年  | 2012年  |
| A-高水準スポーツ  | 4,702  | 12,501 | 7,997  | 10,920 | 1,121 | 1,647 | 13,820 | 25,068 |
| B-研修       | 5,677  | 21,476 | 9,843  | 10,605 | 657   | 479   | 16,177 | 32,560 |
| C-全国リソース拠点 | 228    | 1,998  | 728    | 1,287  | 44    | 86    | 1,000  | 3,371  |
| D-その他研修    | 7554   | 831    | 1,439  | 617    | 15    | 20    | 2,208  | 1,468  |
| E-研究・調査    | 177    | 706    | 328    | 399    | 9     | 55    | 514    | 1,160  |
| F-市民生活支援   | 2,034  | 6,200  | 5,111  | 7,283  | 277   | 328   | 7,422  | 13,811 |
| G-サポート機能   | 2,049  | 12,932 | 9,067  | 4,117  | 1,244 | 1,348 | 12,360 | 18,397 |
| 合計         | 15,621 | 56,644 | 34,513 | 35,228 | 3,367 | 3,963 | 53,501 | 95,835 |

## (ウ) 全国リソース拠点 (PRN)

(PRN : Pôles ressources nationaux)

スポーツ担当省が定めるスポーツ政策を実施し、すべての市民が安全に身体的及びスポーツ活動を行えるように、全国リソース拠点 (PRN) という特別な拠点施設が設置されている<sup>190</sup>。PRN はスポーツ資源・専門技術・競技力向上センター (CREPS) を基盤にして、①CREPS Centre の「スポーツと障害 (sport et handicaps)」拠点、②CREPS Sud-Est の「スポーツ・教育・混成・市民権 (sport, éducation, mixités et citoyenneté)」拠点、③CREPS Sud-Est の「スポーツと自然」拠点の3つが設置され、全国的な政策運営はスポーツ担当省のスポーツ局が担う。

・ CREPS Centre の「スポーツと障害」拠点<sup>191</sup>

「スポーツと障害」拠点は、スポーツ担当省によって2003年にソントル地域圏 (région Centre) のブルジュ (Bourges) に設立され、障害者を受け入れるスポーツ組織の全国ガイドを出版するなど、障害者の身体的及びスポーツ活動への参加を促進するために全国的な任務を担う。スポーツ担当省と CREPS Centre との間で、障害者が身体的及びスポーツ活

<sup>188</sup> 2013年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2013) p.62

2012年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2012) p.68

<sup>189</sup> 2013年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2013) p.62

2012年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」(PAP2012) p.69

<sup>190</sup> スポーツ担当省ウェブサイト<http://www.sports.gouv.fr/index/faire-du-sport/les-poles-ressources-nationaux-prn/><sup>191</sup> [www.handicaps.sports.gouv.fr](http://www.handicaps.sports.gouv.fr)

## 第2章 フランス

動への参加を振興するための方針と活動を定める複数年の目標協約（Convention pluriannuel d'objectifs）が締結され、具体的な施策のための行動計画が策定される。「スポーツと障害」拠点の主な活動目的は次のとおりである<sup>192</sup>。

- 統合問題などの障害のすべてのタイプに適用される様々なスポーツ実践に必要な情報を収集した文献センターを敷設する。
- 障害者スポーツの振興に必要なツールを導入し、障害者スポーツ領域の技術的・教育的・法務的専門性を発展させる。
- 管轄の異なるネットワーク（組織、省庁間、スポーツ連盟、欧州、民間商業活動）間の交流の場を構築する
- 行政及びスポーツ運動組織の指導者の再編成と研究教育を組織する

• CREPS Sud-Est の「スポーツ・教育・混成・市民権（sport, éducation, mixités et citoyenneté）」拠点<sup>193</sup>

「スポーツ・教育・混成・市民権」拠点は、プロヴァンス=アルプ=コート・ダジュール地域圏（Provence-Alpes-Côte d'Azur）のエクサン=プロヴァンス（Aix-en-Provence）にある CREPS Sud-Est に、これまでの「スポーツ・家族・女性参加（Sport, famille et pratique féminines）」拠点と「スポーツ・教育・混合（Sport, éducation, insertion）」拠点を統合して設置された。スポーツの多様性を認識し、最大多数の市民がスポーツに参加できるように、省庁の積極的かつ持続可能なスポーツ振興のための政策を実施する場として、スポーツ施設、地方出先機関、スポーツ担当の政府機関、スポーツ連盟、スポーツ非営利社団、地方公共団体、全国及び欧州レベルで「スポーツ・教育・男女混合・市民権」のテーマに取り組むあらゆる組織の管理のもとで、相互扶助、カウンセラー、専門性向上、研修教育などの有益なツールを提供し、スポーツ実践から離れた市民に直接働きかけ、スポーツの多様性を考慮することを任務とする。また、女性スポーツ、スポーツ団体における女性責任者のアクセス促進や、家族ぐるみのスポーツ、スポーツにおける差別対策や暴力対策、スポーツ活動による教育や社会統合、仲裁などの活動を行っている。

• CREPS Sud-Est の「スポーツと自然」拠点<sup>194</sup>

ヴァロン・ポン・ダルク（Vallon-Pont-d'Arc）の CREPS Sud-Est に設置され、スポーツ関係者を提供し技術的・教育的ツールを構築し、野外活動の法的・技術的・教育的支援を行う。

（エ）国立スポーツ博物館（MNS）

（MNS：Musée national du sport）<sup>195</sup>

国立スポーツ博物館は、2006年3月2日付公施設法人国立スポーツ博物館創設ならびに施設の地位に関するデクレ第 2006-254 号<sup>196</sup>により、行政的公施設法人（établissement

<sup>192</sup> スポーツ担当省ウェブサイト <http://www.sports.gouv.fr/index/faire-du-sport/sport-et-handicaps/>

<sup>193</sup> [www.semcsports.gouv.fr](http://www.semcsports.gouv.fr)

<sup>194</sup> [www.sportsdenature.gouv.fr](http://www.sportsdenature.gouv.fr)

<sup>195</sup> 国立スポーツ博物館 <http://www.museedusport.fr/accueil.php>

<sup>196</sup> Décret n°2006-254 du 2 mars 2006 érigeant le Musée national du sport en établissement public et portant statut de cet établissement

public à caractère administratif)として設立された。同テクレ第1条の規定により、国立スポーツ博物館はスポーツ担当大臣の監督下に置かれ、スポーツ法典第 R112-1 条により、国の目標を定めた業績契約 (contrat de performance) をスポーツ担当大臣と締結する。

2008年6月3日に、スポーツ担当省の庁舎 (93 avenue de France、パリ13区) 地階に 750m<sup>2</sup>の常設展示スペースが設けられ、およそ 350 点の作品が展示されている。なお、国立スポーツ博物館は 2013 年にニースの新しいスタジアムに設置される予定にある。

国立スポーツ博物館の任務は、スポーツ法典第 D112-4 条に次のように規定されている。

1. 調査及び、歴史的・科学的・芸術的・社会的あるいは技術的な側面を考慮した上でスポーツ事象や関連する財産の公衆への紹介、収集資料の提供
2. 国の負担で、目録に登録された文化財の保存、保護及び修復
3. 国の負担で、文化財の取得による国のコレクションの充実化
4. すべての者が平等にスポーツ事象や関連する財産にアクセスできるための教育活動ならびに普及活動の企画と実施
5. スポーツ事象及びその普及に関する知識ならびに研究の進展に貢献

### ① 組織体制

国立スポーツ博物館は、スポーツ法典第 D112-8 条により、執行委員会 (comité d'orientation) の補佐のもと、13 人の理事からなる理事会 (conseil d'administration) によって管理され、館長 (directeur général) によって運営される。理事は任期が3年で再任が認められる。同法典第 D112-11 条により、理事会長 (président) は執行委員会の委員長を除く理事の中からスポーツ担当大臣の定めるアレテによって任命される。執行委員会は、スポーツ法典第 D112-18 条により、理事会長の下に置かれ、国立スポーツ博物館の文化的方針や活動全般について意見を述べ、博物館の任務の達成度を評価する。

国立スポーツ博物館の館長は、スポーツ法典第 D112-16 条により、文化遺産法典第 L.442-8 条<sup>197</sup>に定める有資格者の中から文化担当大臣とスポーツ担当大臣との共同アレテによって任命される。館長の任期は3年で、再任が認められる。2013年1月現在の館長は、マリー=クリスティーヌ・グラス (Marie-Christine Grasse) 氏である。

### ② 権限根拠

・2006年3月2日付公施設法人国立スポーツ博物館創設ならびに施設の定款に関するテクレ第 2006-254 号

#### 第1条

国立スポーツ博物館は、全国管轄の機関であり、スポーツ担当大臣の監督下に置かれた行政的性格を有する公施設法人として設立される。本部はパリである。スポーツ担当大臣アレテによって変更することができる。

・スポーツ法典第 D112-4 条～第 D112-25 条

#### 第 D112-4 条

博物館は、フランス全土においてその任務を遂行し、同任務を有する海外機関と協力する。

#### 第 D112-6 条

第 R112-1 条に記述される業績契約は、目標に相当する資金と指標を明確にするものである。所管の文化政策として、地方公共団体、公施設法人あるいは民間組織と協約を締結することもある。

<sup>197</sup> Code du patrimoine

## 第2章 フランス

### ③ 財源

国立スポーツ博物館の財源は、スポーツ法典第 D112-23 条に次のように規定されている。

1. 国、地方公共団体からの交付金、及び、公的・私的法人からの補助金
  2. 博物館への入場料、見学案内、ワークショップ、スポーツ入門サービス
  3. 博物館が開催する文化・教育・スポーツ的なイベントや催し物からの収入
  4. 教育的活動、研修活動及び出版活動からの収入
  5. 博物館の商業的活動から生じる収入
  6. 博物館の機能に関連する事業の第三者への委託からの収入
  7. 寄付、寄贈、個人及び団体の入会金の支払
  8. 資産、基金、財産の価値からの収入及び譲渡による収入
  9. 借入金
  10. 一般的に、現行の法規定により許可された収入を含め、合法的活動に由来する資金
- 国立スポーツ博物館は国全体で任務を遂行し、同じ任務をもつ外国組織と協力する。

図表-2-39 2011年度～2013年度政府交付金内訳（単位：千ユーロ）<sup>198</sup>

| アクション1         | 2011年 |       | 2012年 |       | 2013年 |       |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                | AE    | CP    | AE    | CP    | AE    | CP    |
| 最大多数のためのスポーツ振興 | 1,992 | 1,658 | 2,613 | 2,763 | 2,549 | 2,549 |
| 内、公役務負担のための交付金 | 1,992 | 1,658 | 2,613 | 2,613 | 2,549 | 2,549 |
| 内、自己資金         | 0     | 0     | 0     | 150   | 0     | 0     |
| 合計             | 1,992 | 1,658 | 2,613 | 2,763 | 2,549 | 2,549 |

（注）AE：債務負担行為、CP：支払許容費

### ④ 予算

図表-2-40 国立スポーツ博物館 2010年度～2012年度予算（単位：千ユーロ）<sup>199</sup>

| 支出   | 2010年 | 2011年 | 2012年 | 収入       |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|
|      |       |       |       | 2010年    | 2011年 | 2012年 |       |
| 人件費  | 160   | 170   | 992   | 政府からの財源  | 2,210 | 1,658 | 3,410 |
|      |       |       |       | 政府からの交付金 | 2,210 | 1,658 | 3,410 |
| 運営機能 | 1,556 | 1,236 | 1,177 | その他交付金   | 0     | 30    | 0     |
|      |       |       |       | 自己財源・その他 | 85    | 131   | 100   |
| 合計   | 1,716 | 1,406 | 2,169 | 合計       | 2,295 | 1,819 | 3,510 |
| 損益   | 579   | 413   | 1,341 |          |       |       |       |

図表-2-41 国立スポーツ博物館 2011年度～2012年度支出内訳（単位：千ユーロ）<sup>200</sup>

|            | 人件費   |       | 機能    |       | 投資    |       | 計     |       |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            | 2011年 | 2012年 | 2011年 | 2012年 | 2011年 | 2012年 | 2011年 | 2012年 |
| A-コレクション活用 | 60    | 174   | 460   | 110   | 44    | 0     | 564   | 284   |
| B-コレクション保存 | 67    | 382   | 477   | 275   | 180   | 15    | 724   | 672   |
| C-コレクション充実 | 0     | 0     | 0     | 0     | 106   | 100   | 106   | 100   |
| D-サポート機能   | 33    | 436   | 314   | 666   | 3     | 1,495 | 350   | 2,597 |
| 合計         | 160   | 992   | 1,251 | 1,051 | 333   | 1,610 | 1,744 | 3,653 |

<sup>198</sup> 2013年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2013）p.75

<sup>199</sup> 2013年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2013）p.76

2012年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2012）p.81

<sup>200</sup> 2013年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2013）p.76

2012年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2012）p.81

## (オ) 国立スポーツ振興センター (CNDS)

(CNDS : Le Centre national pour le développement du Sport ) <sup>201</sup>

国立スポーツ振興センター (以下 CNDS) は、「2006 年 3 月 2 日付国立スポーツ振興センター設立に関するデクレ第 2006-248 号<sup>202</sup>」によって設立し、「2009 年 5 月 15 日付国立スポーツ振興センターに関するスポーツ法典の規定を改正するデクレ第 2009-548 号<sup>203</sup>」によって組織の再編が行われた。CNDS は、スポーツ担当省の管轄下に置かれた行政的公施設法人 (EPA) であり、2005 年 12 月 30 日に廃止されスポーツ振興国家基金 (FNDS : Fonds national pour le développement du sport) の業務を引き継いだ。

スポーツ振興国家基金 (FNDS) は、「1975 年 10 月 29 日付体育・スポーツ振興に関する法律第 75-988 号<sup>204</sup>」第 18 条によって設立された高水準スポーツ選手支援国家基金 (Fonds national d'aide aux sportifs de haut niveau) が 1978 年 12 月 29 日付法律第 78-1239 号によって改編された国庫特別割当会計 (compte d'affection spécial du Trésor) である。その財源の一つはフランス宝くじの売上金からの配分であった。一方、2006 年 1 月 1 日より施行された「2001 年 8 月 1 日付予算組織法 (LOLF)」第 21 条において、「特別割当会計 (compte d'affection spécial) は、予算法に規定される条件に従い、その性質から、関連する支出と直接に関係する個別の収入によって資金供給される予算操作を示す」と規定され、スポーツ振興国家基金 (FNDS) は、その活動とは関係なくフランス宝くじの売上金からの配分を主たる財源としていたため、当条項との矛盾が指摘された。そのため、2006 年度予算法第 53 条により、スポーツ振興国家基金 (FNDS) は廃止され、スポーツ振興国家基金 (FNDS) が受けていた収入ならびにその業務は公施設法人に引き継がれることが規定された。こうして、2006 年 3 月 2 日付デクレで設立した国立スポーツ振興センター (CNDS) がフランス宝くじからの売上金の配分を財源とするスポーツ振興国家基金 (FNDS) の業務を引き継いだ<sup>205</sup>。なお、CNDS はフランス宝くじの売上金からの配分とスポーツイベント及び競技会のテレビ放映権収入を財源とし、その配分比率は予算法によって定められる。

CNDS はスポーツ担当省の管轄下に置かれ、スポーツ法典第 R112-1 条により、国の目標を定めた業績契約 (contrat de performance) をスポーツ担当大臣と締結する。スポーツ担当省は、CNDS の活動全般の方針を定め、この方針は、CNDS の理事会によって、地方公共団体及びスポーツ活動団体の代表の協議を経て適用される支援金の割当に関する基準を決定するなどの、CNDS の活動に反映される。

<sup>201</sup> 国立スポーツ振興センターウェブサイト <http://www.cnnds.info/>

<sup>202</sup> Décret n°2006-248 du 2 mars 2006 portant création du Centre national pour le développement du sport

<sup>203</sup> Décret n°2009-548 du 15 mai 2009 portant modification des dispositions du code du sport relatives au Centre national pour le développement du sport

<sup>204</sup> Loi n°75-988 du 29 octobre 1975 dite MAZEAUD relative au développement de l'éducation physique et du sport

<sup>205</sup> Jean-Marc TODESCHINI (2002) 「国立スポーツ振興センターに関する会計院調査に関する情報報告書 (Rapport d'information sur l'enquête de la Cour des comptes relative au Centre national pour le développement du sport)」元老院 (Sénat) p.7

## 第2章 フランス

CNDS は、①スポーツ団体等への補助金を交付することで国民のためのスポーツの実践を発展させること、②スポーツ施設の建設のための補助金を交付することで国土整備に貢献すること、③フランスのスポーツの国際的な地位の向上を図ること、④特に学童、優先都市区域(ZUS: zone urbaine sensible)に指定された問題のある区域(quartiers en difficultés)の住民、障害者及び女性のスポーツ活動の振興を図ることを目的に掲げている。

CNDS の任務は、スポーツ法典第 R411-2 条で規定される。

- 大多数によるスポーツ実践の発展に貢献する。
- 高水準スポーツへのアクセスを促進し、スポーツイベントを開催する。
- スポーツによって健康を推進する。
- スポーツ実践の安全性ならびにスポーツ選手の保護を向上させる。
- スポーツ実践環境を強化する。
- CNDS は、フランスオリンピックスポーツ委員会やスポーツ団体、地方公共団体、ドーピング対策における医療拠点の機能を担う組織、身体的及びスポーツ活動分野の公益団体に助成金を交付する形で任務を遂行する。
- CNDS は、「サッカー欧州選手権 2016」のスポーツ競技会に向けたスポーツ施設ならびに関連施設の建設あるいは改修プロジェクトに対する資金支援することによって任務を遂行する。そのために、公的・私的法人と補助金協約 (conventions de subventionnement) を締結する。

### ① 組織体制

スポーツ法典第 R411-3 条の規定により、CNDS は理事会 (Conseil d'administration) によって管理され、センター長 (Directeur général) によって運営される。

理事会は会長の他、20 人の理事から構成される。理事会の会長はフランスオリンピック・スポーツ全国委員会 (Comité national olympique et sportif français) の会長の諮問を経たスポーツ担当大臣の報告を鑑み、首相デクレによって任命される。任期は4年で1期のみ再任が認められる<sup>206</sup>。2012年11月現在の会長は、Reymond-max Aubert 氏である。

センター長は、スポーツ担当大臣の報告を参考に、首相デクレによって任命される。任期は4年で、1期のみ再任が認められる<sup>207</sup>。2013年1月現在のセンター長は、ジュリアン・ニズリ (Julien Nizeri) 氏である。

### ② 権限根拠

- 2006年3月2日付国立スポーツ振興センター設立に関するデクレ第2006-248号

#### 第1条

スポーツ担当大臣の監督下に置かれ、国立スポーツ振興センターと称する行政的性格を有する国の公施設法人が設立される。施設の本部はスポーツ担当大臣アレテで定められる。

- 2007年7月24日付スポーツ法典の規定に関するデクレ第2007-1133号<sup>208</sup>なお、2006年3月2日付デクレ第2006-248号は2007年7月24日付デクレ第2007-1133号によってスポーツ法典に組み込まれた。
- 2009年5月15日付国立スポーツ振興センターに関するスポーツ法典の規定を改正する

<sup>206</sup> スポーツ法典第 R411-4 条

<sup>207</sup> スポーツ法典第 R411-8 条

<sup>208</sup> Décret n°2007-1133 du 24 juillet 2007 relatif aux dispositions réglementaires du code du sport (Décrets en Conseil d'Etat et décrets).

デクレ第 2009-548 号

・スポーツ法典第 R112-2 条、第 R411-2 条～第 R411-28 条

### ③ 財源

CNDS の財源は、スポーツ法典第 R411-27 条に次のように規定されている。

1. 財政法によって割り当てられる資金
2. 国、地方公共団体からの交付金、公的・私的組織からの補助金
3. 所有地の譲渡及び収用による収益
4. 役務に対する報酬
5. 基金の投資から得られる金融収益
6. 動産及び不動産収入
7. 譲渡収益及び清算利益
8. 譲渡収益 (produit des aliénations)
9. 寄付金、寄贈
10. 事業又は運営による収益又は返済金

また、財源の構成は次のとおりである。

- スポーツくじ以外のフランス宝くじ売上金の 1.8%を配分<sup>209</sup> (約 1 億 7,380 万ユーロ)
- サッカー欧州選手権 2016 年のフランス開催によるスポーツ施設への資金支援のために、年間 2,400 万ユーロの上限付きで 2011 年から 2015 年までの 5 年間積み立てられる宝くじの売上金の 0.3%を配分)
- フランス宝くじのスポーツくじ売上金の 1.8% (2011 年は 1.5%) を配分<sup>210</sup> (約 3,100 万ユーロ)
- スポーツイベント及び競技会のテレビ放映権収入の 5%の分担金<sup>211</sup> (約 4340 万ユーロ)
- 経済再建計画からの資金投入 (約 140 万ユーロ)
- 金融収益 (約 50 万ユーロ)

図表-2-42 CNDS 2007 年度～2012 年度財源 (単位：百万ユーロ)<sup>212</sup>

|                         | 2007 年 | 2008 年 | 2009 年 | 2010 年 | 2011 年 | 2012 年 |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収入                      | 244.2  | 273.6  | 210.7  | 225.2  | 271.9  | 274.1  |
| 内、フランス宝くじ・<br>その他スポーツくじ | 194.4  | 226.0  | 166.3  | 181.6  | 222.8  | 228.8  |

<sup>209</sup> 租税一般法典 (Code général des impôts) 第 1609 条 novovicies

<sup>210</sup> 2010 年 5 月 12 日付オンライン宝くじ部門の自由競争化及び調整に関する法律第 2010-476 号 (loi n°2010-476 du 12 mai 2010 relative à l'ouverture à la concurrence et à la régulation du secteur des jeux d'argent et de hasard en ligne)

<sup>211</sup> 租税一般法典第 302 bis ZE 条

<sup>212</sup> Les chiffres-clés du sport スポーツ担当省、2011 年 p.3

## 第2章 フランス

図表-2-43 CNDS 2009年度～2011年度の財源内訳（単位：ユーロ）<sup>213</sup>

|                             | 2009年       | 2010年       | 2011年       |
|-----------------------------|-------------|-------------|-------------|
| その他運用交付金（再建計画）              | -           | 5,166,206   | 3,422,297   |
| フランス宝くじ収入 <sup>(注1)</sup>   | 166,298,840 | 168,300,000 | 170,800,000 |
| フランス宝くじ追加収入 <sup>(注2)</sup> | -           | -           | 24,000,000  |
| テレビ放映権収入                    | 43,419,426  | 43,458,809  | 43,099,057  |
| フランス宝くじのスポーツくじ              | -           | 9,632,223   | 16,432,100  |
| オンラインスポーツくじ                 | -           | 3,759,023   | 7,741,898   |
| その他収入                       | -           | 1,041,545   | 3,876       |
| 雑収入                         | -           | 1,041,545   | 129,982     |
| 合計                          | 209,719,266 | 231,357,806 | 265,629,210 |
| 再建計画を除く                     | 210,055,766 | 226,302,157 | 262,206,913 |

（注1）2006年、2007年は売上金の1.78%、2008年は1.8%

（注2）2006年は売上金の0.22%、2007年は0.45%、2008年は0.8%

### ④ 予算<sup>214</sup>

図表-2-44 CNDS 2011年度～2012年度予算（単位：千ユーロ）

| 支出   | 2011年   | 2012年   | 収入       | 2011年   | 2012年   |
|------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 人件費  | 1,583   | 1,841   | 政府からの財源  | 265,499 | 273,634 |
|      |         |         | 政府からの交付金 | 3,422   | 1,434   |
| 運営機能 | 1,210   | 1,409   | 宝くじからの割当 | 262,077 | 272,200 |
| 資金支援 | 283,747 | 299,854 | 自己財源・その他 | 1,320   | 500     |
| 合計   | 286,540 | 303,104 | 合計       | 266,819 | 274,134 |
|      |         |         | 損失       | 19,721  | 28,970  |

図表 2-45 CNDS 2012年度支出内訳（単位：千ユーロ）

|           | 人件費   | 機能    | 投資      | 計       |
|-----------|-------|-------|---------|---------|
| A-設備交付金   | -     | -     | 117,354 | 117,354 |
| B-地域機能交付金 | -     | -     | 142,000 | 142,000 |
| C-全国機能交付金 | -     | -     | 40,500  | 40,500  |
| D-ロジスティック | 1,841 | 1,309 | -       | 3,290   |
| 合計        | 1,841 | 1,309 | 299,854 | 303,144 |

CNDSの2012年度支出額は3億310万ユーロに達する。その内訳は次のとおりである。

- 運営費・人件費に320万ユーロ
- 設備への補助金に820万ユーロ
- サッカー欧州選手権2016年の競技場建設又は改修のための補助金に3,450万ユーロ
- フランス経済再建計画によるスポーツ施設補助金に140万ユーロ
- 地方レベルでの支援に1億4,200万ユーロ、そのうち、教育支援のための補助金に1,300万ユーロ（国、スポーツ活動団体、地方公共団体と提携して地方委員会の諮問経た後に割り当てられるスポーツ非営利団体の運営支援金）
- 全国レベルの支援に4,050万ユーロ（フランスオリンピック・スポーツ全国委員会（CNOSF）及びCPSFへの支援、ロンドンオリンピック・パラリンピックのフランス代表への支援、及びスポーツ実践の振興のための連盟政策のために特別支援基金を通じてスポーツプログラムから1,950万ユーロの予算を通じた補助金を含む）

<sup>213</sup> CNDS 2011年度年次報告書（Rapport d'activité 2011）p.28

<sup>214</sup> 2013年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2013）p.63

## (カ) フランスオリンピック・スポーツ委員会 (CNOSF)

(CNOSF : Comité National Olympique et Sportif Français) <sup>215</sup>

フランスオリンピック・スポーツ委員会（以下 CNOSF）は公施設法人ではないが、スポーツ法典第 R141-4 条の規定により、スポーツ担当省と締結する協約に基づく任務を達成するための人的経済的支援を受ける団体であるため、参考までに概要を記述する<sup>216</sup>。

CNOSF の設立の経緯は以下のとおりである。1894 年、オリンピックに出場する選手を準備することを目的としたフランスオリンピック委員会(COF : Comité Olympique Français) が設立された。一方、1908 年に、全国スポーツ委員会 (CNS : Comité National des Sports) の設立が決定し、1910 年に正式に設置された。フランススポーツ競技連合 (USFSA : Union des Sociétés Françaises de Sports Athlétiques) のイニシアティブにより、共通の課題に取り組むスポーツ連盟及び連合を全国スポーツ委員会 (CNS) に統合した。1913 年、フランスオリンピック委員会 (COF) が全国スポーツ委員会 (CNS) に付属し、共通の本部で一人の会長によって統括されることになった。しかし、1925 年に入ってフランスオリンピック委員会 (COF) と全国スポーツ委員会 (CNS) はそれぞれに事務局と会長を設け、フランスオリンピック委員会 (COF) はオリンピック競技会でフランス代表団の移動と滞在先を担当し、全国スポーツ委員会 (CNS) が横断的な課題に取り組むという棲み分けが定着した。1952 年、国際オリンピック委員会 (Comité International Olympique) の影響を受けて、再び法的に 1952 年にフランスオリンピック委員会 (COF) が独立し、全国スポーツ委員会 (CNS) と並存することになった。1969 年、フランスのスポーツ運動の組織体を再建するために全国スポーツ委員会 (CNS) とフランスオリンピック委員会 (COF) の合併プロジェクトが進められ、1972 年 2 月 22 日、2つの委員会の統合が成立し、フランスオリンピック・スポーツ委員会 (CNOSF) が誕生した。全国スポーツ委員会 (CNS) は 1922 年 3 月 6 日付デクレによって公益性が認められた非営利社団 (association reconnue d'utilité publique) であったため、フランスオリンピック・スポーツ委員会 (以下 CNOSF) はこの地位を引き継ぎ、公益性承認非営利社団として設立された。なお、CNOSF の定款はコンセイユ・デタの議を経たデクレによって承認される<sup>217</sup>。

CNOSF は、スポーツ法典第 L141-1 条から第 L141-5 条に規定され、フランスにおけるスポーツ運動組織 (mouvement sportif) を代表する地位と権限が認められている。

CNOSF の一般任務 (mission générale) はスポーツ法典第 R141-1 条から第 R141-4 条に規定され、次のとおりである。

- スポーツ法典に規定される各スポーツ連盟に認められた特権を尊重した上で、スポーツ連盟の名において、あるいは、スポーツ連盟と連携して、共通した利益活動を導く。
- オリンピック大会ならびに国際オリンピック委員会後援のマルチスポーツ競技会に出場するフランス代表団を構成し、組織し、指揮する唯一の権限を有する。
- 地方組織であるオリンピック・スポーツ地方委員会及び県委員会に任務の一部を委任す

<sup>215</sup> CNOSF ウェブサイト <http://franceolympique.com/cat/1-organisation.html>

<sup>216</sup> フランスオリンピック・スポーツ委員会パンフレット p.17

<sup>217</sup> スポーツ法典第 L141-1 条

## 第2章 フランス

- ることができる。
- 国と締結する協約（convention）に基づき、任務の達成のため人的及び資金支援を受けることができる。

CNOSF が担うスポーツ運動組織（mouvement sportif）の役割は次のとおりである<sup>218</sup>。

- 関係所管庁の監督の下にフランススポーツを代表する
- オリンピック・スポーツを規律している諸規則を遵守させる
- フランスのスポーツ選手の準備、選定に協力し、オリンピック大会への参加を確保する
- 社会計画に基づいてスポーツ選手の地位向上を奨励する
- 加盟するスポーツ連盟に対して有効な助成を行うこと
- ドーピング問題を理由とする係争を除き、スポーツ連盟登録選手、非営利社団、スポーツ会社、認可を得たスポーツ連盟に対立する係争の調停を行う

### ① 権限根拠

・1984年7月16日付身体的及びスポーツ活動の組織及び振興に関する法律第84-610号第19条<sup>219</sup>

#### 第19条

スポーツ連盟及びスポーツ団体は、フランスオリンピック・スポーツ委員会において代表される。フランスオリンピック・スポーツ委員会は、国際オリンピック委員会によって割り当てられた任務に従って、スポーツ倫理規則を定め、その遵守を監視する。登録証所持者、スポーツ団体及びスポーツ連盟の間で対立する紛争は、いずれかの当事者の申請に基づいて、調停のためにフランスオリンピック・スポーツ委員会に付される。フランスオリンピック・スポーツ委員会はオリンピックシンボルの受託者であり、国内オリンピックのエンブレムの所持者と認められる。

フランスオリンピック・スポーツ委員会は、1978年12月29日付1979年度予算法第78-1239号により設立されたスポーツ振興のための国家基金の管理委員会においてスポーツ運動組織を代表する。フランスオリンピック・スポーツ委員会は、デクレによって定められた条件に基づいて、音声ラジオ放送及びテレビ番組において各種のスポーツ種目を公平に促進させることに関与する。

フランスオリンピック・スポーツ委員会の規約は國務院（コンセイユ・デタ）の議を経たデクレによって承認される。フランスオリンピック・スポーツ委員会は各地域圏においてはオリンピックスポーツ地域委員会がこれを代表し、各県においてオリンピック・スポーツ県委員会がこれを代表する。

当該法律は、「2007年7月24日付デクレ第2007-1133号<sup>220</sup>」によりスポーツ法典第L141-1条～第L141-5条、第R1411-1条～第R141-25条、第A141-1に組み込まれた。

### ② 財源

図表-2-46 2010～12年 CNOSF 財源推移（単位：ユーロ）<sup>221</sup>

|            | 2010年     | 2011年     | 2012年     |
|------------|-----------|-----------|-----------|
| 運営機能       | 1,715,352 | 1,134,893 | 1,318,659 |
| CNDS 運営機能  | 5,100,000 | 5,420,000 | 5,520,000 |
| マーケティング    | 6,261,853 | 6,734,183 | 7,866,313 |
| イベント       | 1,982,945 | 1,038,116 | 9,118,235 |
| スポーツ代表・高水準 | 2,250,329 | 558,819   | 4,980,940 |

<sup>218</sup> スポーツ担当省ウェブサイト <http://www.sports.gouv.fr/index/acteurs-du-sport/role-du-cnssf/>

<sup>219</sup> Loi n°84-610 du 16 juillet 1984 relative à l'organisation et à la promotion des activités physiques et sportives (Loi AVICE)

<sup>220</sup> Décret n°2007-1133 du 24 juillet 2007 relatif aux dispositions réglementaires du code du sport (Décrets en Conseil d'Etat et décrets)

<sup>221</sup> 2010年度 CNOSF 年次報告書 p.37

<http://franceolympique.com/files/File/organisation/cnssf/CNOSF-RA2010.pdf>

|       | 2010年      | 2011年      | 2012年      |
|-------|------------|------------|------------|
| その他代表 | 229,719    | 211,110    | 211,100    |
| その他   | 144,227    | 183,800    | 33,800     |
| 合計    | 17,684,425 | 15,280,911 | 29,049,047 |

## ③ 予算

図表-2-47 2010～12年 CNOSF 予算推移（単位：ユーロ）<sup>222</sup>

|            | 2010年      | 2011年      | 2012年      |
|------------|------------|------------|------------|
| 運営機能       | 3,860,568  | 3,730,923  | 3,711,500  |
| 行政・財務管理    | 1,264,840  | 1,438,696  | 1,463,300  |
| マーケティング    | 1,447,911  | 1,766,268  | 711,000    |
| コミュニケーション  | 527,145    | 1,172,983  | 1,391,800  |
| イベント       | 3,543,493  | 1,521,100  | 10,846,589 |
| テレビ放映      | 875,168    | 820,000    | -          |
| 国際業務       | 662,832    | 497,044    | 552,700    |
| スポーツ代表・地方  | 905,354    | 1,057,212  | 1,067,000  |
| スポーツ代表・企業  | 598,213    | 717,842    | 744,700    |
| スポーツ代表・その他 | 133,928    | 292,080    | 295,800    |
| スポーツ代表・高水準 | 3,422,480  | 1,376,272  | 7,905,258  |
| 医療委員会      | 332,236    | 341,687    | 568,900    |
| 事件         | 67,480     | 139,229    | 141,000    |
| その他        | 208,829    | 109,575    | 89,500     |
| 合計         | 17,850,477 | 14,980,911 | 29,349,047 |

<sup>222</sup> 2010年度 CNOSF 年次報告書 p.37<http://franceolympique.com/files/File/organisation/cnosf/CNOSF-RA2010.pdf>

## 第2章 フランス

### (3) スポーツ担当省以外の省庁が所管する隣接分野

#### (ア) 障害者スポーツ

フランスではスポーツ担当省が健常者と障害者の双方のスポーツ施策を統括している。スポーツ担当省では、障害者スポーツが障害者の健康及び自立を促進し、社会的かつ職業統合を図る重要なツールであるとし、特に 2003 年の障害者ヨーロッパ年に策定されたスポーツ・ハンディキャップ・ミッション (Mission sport et handicap) から、障害者スポーツ施策に取り組んでいる。また、スポーツ担当省の地方出先機関である、青少年・スポーツ・社会統合地域圏局 (DRJSCS) 及び省庁間県局 (DDI) において、地方レベルでの「スポーツと障害者」施策が展開されている。

「スポーツと障害者」拠点の主な活動として、関連する研修教育の実施、人的組織網の整備、情報データベースの構築、指導者情報の提供、関係団体との連携、情報出版物の発行、障害スポーツの政策評価及び分析、国際比較調査分析などが挙げられる。同拠点は、障害者のための身体的及びスポーツ活動の実践を発展及び認識させ、スポーツ価値を高めるとともに、障害者スポーツにかかわる政策策定の基盤となる調査研究等を行う専門機関としての役割も担っている<sup>223</sup>。

2003 年に「スポーツと障害者」全国リソース拠点 (PRNSH : Pôle Ressources National « Sport et Handicap ») がソントル地域圏 (région Centre) ブルジュ (Bourges) のスポーツ資源・専門技術・競技力向上センター (CREPS) に設立された。スポーツ担当省とソントル地域圏のスポーツ資源・専門技術・競技力向上センター (CREPS) の間で 3 年間の目標協約 (convention pluriannuelle d'objectifs) が定められ、障害者のスポーツ活動へのアクセスを改善するための指針と行動計画の取り決めによって具体的に推進されている。

#### ・国立スポーツ振興センター (CNDS)

CNDS は、スポーツ担当省の管轄下に置かれた行政的公施設法人で、次の障害者のスポーツ実践の発展のための取組みを行っている<sup>224</sup>。

- スポーツ非営利社団 (associations sportive) への助成
- 雇用支援
- 「ハンディスポーツ (handisport)」プロジェクト支援
- スポーツ施設のバリアフリー対応のための改修工事の資金支援
- 大規模な国際スポーツイベント支援

#### ・障害者スポーツ連盟

スポーツ担当省より認可を得たスポーツ連盟でフランスオリンピック・スポーツ委員会 (CNOSF) に加盟している障害者スポーツ連盟は、フランス障害者スポーツ連盟 (FFH : Fédération française handisport)、フランス適応スポーツ連盟 (FFSA : Fédération française

<sup>223</sup> スポーツ担当省ウェブサイト <http://www.sports.gouv.fr/index/faire-du-sport/sport-et-handicaps/>

<sup>224</sup> CNDS 年次報告書 (rapport d'activités) 2011 年 p.35

du sport adapté)、フランス聾者スポーツ連盟 (FSSA : Fédération sportive des sourds de France) の3つがある。

・フランス障害者スポーツ連盟 (FFH)<sup>225</sup>

フランス障害者スポーツ連盟 (FFH) は、視覚障害者 (handicapés visuels)、四肢麻痺 (Tétraplégiques)、下肢麻痺 (paraplégiques)、神経病後遺症 (séquelles neurologiques assimilables)、手足の切断 (amputés)、脳性麻痺 (infirmités motrices cérébrales)、その他身体障害者によって実践されるすべてのスポーツ種目について管轄する権限をスポーツ担当大臣から委任されている。同連盟は、1954年に設立されたフランス負傷者協会 (Association des Mutilés de France) が1963年にフランス身体障害者スポーツ連盟 (FFSHP : Fédération Française Sportive des Handicapés Physiques) となり、1977年に現在のフランス障害者スポーツ連盟 (FFH) となった。

FFH は1973年にフランスオリンピック・スポーツ委員会の加盟団体となり、1983年に公益性が承認されている。また、高水準スポーツ委員会の各会議に参加することが認められ、予算配分等に発言権が与えられている。

・フランス適応スポーツ連盟 (FFSA)<sup>226</sup>

フランス適応スポーツ連盟 (FFSA) は、知的障害又は適応障害のあるものによって実践されるスポーツ種目についてスポーツ担当省から権限を委任され、公益性が承認されたスポーツ連盟である。障害の程度に応じて、余暇としてのスポーツ、競技スポーツ (sport de compétition)、適応学校スポーツ (sport scolaire adapté) など多様な実践形態を伴ったおよそ50種目のスポーツを実践している。

・フランス聾者スポーツ連盟 (FSSA)

1918年に設立されたフランス聾者スポーツ連盟 (FSSA) は、国際、欧州、全国、地域間レベルで聾者又は難聴者のためのスポーツ大会を組織、監督し、準備を行う。また、学校スポーツ、競技スポーツ、娯楽のためのスポーツ、個人スポーツの4タイプのスポーツを実践している。

・障害のあるスポーツマンの養成

障害のある競技選手は、スポーツ担当省や国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院 (INSEP) の代表者らで構成される高水準スポーツ全国委員会 (CHSHN : Commission Nationale du Sport de Haut Niveau) による高水準のスポーツマンリストの障害カテゴリーに分類され、障害を持たない選手のカテゴリーと類似する形で、ジュニア、シニア、トップ選手、転職 (reconversion) のカテゴリーに細分化されている。登録された障害のある高水準スポーツ選手は、トレーニング期間中や大会期間中の学業、就業等に関する保障や、転職、二重職業プロジェクト、職業への組入れ協約などの権利など、各種の優遇措置や助成措置が、障害のない高水準スポーツ選手同様に認められている。また、スポーツ担当省は、2008年のパラリンピック大会から、パラリンピックメダリストに対する報奨金はオリンピックメダリストと同額となり、さらに、パラリンピックのメダリストへの指導者に対しても報奨金が支払われる。

なお、オリンピック選手及びパラリンピック選手は、ナショナルトレーニングセンターに相当する国立スポーツ・専門技術・競技力向上学院 (INSEP)、スポーツ資源・専門技術・競技力向上センター (CREPS)、国立山岳スポーツ学校 (ENSM)、国立ヨット・水上スポーツ学校 (ENVSN) 及びフランス馬術学院 (IFCE) を共同活用する。

<sup>225</sup> フランス障害者スポーツ連盟ウェブサイト <http://www.handisport.org/>

<sup>226</sup> フランス適応スポーツ連盟ウェブサイト <http://www.ffsa.asso.fr/>

## 第2章 フランス

またフランスでは、スポーツ担当省が障害者スポーツ活動の指導管理者の研修教育を支援している。障害者スポーツの公務員であるスポーツ技術顧問官（CTS）が特定連盟であるフランス障害者スポーツ連盟に 18 人、フランス適応スポーツ連盟に 12 人派遣され、障害者スポーツ活動を支援している<sup>227</sup>。

### ・スポーツ施設

フランスでは、一般的に障害者専用のスポーツ施設は設けられておらず、公衆を受け入れる施設（ERP：établissements recevant du public）が活用されている。そこで、2005 年 2 月 11 日付障害者の権利、機会、参加ならびに市民権の平等に関する法律第 2005-102 号<sup>228</sup> 第 41 条により、身体・感覚・認知・精神などあらゆる障害者が施設にアクセスするためのバリアフリー整備に関する規定が定められ、スポーツ施設は公衆を受け入れる施設（ERP）として当法律の規定を遵守しなければならない。スポーツ担当省では、CNDS を通じてバリアフリー整備に助成金を投じて、障害者のスポーツ施設へのアクセシビリティの向上を促進している。

### ・障害者スポーツに関する法律

#### ・スポーツ法典第 L100-1 条、第 L100-3 条、第 L111-1 条 II、第 L121-3 条、第 L211-7 条

##### 第 L100-1 条

身体及びスポーツ活動は教育、文化、統合、社会生活の重要な要素である。  
すべての人のために、特に障害者のための身体的及びスポーツ活動の促進及び発展は一般利益にあたる。

##### 第 L100-3 条

障害者を受け入れる特別施設及び企業においては、身体的及びスポーツ活動の組織及び発展はこれらの障害者の状況に適応させる。

##### 第 L111-1 条 II

障害者の身体的及びスポーツ活動の指導を専門とするスポーツ管理者は研修教育に協力する。

##### 第 L121-3 条

障害者のために身体低及びスポーツ活動を促進し組織するスポーツ非営利団体は、特にスポーツ実践、スポーツ施設へのアクセス、競技会の組織、スポーツ教育者の研修教育及び交通手段に適応に関して、公権力の援助を受けることができる。

##### 第 L211-7 条

身体的及びスポーツ活動の職業教育の教育課程は障害者のためのスポーツに関する教育を含む。

#### ・1975 年 6 月 30 日付障害者基本法第 1975-534 号第 1 条

##### 第 1 条

障害対策、障害検診、治療、教育、職業研修、針路指導、雇用、最低所得の保証、学校同化、未成年及び成人の身体・感覚・精神障害者のスポーツ及び娯楽へのアクセスは国の義務である。

#### ・2005 年 2 月 11 日付障害者の権利、機会、参加ならびに市民権の平等に関する法律第 2005-102 号第 41 条

建設・住宅法典第 L111-7 条から第 L111-7-4 条に組み込まれる。

##### 第 L111-7 条

公衆を受け入れる施設、公衆に開かれた設置物及び職場の建築配置、住宅の屋内及び屋内の整備な

<sup>227</sup> スポーツ担当省ウェブサイト <http://www.sports.gouv.fr/index/faire-du-sport/sport-et-handicaps/>

<sup>228</sup> Loi n°2005-102 du 11 février 2005 pour l'égalité des droits et des chances, la participation et la citoyenneté des personnes handicapées

らびに設備は、所有者が私人であれ公人であれ、とくに身体・感覚・認知・精神・心理などの障害の種類を問わず障害者を含めたすべての者がアクセスできるものでなければならない。

- 2010年3月11日付訓令<sup>229</sup>第10-025号「スポーツ実践の優先者のアクセス：行政組織及び財源」<sup>230</sup>
- 2010年3月11日付通達<sup>231</sup>「県レベルのスポーツ政策実施のための指令<sup>232</sup>」<sup>233</sup>
- 2011年2月7日付スポーツ実践への障害者のアクセスのための省庁政策の評価及び任務の進捗状況に関する訓令第DS/DS B1/2011/50号<sup>234</sup>

• 障害者スポーツにかかる予算

スポーツ担当省の2011年度予算は約8億7千万ユーロであり、このうち障害者スポーツ振興費用に充てられるのは、全体の約2%にあたる約2,100万ユーロである。

国立スポーツ振興センター（CNDS）は、2011年度において「スポーツと障害」分野に1,513万ユーロの予算を割り当てた。詳細は次のとおりである<sup>235</sup>。

図表-2-48 2011年度 CNDS の支援内容（金額単位：百万ユーロ）

| CNDS の支援対象        | 支援額   | プロジェクト数 |
|-------------------|-------|---------|
| 非営利社団への支援         | 8.57  | 4,901   |
| 地方組織及び教育関連        | 5.94  | 4,751   |
| 雇用支援              | 2.63  | 150     |
| スポーツ施設へのアクセシビリティ  | 6.56  | 203     |
| ハンディスポーツの実践       | 2.65  | 11      |
| スポーツ施設の身近さ、使いやすさ  | 2.65  | 176     |
| アクセシビリティのための大規模整備 | 1.35  | 16      |
| 合計                | 15.13 |         |

<sup>229</sup> 訓令（Instruction）階層的に上級機関がその下級機関に発する命令をいう。フランス法律用語辞典（三省堂）

<sup>230</sup> Instruction du 11 mars 2010 n°10-025, Accès des publics prioritaires à la pratique sportive : organisation administrative et moyens financiers

「スポーツと障害者」全国リソース拠点ウェブサイト

<http://www.handicaps.sports.gouv.fr/images/stories/fichiers/prnsh/10-025.pdf>

<sup>231</sup> 通達（circulaire）とは、上級の機関から階層的権限に基づき、下位の公務員に発せられる書面による職務上の訓令をいう。フランス法律用語辞典（三省堂）

<sup>232</sup> 指令（directive）とは、共和国大統領が目標を定めるために首相（更には大臣）に発する指示をいう。フランス法律用語辞典（三省堂）

<sup>233</sup> Circulaire du 11 mars 2010, directives ministérielles pour la mise en œuvre des politiques sportives au niveau départemental

「スポーツと障害者」全国リソース拠点ウェブサイト :

<http://www.handicaps.sports.gouv.fr/images/stories/fichiers/prnsh/2010-03-circulaire.pdf>

<sup>234</sup> Instruction n° DS/DS B1/2011/50 du 7 février 2011 relative à l'évaluation de la politique ministérielle en faveur de l'accès des publics en situation de handicap à la pratique sportive et l'état d'avancement de la mission au sein des services

「スポーツと障害者」全国リソース拠点ウェブサイト

[http://www.handicaps.sports.gouv.fr/images/stories/fichiers/prnsh/productions\\_prnsh/2011\\_07mars\\_17055\\_8\\_instruction\\_evaluation\\_politiqueSH.pdf](http://www.handicaps.sports.gouv.fr/images/stories/fichiers/prnsh/productions_prnsh/2011_07mars_17055_8_instruction_evaluation_politiqueSH.pdf)

<sup>235</sup> CNDS2011 年度年次報告書 p.35

図表-2-49 スポーツ連盟別障害者支援分布（金額単位：ユーロ）

| 障害者のためのスポーツ実践         | 支援額       | プロジェクト数 |
|-----------------------|-----------|---------|
| ハンディスポーツ              | 1,185,863 | 749     |
| 障害者適応スポーツ             | 962,202   | 709     |
| 小計（スポーツ連盟+障害者）(A)     | 2,148,065 | 1,458   |
| テニス                   | 347,986   | 279     |
| 柔道                    | 292,477   | 265     |
| ヨット                   | 190,115   | 116     |
| 乗馬                    | 167,563   | 111     |
| 卓球                    | 146,028   | 173     |
| ハンドボール                | 137,730   | 111     |
| 体操                    | 132,351   | 100     |
| CNOSF                 | 121,271   | 25      |
| サッカー                  | 118,738   | 99      |
| カヌー・カヤック              | 117,498   | 91      |
| フェッシング                | 103,028   | 71      |
| 陸上                    | 99,287    | 85      |
| ボート競技                 | 91,150    | 64      |
| UFOLEP                | 88,993    | 80      |
| 水泳                    | 75,112    | 75      |
| FSGT                  | 70,000    | 40      |
| アーチェリー                | 68,370    | 82      |
| ラグビー                  | 66,862    | 54      |
| バスケットボール              | 62,620    | 76      |
| 空手                    | 54,017    | 60      |
| 障害者対応のスポーツ連盟上位 20 団体  | 2,551,196 | 2,063   |
| 障害者対応のその他スポーツ連盟 84 団体 | 1,243,379 | 1,230   |
| 障害者対応のスポーツ連盟 (B)      | 3,794,575 | 3,293   |
| (A) + (B)             | 5,942,640 | 4,751   |

・その他障害者スポーツ関連の施策

厚生省は、栄養面を中心に国民全体の健康状態を改善することを目的に「2011年～2015年度国民健康栄養プログラム（PNNS：programme national nutrition santé）<sup>236</sup>」を策定し、その中で、「障害者、高齢者、慢性疾患患者、恵まれない人たちに適応した身体的・スポーツ活動（APA）の促進」を施策の一つに掲げた。

その行動目的には、以下の事項が掲げられている。

- ①障害者の身体的・スポーツ活動の実践による健康増進に関して、一般市民及び専門家向けのコミュニケーション活動の発展を図る。
- ②身体的活動あるいはスポーツ活動の実践へのアクセシビリティならびに県委員会策定の個人プランに組み込むために県障害者センター（MDPH：Maisons départementales du handicap）の支援を行う。
- ③身体障害者、精神障害者あるいは感覚障害者が身体的・スポーツ活動を実施するための特別センター及びスポーツ団体の支援を行う。
- ④身体的活動あるいはスポーツ活動実践へのアクセシビリティを高め、県委員会策定の個人プランに組み込むために県障害者センター（MDPH：Maisons départementales du handicap）の支援を行う。
- ⑤身体障害者、精神障害あるいは感覚障害者のための身体的・スポーツ活動を実施するための特別センター及びスポーツ団体の支援を行う。
- ⑥障害者のアクセシビリティを向上させるために必要な整備を実施するためのスポーツ施設所有者の支援、及び障害者へのスポーツ活動の提供を発展させるため、スポーツ連盟の支援を行う。

<sup>236</sup> 厚生省ウェブサイト <http://www.sante.gouv.fr/programme-national-nutrition-sante-2011-2015.html>

また、「1975年6月30日付障害者基本法第75-534号」には障害者のための教育、労働、給付、生活保障、社会生活の助成などが統合的に規定され、障害者のために住居を保持する原則や建物へのアクセスを可能にする権利が定められ、スポーツに関しても同法第1条で、障害者のスポーツ及び余暇への参加が国の責務であることが定められている。さらに、「1975年10月29日付体育及びスポーツの発展に関する法律第75-988号」第23条において、スポーツ施設が身体障害者に開放され、最適利用されることが確保されるように設計されなければならないことが定められている。現行のスポーツ法典においても障害者スポーツに関する諸理念諸措置が定められており、フランスにおいては、ヨーロッパの障害者スポーツ政策とも対応して障害者スポーツに関する整備が進められてきた。

フランス国立統計経済研究所（INSEE：Institut national de la statistique et des études économiques）によると、2008年のフランスにおける15歳～64歳の人口4,100万人のうち、障害者として認知されている人口は250万人で、全体の約6%を占める。また、およそ7万人の障害者がフランス障害者スポーツ連盟あるいはスポーツクラブに加盟している。

図表一2-50 2010年 障害者スポーツ関係連盟加盟者数（単位：人）<sup>237</sup>

|             | ハンディスポーツ | 障害者適応スポーツ | 合計     |
|-------------|----------|-----------|--------|
| 男性登録証保持者数   | 16,887   | 23,209    | 40,096 |
| 女性登録証保持者数   | 7,251    | 12,602    | 19,853 |
| その他         | 1,637    | 6,373     | 8,010  |
| 合計          | 25,775   | 42,184    | 67,959 |
| スポーツクラブ入会者数 | 1,109    | 882       | 1,991  |

<sup>237</sup> Tableaux de l'économie française (TEF) INSEE (2012) p.39  
<http://www.insee.fr/fr/ffc/tef/tef2012/T12F038/T12F038.pdf>

## 第2章 フランス

### (イ) 学校体育

学校体育は、国民教育省が所管している。

#### ①組織体制

##### ・国民教育担当省

フランスでは、教育法典<sup>238</sup>第 L312.-1 条により、「国が国民教育担当大臣の管轄のもとで、体育及びスポーツ教育の教科としての教育を行う責任がある」と定められ、学校における体育及びスポーツ教育の教科及び教育課程（programmes scolaires）は、国民教育大臣（Ministre de l'Education Nationale）の管轄である。2013 年 1 月現在の国民教育大臣は、ヴァンサン・ペイヨン（Vincent PEILLON）氏である。

国民教育省学校教育総局（Direction générale de l'enseignement scolaire）は、幼稚園、初等学校、中等学校、高等学校、高等職業学校の教育政策、教育施策、各教科の教育要綱の策定を行う。

##### ・初等教育及び中等教育施設

体育及びスポーツ教育の教科としての教育は、初等教育施設（幼稚園及び初等学校）、中等教育施設（中等学校及び高等学校）及び技術教育施設で実施され、幼稚園及び初等学校では、幼稚園及び初等学校教師が担当し、中等教育施設では体育及びスポーツ教育専任教師が担当する。なお、幼稚園及び初等学校においては、国が定める資格を所有した者が教師の同意を得て、その責任のもとで体育及びスポーツ教育を担当することもできる<sup>239</sup>。また、中等教育施設では高水準スポーツの実践も行われている<sup>240</sup>。さらには、あらゆるタイプで障害をもつ生徒・児童が教育施設内、職業訓練施設内、特殊教育施設内で体育及びスポーツ教育の実践に参加できるように体制や教育要綱が考慮され<sup>241</sup>、障害児の定期的な身体的及びスポーツ活動が推進されている。なお、学校教員には、初期教育研修あるいは継続教育研修（生涯教育）において、様々な症状の障害に対する特殊研修が用意されている。

##### ・学校スポーツ非営利社団（Associations sportives scolaires）

課外活動としての生徒による自主的な身体的及びスポーツ活動は、教育施設内で学校スポーツ非営利社団によって行われ<sup>242</sup>、学校スポーツ非営利社団はすべての中等教育施設（中等学校及び高等学校）に設立されている。初等教育施設においては、国及び地方公共団体が各初等教育施設にも学校スポーツ非営利社団の設置を奨励しており、学校スポーツ非営利社団は政府からの援助を受けることができる。また、スポーツ施設の利用を促進するために、地方公共団体は学校スポーツ非営利社団の発展に対して助成する<sup>243</sup>。

<sup>238</sup> Code de l'éducation

<sup>239</sup> 教育法典第 L312-3 条

<sup>240</sup> 教育法典第 L331-6 条

<sup>241</sup> 教育法典第 L312-4 条

<sup>242</sup> 教育法典第 L552.1 条

<sup>243</sup> 教育法典第 L552.2 条

また、2010年8月18日に「学校スポーツの振興のための政策に関する通達第2010-125号<sup>244</sup>」が発出され、スポーツ実践と健康増進のための政策の強化が主要課題の一つに掲げられた。これは、初等教育施設（幼稚園及び初等学校）も含めて学校にスポーツ非営利団体を設立することを奨励し、特に中等学校及び高等学校でのスポーツ非営利団体の活動に対する取組みの強化を推進するものである。

なお、初等教育の教育担当大臣の管轄に置かれた学校スポーツ連盟は、初等教育スポーツ連合（USEP : Union sportive de l'enseignement du premier degré）である。初等教育機関に設置される各学校スポーツ非営利団体は初等教育スポーツ連合（USEP）に加盟することが義務づけられ、非総会選出メンバー（membre de droit）として学校長、自主的活動メンバー（membres actifs volontaires）として、教員、教育グループメンバー（membres de l'équipe éducative）、学校児童・生徒の保護者、研修学校（ecoles stagiaires）の教師、児童・生徒数名、各学校スポーツ非営利団体が承認する推進者（animateurs）などのから構成される<sup>245</sup>。2010年時点で、80万人以上の加入者がおり、公立初等学校の3分の1が参加している。

中等教育の教育担当大臣の管轄に置かれた学校スポーツ連盟は、全国学校スポーツ連合（UNSS : Union nationale du sport scolaire）である。各学校スポーツ非営利団体は全国学校スポーツ連合（UNSS）に加盟し、学校長、体育教員、PTA会長（あるいは代理）、全国学校スポーツ連合（UNSS）登録資格を保持した教育施設に通う生徒数名、その他提携者から構成される<sup>246</sup>。全国学校スポーツ連合（UNSS）に加入している中学生及び高校生は2010年時点で100万人を越え、国民教育省は今後3年間で加入者数を2倍にすることを目標としている。

#### ・大学区（académie）<sup>247</sup>

学校スポーツの振興のための政策に関する2010年8月18日付通達第2010-125号により、学区長（recteurs）、大学区視学官（inspecteurs d'académie）、国民教育の県教育委員長（directeurs des services départementaux de l'Éducation nationale）が、体育及びスポーツ教育の課題が実施されているかを監視する役割を担う。

また、大学区長は、大学区のプロジェクトの一つに学校スポーツ振興のための大学区計画（plan académique de développement du sport scolaire）を策定する。この計画は、初等教育及び中等教育に児童・生徒の適性に合わせた学校スポーツを導入するために、大学区の学校スポーツの現状を分析し、スポーツ非営利団体で実践している生徒数及び初等教育でスポーツ非営利団体を利用している学校数などを考慮して、期待すべき目標を定めてい

<sup>244</sup> Circulaire n°2010-125 du 18 août 2010 (MEN-DGESCO B2-3)

国民教育省ウェブサイト <http://www.education.gouv.fr/cid52971/mene1020201c.html>

<sup>245</sup> 教育法典第 R552-1 条

<sup>246</sup> 教育法典第 R522-2 条

<sup>247</sup> フランスではいくつかの県をまとめた教育行政区域として、フランス本土で26、海外県・海外領土が4つの大学区（académie）に分けられる。

## 第2章 フランス

ることにある。なお、大学区長及び大学区視学官一国民教育県教育局長（inspecteur d'académie-directeur des services départementaux de l'éducation nationale）は、学校スポーツ連盟の大学区及び県出先機関と提携し、学校スポーツ振興計画の実施に取り組んでいる。

学校スポーツの振興の施策の一つに教員研修がある。教員は大学区研修計画に登録すると継続研修（生涯教育）を受講することができ、そこでスポーツ非営利団体の役割、推進活動、組成に関する研修が行われている。教員研修は学校スポーツ連盟の地方機関との連携によっても行われている。また、中等教育においてスポーツ非営利団体を有効的に活用するために、教育施設の学長を対象とした研修も強化されている。

### ・地方公共団体

地方公共団体の各階層に対して、スポーツにおける諸管轄については特に定められていない。教育施設においては、市町村（コミューン）が幼稚園及び初等学校、県議会が中等学校、地域圏議会が高等学校を所管する。

## ②権限根拠

### ・教育法典

#### 第 L312-1 条

国は、教育担当大臣の権限下に置かれた、体育・スポーツ教育の責任者である。

#### 第 L312-2 条

必要な協議を経て、教育担当大臣は体育・スポーツ教育の学校カリキュラムを定める。

#### 第 L312-3 条

体育・スポーツ教育は、超遅延、初等教育機関、中等教育・技術教育機関で実施される。

#### 第 L312-4 条

教育機関、職業訓練機関、専門教育機関における体育・スポーツ教育の組織及びカリキュラムは、様々な障害の形態に係る特性を考慮する。

#### 第 L552-1 条

体育・スポーツ教育の一つとして、学童・生徒による自主的な身体的・スポーツ活動は、学校スポーツ協会によって学校施設内で行われる。

#### 第 L552-2 条

スポーツ協会はすべての中等教育機関で設立される。国及び地方公共団体は、各初等教育機関においてスポーツ協会の設立を促進する。

学校スポーツ協会は国からの支援を受ける。地方公共団体は、とくにスポーツ施設へのアクセスを促進することによって、協会の発展に貢献し得る。

#### 第 L552-3 条

第 L552-2 条に示された協会は、スポーツ連盟あるいは学校・大学スポーツ連合に加盟する。

#### 第 L552-4 条

学校スポーツ協会及び学校スポーツ連盟は、スポーツ法典の規定及び本章の規定に従う。

## ③政策別予算

図表一2-51 国及び地方公共団体のスポーツ政策への支出推移（単位：10億ユーロ）<sup>248</sup>

|        | 2000  |       | 2001  | 2002  | 2003  | 2004  | 2005  | 2006  | 2007  | 2008 | 2009  | %     |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
|        |       | %     |       |       |       |       |       |       |       |      |       |       |
| 政府     | 3.62  | 32.0  | 3.75  | 3.97  | 4.07  | 3.97  | 3.96  | 4.11  | 4.18  | 4.29 | 4.33  | 29.0  |
| 国民教育省  | 2.89  | 26.0  | 2.96  | 3.13  | 3.27  | 3.18  | 3.22  | 3.34  | 3.38  | 3.47 | 3.49  | 23.0  |
| スポーツ省  | 0.48  | 4.3   | 0.51  | 0.55  | 0.57  | 0.60  | 0.59  | 0.67  | 0.75  | 0.77 | 0.79  | 5.2   |
| その他省庁  | 0.05  | 0.4   | 0.05  | 0.05  | 0.05  | 0.05  | 0.05  | 0.05  | 0.05  | 0.05 | 0.05  | 0.3   |
| 青少年雇用  | 0.20  | 1.8   | 0.23  | 0.24  | 0.18  | 0.14  | 0.10  | 0.05  | -     | -    | -     | -     |
| 地方公共団体 | 7.60  | 68.0  | 7.82  | 7.86  | 7.87  | 8.65  | 9.09  | 9.55  | 10.2  | 10.6 | 10.8  | 71.0  |
| 市町村    | 6.88  | 61.0  | 7.01  | 6.95  | 6.91  | 7.57  | 8.00  | 8.35  | 8.95  | 9.30 | 9.39  | 62.0  |
| 県      | 0.50  | 4.5   | 0.52  | 0.57  | 0.60  | 0.69  | 0.70  | 0.77  | 0.79  | 0.80 | 0.82  | 5.4   |
| 地域圏    | 0.20  | 1.8   | 0.27  | 0.32  | 0.34  | 0.37  | 0.38  | 0.43  | 0.49  | 0.51 | 0.55  | 3.6   |
| 青少年雇用  | 0.02  | 0.02  | 0.02  | 0.02  | 0.02  | 0.01  | -     | -     | -     | -    | -     | -     |
| 合計     | 11.22 | 100.0 | 11.57 | 11.83 | 11.94 | 12.62 | 13.05 | 16.33 | 14.41 | 14.9 | 15.13 | 100.0 |

## (ウ) スポーツ施設・公園整備

フランスにおけるスポーツ施設の国家的政策は、スポーツ担当省が統括しているが、地方公共団体、国立スポーツ振興センター（CNDS）、民間企業等も当然に関与している。以下、それぞれの役割について概説する。

## ① 国の役割

スポーツ担当省はスポーツ施設に関して、①多様なスポーツ実践への適応、②スポーツ施設の安全性の確保、③アクセシビリティ対策・バリアフリー整備、④地域間の均衡のとれた整備、⑤持続可能開発、について優先的な政策課題として掲げている<sup>249</sup>。

スポーツ担当省が所有者あるいは運営者であるスポーツ施設（CREPS、国立学校、INSEP）は全体の2%未満にとどまり、スポーツ担当省のスポーツ施設整備事業の施工者としての役割は限定されている。スポーツ担当省はスポーツ施設の整備施策において、スポーツ施設の整備状況における地域間格差を是正するためにスポーツ施設調査を実施し、地方公共団体やスポーツ連盟などに情報、助言、専門性を提供する任務を担う。権限根拠は、スポーツ法典 L311-1 条～第 L312-17 条、第 D312-1 条～第 D312-26 条である。

「1995年2月4日付国土整備開発に関する基本法第95-115号<sup>250</sup>」及び「1999年6月25日付国土持続可能整備開発のための基本法第99-533号<sup>251</sup>」の規定に従い、2002年にスポーツ総合サービス計画（SSCS：Schéma de service collectifs du sport）が策定された<sup>252</sup>。

この計画は、スポーツ法典第L111-2条に規定されるように、自然・農村区域総合サービス計画（Schéma de services collectifs des espaces naturels et ruraux）との整合性を図り

<sup>248</sup> STAT-INFO “Le poids économique du sport en 2009” スポーツ担当省 2012年2月 p.4

<sup>249</sup> スポーツ担当省ウェブサイト <http://www.sports.gouv.fr/index/faire-du-sport/les-equipements-sportifs/>

<sup>250</sup> Loi n°95-115 du 4 février 1995 d'orientation pour l'aménagement et le développement du territoire

<sup>251</sup> Loi n°99-533 du 25 juin 1999 d'orientation pour l'aménagement et le développement durable du territoire et portant modification de la loi n°95-115 du 4 février 1995 d'orientation pour l'aménagement et le développement du territoire

<sup>252</sup> [http://www.languedoc-roussillon.pref.gouv.fr/actions/ssc/pdf/ssc\\_sport.pdf](http://www.languedoc-roussillon.pref.gouv.fr/actions/ssc/pdf/ssc_sport.pdf)

## 第2章 フランス

ながら、国土のすべてにおけるスポーツ実践に関するサービス、施設、空間、用地（sites）及び自然路（itinéraires）へのアクセスを発達させ、市民の社会的統合を奨励するための国の目標を定め、優先介入地域を特定し、全国的、国際的なスポーツ強化拠点の配置計画を調整し、構造化されたサービス及び施設の配置に関する指針を示すものである。当計画において「国の戦略的選択（Les choix stratégiques de l'Etat）」が示され、取り組むべき課題としてスポーツ政策における関連するすべてのスポーツ関係者の連携とネットワーク化を図ることが掲げられている。そのために、地域圏レベルでは、①各地域圏の国土空間整備推進委員会（Commission régionale d'aménagement et d'animation des territoires et espaces）を設置する、②スポーツ施設の地域圏調査を実施する、③高水準スポーツ地域委員会（commissions régionales du sport de haut niveau）を設置することが示され、市町村間レベルでは、「1999年6月25日付国土持続可能整備開発のための基本法第99-533号」及び「1999年7月12日付市町村間協力の強化と簡素化に関する法律第99-586号<sup>253</sup>」に基づき、スポーツ政策における市町村間の連携を合理化させることが示される。

また、国レベルでは、「2000年7月6日付1984年7月16日付身体的及びスポーツ活動の組織と促進に関する法律第84-610号を改正する法律第2000-627号<sup>254</sup>」によって設立された全国身体的及びスポーツ活動評議会（CNAPS : Conseil national des activités physiques et sportives）によってすべての関係者と連携及び調整を図ることが示される。

1982年7月29日、「地方分権及び地方分権に伴う国・地域圏計画契約法<sup>255</sup>」が制定され、国と地域圏の契約である「国・地域圏計画契約（CPER : Contrat de plan Etat-Région）」が導入された。CPERは、地域圏行政長官（préfet de région）によって代表される国と地域圏の代表である地域圏議会議長との間で締結される契約であり、地域圏管区の整備について複数年の活動プログラムを策定し、国と地域圏が予算を負担して実施される。第一期の契約は1984年から始まる5か年契約であったが、2000年から7か年契約となった。2007年から2013年までの契約は「国・地域圏プロジェクト契約（CPER : Contrat de projets Etat-Région）」に改称された。

地域圏管区のスポーツ施設の整備事業は、CPERの枠組みにより実施される

図表 2-52 2012年度～2013年度 CPER 予算（単位：ユーロ）<sup>256</sup>

| CPER2007-2013<br>スポーツ予算 | 2012       |            | 2013       |           | 2013年<br>以降予算 |
|-------------------------|------------|------------|------------|-----------|---------------|
|                         | AE         | CP         | AE         | CP        |               |
| 53,440,000              | 44,000,000 | 22,540,000 | 17,240,000 | 8,000,000 | 30,700,000    |

<sup>253</sup> Loi n°99-586 du 12 juillet 1999 relative au renforcement et à la simplification de la coopération intercommunale

<sup>254</sup> Loi n°2000-627 du 6 juillet 2000 modifiant la loi n°84-610 du 16 juillet 1984 relative à l'organisation et à la promotion des activités physiques et sportives

<sup>255</sup> 1982年7月29日付計画改革に関する法律第82-653号(Loi n°82-653 du 29 juillet 1982 portant réforme de la planification)

<sup>256</sup> 2013年度予算法案年次業績計画書「スポーツ、青少年、市民活動」（PAP2013）国・地域圏プロジェクト契約（CPER）p.66

図表 2-53 2012 年度～2013 年度 CPER プロジェクト別予算

| プロジェクト   | 投資額   |
|--|---|
| • イル=ド=フランス地域圏で、2012 年オリンピック開催地として立候補したパリの大規模スポーツ施設（Vaires-sur-Marne のプール、Plaine Saint-Denis のウォータースポーツセンター、Saint-Quentin-en-Yvelines の自転車競技場） | 3,780 万ユーロ<br>（Vaires は CPER 外から<br>2,530 万ユーロ） |
| • 冬季オリンピックスポーツのために La Plagne のボブスレートラックの改修   | 200 万ユーロ  |
| • 2009 年に Val d'Isère で開催されたアルペンスキー世界選手権開催に関する施設   | CPER 外から 150 万ユーロ<br>CNDS から 200 万ユーロ           |
| • Vosges 山麓にスキージャンプ施設、及び、その他の国と地方公共団体との協議によって決定したプロジェクト  | 50 万ユーロ   |
| • 2011 年スラローム世界選手権の南アルプスプロジェクト   | 29 万ユーロ   |
| • Nord-Pas-de-Calais の Livévin のスポーツ拠点   | 300 万ユーロ  |
| • Dunkerque のオリンピックトレーニングセンター  | 154 万ユーロ  |
| • Nancy (Lorraine) にウォータースポーツ拠点  | 50 万ユーロ   |
| • Limousin に自然スポーツの振興のためのスポーツ施設  | 175 万ユーロ  |
| • Loire 川流域に自然スポーツの振興のためのスポーツ施設  | 50 万ユーロ   |
| • アルプス山麓で、山小屋の近代化  | —   |

図表-2-54 種類別スポーツ施設数分布（2011 年 10 月 25 日現在）<sup>257</sup>

|  | 施設数     | 比率%   |
|--|---------|-------|
| 調査対象スポーツ施設合計                                 | 226,969 | 100.0 |
| 大規模運動競技場（サッカー、ラグビー、ホッケーなど）                   | 44,646  | 16.7  |
| テニスコート                                       | 41,986  | 15.7  |
| ボウリング場・ペタンク競技場                               | 26,670  | 10.0  |
| 体育・スポーツ教育施設                                  | 19,842  | 7.4   |
| 一般目的のホール                                     | 19,477  | 7.3   |
| 多目的スポーツホール                                   | 17,275  | 6.5   |
| 小規模集団競技の屋外運動場（バスケットボール、ビーチバレー、ハンドボール、バレーボール） | 16,234  | 6.1   |
| 特定目的のホール又は運動場                                | 14,252  | 5.3   |
| 乗馬施設   | 11,655  | 4.4   |
| 健康目的の活動ホール                                   | 10,110  | 3.8   |
| 陸上競技施設                                       | 8,930   | 3.3   |
| 格闘技ホール                                       | 6,865   | 2.6   |
| 水浴場  | 6,333   | 2.4   |
| 射撃場  | 5,288   | 2.0   |
| スケート場、フリースタイル競輪場                             | 3,011   | 1.1   |
| フリークライミング施設                                  | 2,889   | 1.1   |

## ② 地方公共団体の役割

フランスでは、スポーツ法典第 L100-2 条において、「国、地方公共団体及びその連合組織、非営利社団、スポーツ連盟、企業及び社会的機構は、スポーツ活動の振興に貢献する」と規定され、地方公共団体の役割が明確化されている。実際に、地方公共団体のどの階層もスポーツ振興のための施設整備や運営に対する助成等を行っている。

スポーツ担当省によれば、2006 年から 2010 年にかけてスポーツ振興のための建設又は改修プロジェクト費用は 60 億ユーロに達したが、地方公共団体においては、毎年スポーツ

<sup>257</sup> 2006 年以降、スポーツ担当省により地域スポーツ施設に関する実態を把握し、スポーツ施設の地域間格差の是正や政策実施の評価を行うため、全国スポーツ施設調査（RES：Recensement des Equipements Sportifs）が実施されている。“Les chiffres-clés du sport” スポーツ担当省 2011 年 12 月

## 第2章 フランス

施設に 45 億ユーロの投資が行われている<sup>258</sup>。「2010 年 12 月 16 日付地方公共団体の改革に関する法律第 2010-1563 号」において、フランス本土におけるスポーツ施設の建設、整備、維持、運営は市町村（コミューン）の所管事項であると規定され、地方公共団体のなかでも市町村（コミューン）及び市町村共同体がスポーツ施設投資に重要な役割を担っている。ただし、全国レベルあるいは国際レベルでのスポーツ競技大会が実施できるスポーツ施設の整備は地域圏が担っている。

スポーツ施設の所有権は、施設を設置した地方公共団体に帰属する。スポーツ施設の管理運営は直営が多いが、市民団体や公益団体へ管理運営を委託することも可能である。

図表-2-55 主体別スポーツ施設所有者、及び管理者の分布<sup>259</sup>

|              | 所有者     | 管理者     |
|--------------|---------|---------|
| コミューン        | 75.64%  | 67.46%  |
| 民間商業施設       | 7.09%   | 8.02%   |
| コミューン間共同公共施設 | 3.70%   | 3.80%   |
| 非営利団体        | 3.01%   | 11.17%  |
| 非商業民間施設      | 2.35%   | 0.97%   |
| 県            | 2.21%   | 1.14%   |
| 国            | 1.89%   | 1.29%   |
| 地域圏          | 1.80%   | 0.93%   |
| 民間教育施設       | 1.32%   | 1.98%   |
| 公共施設         | 0.76%   | 2.53%   |
| その他          | 0.22%   | 0.71%   |
| 合計           | 100.00% | 100.00% |

図表-2-56 地域圏のスポーツ施設整備 投資内容別<sup>260</sup>

| 投資内容           | 比率   |
|----------------|------|
| 体育・スポーツ教育の施設整備 | 44%  |
| 地域利益の設備        | 23%  |
| 地域設備           | 29%  |
| ルート整備          | 23%  |
| CREPS          | 1%   |
| 合計             | 100% |

### ③ 国立スポーツ振興センター（CNDS）の役割

CNDS では、スポーツ施設の建設のための補助金を交付し、国土整備に貢献することが任務の一つとされ、全国レベルでは大規模なスポーツ施設の建設・改修事業に対して、地方レベルでは優先区域の住民、学童、障害者がスポーツを実践できるためのスポーツ施設の建設・改修事業に対して資金支援を行い、地方公共団体主体のスポーツ施設整備事業においても補助金が交付される。

<sup>258</sup> 2012 年度予算法に関する国民議会意見書第 3806 号、Bernard Depierre 著、2011 年 10 月 12 日 p.27  
国民議会ウェブサイト <http://www.assemblee-nationale.fr/13/budget/plf2012/a3806-txi.asp>

<sup>259</sup> 前掲注 p.28

<sup>260</sup> STAT-INFO “Le poids économique du sport en 2009” スポーツ担当省 2012 年 2 月 p.5

図表-2-57 地域圏別スポーツ施設に割当てられる CNDS の補助金（単位：ユーロ）<sup>261</sup>

| 地域            | 2012年地域<br>施設整備割当 | 学童        |                   | 海外県・海外領<br>土補助金 |
|---------------|-------------------|-----------|-------------------|-----------------|
|               |                   | 学童        | 困難地域・アク<br>セシビリティ |                 |
| フランス本土        | 12,590,830        | 6,496,545 | 6,094,285         | -               |
| アルザス          | 360,480           | 183,122   | 177,358           | -               |
| アキテーヌ         | 558,585           | 294,040   | 264,495           | -               |
| オーヴェルニュ       | 325,753           | 174,357   | 151,396           | -               |
| ブルゴーニュ        | 373,676           | 201,129   | 172,547           | -               |
| ブルターニュ        | 493,139           | 260,474   | 232,665           | -               |
| ソントル          | 525,908           | 277,164   | 248,744           | -               |
| シャンパーニュ=アルデンヌ | 382,159           | 189,151   | 193,008           | -               |
| コルス           | 159,556           | 95,786    | 63,770            | -               |
| フランシュ=コンテ     | 331,208           | 177,408   | 153,800           | -               |
| イル・ド・フランス     | 2,353,140         | 1,123,833 | 1,229,307         | -               |
| ラングドック=ルシヨン   | 511,745           | 268,668   | 243,077           | -               |
| リムザン          | 200,376           | 112,273   | 88,103            | -               |
| ロレーヌ          | 484,385           | 245,652   | 238,733           | -               |
| ミディ=ピレネ       | 541,538           | 292,044   | 249,494           | -               |
| ノール=パ・ド・カレ    | 836,539           | 417,945   | 418,594           | -               |
| バス・ノルマンディ     | 300,753           | 164,285   | 136,468           | -               |
| オート・ノルマンディ    | 408,621           | 227,848   | 180,773           | -               |
| ペイ・ド・ロワール     | 595,160           | 307,481   | 287,679           | -               |
| ピカルディ         | 425,446           | 229,642   | 195,804           | -               |
| ポワトゥ=シャレント    | 346,507           | 181,759   | 164,748           | -               |
| PACA（注）       | 964,843           | 486,878   | 477,965           | -               |
| ローヌ=アルプ       | 1,111,363         | 585,606   | 525,754           | -               |
| 海外県           | 1,929,170         | 503,455   | 825,715           | 600,000         |
| グアドループ        | 454,579           | 106,530   | 198,049           | 150,000         |
| マルティニーク       | 444,212           | 104,314   | 189,898           | 150,000         |
| ギアナ           | 424,559           | 92,070    | 182,489           | 150,000         |
| レユニオン         | 605,820           | 200,541   | 255,279           | 150,000         |
| 海外領土          | 480,000           | -         | -                 | 480,000         |
| サン・ピエール・ミクロン  | 100,000           | -         | -                 | 100,000         |
| マイヨット         | 140,000           | -         | -                 | 140,000         |
| ニューカレドニア      | 140,000           | -         | -                 | 140,000         |
| ウォリス・フトゥナ     | 100,000           | -         | -                 | 100,000         |
| 合計            | 15,000,000        | 7,000,000 | 6,920,000         | 1,080,000       |

（注）PACA:プロヴァンス=アルプ=コート・ダジュール

#### ④ 民間企業の役割

官民提携（partenariat public-privé）は、地方公共団体が民間企業に、設計、資金調達、施設の維持管理、運営を一括あるいは一部を委ねる公共発注の手法で、公的主体による長期契約期間にわたる延べ払いで構成される枠組みである。官民パートナーシップは、①当初の資金を民間が拠出する民間主体のプリファイナンス、②スポーツイベント活動による

<sup>261</sup> 国立スポーツ振興センター総局 設備補助金部門 2011年11月16日付通達第2011 DES-08

## 第2章 フランス

収入を支払いに充てて長期契約期間に亘り返済、官民のリスク分担、プロジェクト進行が迅速で納期が保障されることから、スポーツ施設分野には最適な手法といえる。

2006年12月21日、政府とスポーツパートナー社（Sport Partenariat）との間で INSEP 北館の改修、運営、維持管理に関する民間提携契約（contrat de partenariat public-privé）が締結された。

INSEP 北館改修プロジェクトの対象は、INSEP 北側の敷地面積 34,000 m<sup>2</sup>にある宿泊施設、食堂、研修所、研究所、医療施設、事務所など 14 棟の建物である。施工主はスポーツパートナー社（Sport Partenariat）で、建設費用は 7,715 万 5,000 ユーロが見込まれる。官民提携契約により、スポーツパートナー社が建設費用及び工事後の役務（メンテナンス、セキュリティ、宿泊管理、食堂の管理、緑地の手入れ、ゴミ処理など）を行い、政府は工事が完成した 2010 年 5 月 17 日から年間 1,240 万ユーロの賃貸料を 30 年間支払う。政府が支払う賃貸料は、予算法におけるスポーツ担当省の「プログラム 219 『スポーツ』」に織り込まれる。

また、現在二ースに建設中のスタジアムは、全体の 20%が官民提携によって資金調達が行われ、大規模事業に限らず、プール建設など 7~8 百万ユーロ規模の事業にも民間提携の枠組みが用いられている。

## 【参考1】公園の整備：自然公園 (parc naturel)

自然資産の保護と有効利用のために、国は8つの国立自然公園 (parc naturel national)、自然環境保全地域 (site protégé)、自然保護区 (réserve naturelle) が設けられている。また、「1967年3月1日付デクレ」により地方自然公園 (parc naturel régional) が設立され、「1983年1月7日法」により地域圏の自然公園に関する役割が明確化された。フランスには45の地方自然公園がある。自然公園を創設するには、関係する全ての地方公共団体の同意・調整に基づき、地域圏が「公園設立基本協定書 (charte du parc)」を策定し、環境担当大臣の許可を受ける。

## 【参考2】スポーツ施設に適用される法規制

スポーツ法典第 L312-5 条～第 L312-11 条の規定により、公衆に公開されるイベント (manifestations sportives ouvertes au public) に利用されるスポーツ施設の安全性を確保するために、スポーツ施設の認可制度が設けられている。収容人数容 3,000 人以上の屋外施設及び収容人数 500 人以上の屋内施設については、安全・アクセシビリティ県諮問委員会 (CCDSA : commission consultative départementale de sécurité et d'accessibilité) によって、収容人数3万人以上の屋外施設及び収容人数 8,000 人以上の屋内施設については、全国スポーツ場内安全委員会 (CNSES : commission nationale de sécurité des enceintes sportives) によって審査され、県長官 (préfet) によって認可 (homologation) が下り、市長 (maire) によって公衆への公開が所有者に許可 (autorisation) される。

安全・アクセシビリティ県諮問委員会 (CCDSA) は、「1995年3月8日付安全・アクセシビリティ県諮問委員会に関するデクレ第 95-260 号<sup>262</sup>」に規定され、各県に県知事アレテによって設置される。

全国スポーツ場内安全委員会 (CNSES) は、スポーツ担当大臣が議長を務め、委員会の構成と機能についてスポーツ法典第 R312-22 条～第 R312-25 条に定められる。

全国スポーツ場内安全委員会 (CNSES) によって認可されたスポーツ施設は、次のとおりである。

Chaban-Delmas スタジアム (Bordeaux)、Félix Bollaert スタジアム (Lens)、Eurexpo (Lyon)、Gerland スタジアム (Lyon)、モータースポーツサーキット (Magny-Cours)、Vélodrome スタジアム (Marseille)、Mosson スタジアム (Montpellier)、Park&Suites Arena (Montpellier)、Beaujoire スタジアム (Nantes)、Palais des expositions (Nice)、Parc des Princes (Paris)、Palais omnisports de Paris-Bercy (Paris)、Roland Garros スタジアム (Paris)、Stade de la route de Lorient (Rennes)、Stade de France (Saint-Denis)、Geoffroy Guichard スタジアム (Saint-Etienne)、Stadium municipal (Toulouse)、Grand Stade (Lille)

<sup>262</sup> Décret n°95-260 du 8 mars 1995 relatif à la commission consultative départementale de sécurité et d'accessibilité

## 第2章 フランス

### (エ) 高齢者の健康増進等国民の体力づくり

フランスでは、スポーツ担当省と厚生省が「健康づくりのためのスポーツ政策」を実施している。スポーツ担当省はスポーツ局が所管する国家予算の政策プログラム「スポーツ」を通じて、厚生省は健康総局（Direction générale de la Santé）が所管するプログラム「疾患予防及び保健・衛生安全（prévention et sécurité sanitaire）」を通じて、身体的及びスポーツ活動（APS：activités physiques et sportives）を促進する政策を行っている<sup>263</sup>。

#### ① スポーツ担当省のプログラム

スポーツ担当省は健康づくりを目的としたスポーツ政策を推進し、次の役割を担う<sup>264</sup>。

- スポーツ担当省は、スポーツを通じた予防と運動家の健康保護に関する政策を策定、実施する。
- スポーツ担当省は、スポーツ連盟及びスポーツ非営利団体によって推進される非競技スポーツの実践と様々なタイプの市民に適応したスポーツ活動の実施を奨励する。
- 様々な公衆衛生に関する国家計画（plans nationaux de santé publique）で定められる身体的及びスポーツ活動の振興に関する行動（actions）が実施されているかを監視する。
- 「健康コース（« parcours de santé »）」を実施して技術的専門性を提供する。
- 様々な種類のスポーツ（ウォーターレジャー、山岳スポーツ活動、水泳・水浴、都市スポーツ、サイクリング、VTT、身体維持管理活動など）の実践から生じる事故を防止する施策を講じる。
- 身体的及びスポーツ実践の安全性を高め、スポーツを実施する者の健康の保護を目的に、関連行政機関及びスポーツ連盟と連携し、規則等をフォローする。
- スポーツ活動施設及びスポーツ教育者を管理する施策を講じる。

スポーツ担当省は、国家予算の政策プログラム「スポーツ」において、個人の良好な健康状態、慢性疾患の予防及び治療に貢献する健康づくりの施策として、身体的及びスポーツ活動を推進している。特に、高齢者、肥満者、慢性疾患の患者などに適応した身体活動の提供を促すためにスポーツ連盟を支援し、健康にかかわる公共施策にスポーツを組入れるなど、健康促進を目的としたスポーツ活動への取組みに重点を置いている。また、毎年9月に« sentez vous sport, santé vous bien »（スポーツ体験で健康に）キャンペーンを実施して、普及活動を行っている。2012年においては9月19日から23日にかけて各地域で実施され、費用は国立スポーツ振興センター（CNDS）が115万ユーロ（2011年は80万ユーロ）、各地域圏がそれぞれの地域のイベントの内容に併せて負担する。

なお、2008年4月に開催された疾患予防・スポーツ・健康委員会（commission prévention, sport et santé）の報告書において、身体的又はスポーツ活動を通じた疾患予防国家計画が提唱されている<sup>265</sup>。生活の質を向上させるため日常生活での身体的又はスポーツ活動を推進する計画であるが、当計画の具体的な予算については言及されていない。

<sup>263</sup> スポーツ担当省ウェブサイト

<http://www.sports.gouv.fr/index/sport-sante-et-prevention/promotion-des-activites-physiques/>

<sup>264</sup> スポーツ担当省ウェブサイト

<http://www.sports.gouv.fr/index/sport-sante-et-prevention/promotion-des-activites-physiques/politique-du-ministere-des-sports/role-du-ministere-charge-des>

<sup>265</sup> 厚生省ウェブサイト

<http://www.sante.gouv.fr/plan-national-de-prevention-par-l-activite-physique-ou-sportive-pnaps.html>

また、スポーツ担当省は、55歳以上の高齢者及び慢性疾患患者の日常生活における身体的活動を推進し、個人の健康及び社会的関係の観点から「上手に老いる (bien vieillir)」国家計画を支援する。

図表-2-58 2007年-2009年「上手に老いる」国家計画スポーツ関連施策<sup>266</sup>

| 目的：「身体的・スポーツ活動 (APS) の振興」に対する施策 | 主体           | 予算          |
|---------------------------------|--------------|-------------|
| 高齢者向け活動を提案するスポーツ団体リストの作成        | 青少年スポーツ市民生活省 | 100,000 ユーロ |
| 高齢者向け活動を提案するスポーツ連盟の支援強化         | 青少年スポーツ市民生活省 | —           |
| 高齢者向け身体的活動の指導者育成研修              | 青少年スポーツ市民生活省 | —           |
| 高齢者の身体的能力の評価                    | 青少年スポーツ市民生活省 | 30,000 ユーロ  |
| レジャー及びスポーツ連盟の高齢者向け説明会による啓蒙活動の強化 | 青少年スポーツ市民生活省 | —           |

さらに、国立スポーツ振興センターは、特に運動不足による肥満及び慢性疾患対策として、スポーツを通じた健康づくりを目指してスポーツ担当省が実施している政策に協力している。また、スポーツマンの健康保護活動も支援している。2011年には、スポーツを通じた健康づくりに400万ユーロを投資し、そのうち、スポーツ担当省及びフランスオリンピック・スポーツ委員会主催の「Sentez-vous sport, santé vous bien (スポーツ体験で健康に) の日記念イベント」に80万ユーロの助成を行っている。

図表-2-59 2011年度CNDSプログラム別投資額 (単位：ユーロ)<sup>267</sup>

| プログラム               | 2011年投資額  |
|---------------------|-----------|
| 除細動器購入              | 231,526   |
| スポーツを通じた健康づくり       | 3,981,553 |
| 予防及び市民救助            | 377,900   |
| ドーピング予防             | 165,404   |
| セクシュアルハラスメント・性的暴力対策 | 7,400     |
| 合計                  | 4,763,783 |

<sup>266</sup> 厚生省ウェブサイト [http://www.social-sante.gouv.fr/IMG/pdf/presentation\\_plan-3.pdf](http://www.social-sante.gouv.fr/IMG/pdf/presentation_plan-3.pdf)

<sup>267</sup> 国立スポーツ振興センター2011年度年次報告書 p.67

## 第2章 フランス

### ② 厚生省のプログラム

厚生省は国家予算の政策プログラム「疾患予防及び保健・衛生安全」において、「正しい食習慣と身体活動の実践を促進する」ことを目標に掲げ、最も主要な決定要因の一つである栄養面を中心に国民全体の健康状態を改善することを目的に策定された 2011 年～2015 年度国民健康栄養プログラム（PNNS : programme national nutrition santé）<sup>268</sup>に基づき、①食品の栄養供給の品質の保証、②身体的活動の推進、③栄養面の健康にかかわる社会的不平等の是正に取り組んでいる。これらは、2010 年～2013 年度「肥満対策」計画（PO : plan spécifique « Obésité »:）と組合せて実施される。PNNS に対する国民の認識を高めるため、国立健康教育・疾患予防研究所（INPES : Institut national de prévention et d'éducation pour la santé）<sup>269</sup>がキャンペーン活動を実施して普及を行っている。

2011 年～2015 年度国民健康栄養プログラム（PNNS）では、「すべての者を対象に日常の身体的活動水準の促進、発展、向上」を施策の一つに掲げられ、①身体的活動の実践に適した環境づくりの促進と、モビリティのある積極的な交通モードの活用と奨励ならびに身体的・スポーツ活動（APS）促進のための一般向けイベントの実施によって引きこもりを限定させること、②身体的・スポーツ活動（APS）に関する一般市民向けコミュニケーション活動を発展させ、身体的・スポーツ活動（APS）による健康増進のための保健、社会、国民教育部門の専門家たちの関心を喚起させることによって身体的活動の実践を発達させるための方法を促進させることを行動目的としている。

また、「障害者、高齢者、慢性疾患患者、不遇な人に適応した身体的・スポーツ活動の促進」も施策の一つに掲げられ、①50 歳以上の高齢者のための活動を提案するスポーツ団体のリストの作成及び配布、②依存高齢者のための宿泊施設（EHPAD : Etablissement d'hébergement pour personnes âgées dépendantes）、高齢者世帯、老人ホームでの身体的活動の提供の発展、③身体的・スポーツ活動による転倒予防を目的とするプログラムの調和及び国家施策の実施を行動目的としている。なお、当プログラムの具体的な予算については言及されていない。

<sup>268</sup> 厚生省ウェブサイト <http://www.sante.gouv.fr/programme-national-nutrition-sante-2011-2015.html>

<sup>269</sup> 国立健康教育・疾患予防研究所ウェブサイト <http://www.inpes.sante.fr/default.asp>

## (オ) スポーツ産業の振興

スポーツ産業の振興を目的とする国又は地方公共団体の支援施策は特に見られない。

スポーツと経済に関する調査報告がスポーツ担当省及びスポーツ連盟等から公表されているため、参考まで以下に掲載する。

図表-2-60 フランスのスポーツ関連市場<sup>270</sup>

| 市場                       | 供給者  | 需要者   |
|--------------------------|--|---|
| スポーツ実践市場<br>(登録者)        | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ スポーツ連盟</li> <li>▪ アマチュアスポーツクラブ</li> </ul>   |   |
| スポーツ実践市場<br>(未登録者)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ スポーツ連盟未加盟非営利社団</li> <li>▪ スポーツ施設管理者（プール、テニスコートなど）</li> <li>▪ 商業セクター（ジム、フィットネスクラブなど）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ スポーツ連盟等に登録していないスポーツ実践者</li> <li>▪ 独自にスポーツを実践する者</li> </ul> |
| スポーツ用品市場                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 備品製造者</li> <li>▪ 流通・販売者</li> <li>▪ プロスポーツクラブ</li> <li>▪ その他スポーツ組織</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ サポーター</li> <li>▪ スポーツ実践者</li> <li>▪ 消費者</li> </ul>         |
| スポーツスペクタクル市場             | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ スポーツ連盟</li> <li>▪ スポーツリーグ</li> <li>▪ プロスポーツクラブ</li> <li>▪ スポーツ関係者</li> <li>▪ オーガナイザー</li> </ul>   |   |
| スポーツ放映市場                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ テレビ局</li> <li>▪ ラジオ局</li> <li>▪ ニューメディア（インターネット、携帯電話オペレーター）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ テレビ視聴者</li> <li>▪ ラジオ聴取者</li> <li>▪ インターネット利用者</li> </ul>  |
| スポーツ再放映市場<br>(スポーツ放映権購入) | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ スポーツリーグ</li> <li>▪ プロスポーツクラブ</li> <li>▪ 民間オーガナイザー</li> <li>▪ スポーツマーケティング会社</li> <li>▪ スポーツ連盟（ナショナルチーム、ナショナルリーグ）</li> </ul>                        |   |
| スポーツプレス市場                | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 雑誌、日刊紙（専門、総合）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ サポーター</li> <li>▪ スポーツ実践者</li> <li>▪ 読者</li> </ul>          |
| CM・スポンサー市場               | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ プロスポーツクラブ</li> <li>▪ アマチュアスポーツクラブ</li> <li>▪ スポーツ連盟</li> <li>▪ スポーツリーグ</li> <li>▪ 民間オーガナイザー</li> <li>▪ スポーツ選手</li> <li>▪ スポーツマーケティング会社</li> </ul> |   |

<sup>270</sup> CNOSF 白書 “La raison du plus sport” p.65

## 第2章 フランス

図表-2-61 スポーツへの支出分布（単位：百万ユーロ）<sup>271</sup>

|             | 2005年   | 2006年   | 2007年   | 2008年   | 2009年   |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 世帯（家計）      | 15.1    | 15.8    | 16.4    | 16.7    | 16.5    |
| 地方公共団体      | 9.1     | 9.6     | 10.2    | 10.6    | 10.8    |
| コミュニティ      | 8.0     | 8.4     | 9.0     | 9.3     | 9.4     |
| 県           | 0.7     | 0.8     | 0.8     | 0.8     | 0.8     |
| 地域圏         | 0.4     | 0.4     | 0.5     | 0.5     | 0.6     |
| 国           | 4.0     | 4.1     | 4.2     | 4.3     | 4.3     |
| 企業          | 3.1     | 3.2     | 3.2     | 3.3     | 3.3     |
| スポンサー       | 1.7     | 1.9     | 2.0     | 2.1     | 2.1     |
| メディア        | 1.4     | 1.3     | 1.2     | 1.2     | 1.2     |
| スポーツ関連支出合計  | 31.3    | 32.7    | 34.0    | 34.9    | 34.9    |
| 年成長率（%）     | +5.4    | +4.8    | +4.0    | +2.6    | 0.0     |
| PIB 対比（%）   | 1.8     | 1.8     | 1.8     | 1.8     | 1.9     |
| 国内総生産（PIB）  | 1,718.0 | 1,798.1 | 1,886.8 | 1,933.2 | 1,889.2 |
| PIB 年成長率（%） | +3.8    | +4.7    | +4.9    | +2.5    | ▲2.3    |

<sup>271</sup> Les chiffres-clés du Sport スポーツ担当省 2011年12月

## 3. 参考文献

## 【日本語文献】

- 中村紘一他監訳（2012）「フランス法律用語辞典」三省堂
- 小笠原正他編（2012）「スポーツ六法」信山社
- 石井信輝（2012）「フランスのスポーツ法典における命令の部（二）」、撰南法学第45号
- 石井信輝（2011）「フランスのスポーツ法典における命令の部（一）」、撰南法学第44号
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2011）「ドイツ及びフランスにおける財務書類の検査及びその結果の報告の状況に関する調査研究」
- 三輪和宏（2009）「2008年7月23日のフランス共和国憲法改正」国立国会図書館調査及び立法考査局 外国の立法 240
- 新日本監査法人（2008）「フランスの公会計・予算改革と会計検査院の役割に関する調査研究
- 石井信輝（2008）「フランスにおけるスポーツ法典編纂に関して」日本スポーツ法学会年報（15）、p.150-163
- 石井信輝（2006）「ハイレベルスポーツの振興に関する法整備」東亜大学総合人間文化学部「総合人間科学」第6巻、p.79-86
- 石井信輝（2004）「フランスにおけるスポーツ振興政策」東亜大学総合人間文化学部「総合人間科学」第4巻、p.63-70
- 岩崎美紀子（2002）「行政改革と財政再建 カナダはなぜ改革に成功したのか？」御茶の水書房 第1版
- 行政改革会議事務局（1997）「諸外国の行政改革の動向」
- 下條美智彦（1996）「フランスの行政」、早稲田大学出版
- 齊藤健司（1994）「フランスにおけるスポーツ組織に関する1940年12月20日の法律第2498号について」慶応義塾大学体育研究所紀要 34(1), pp.73-81

## 【フランス語文献】

- 仏会計院（2013）“Sport pour tous et sport de haut niveau : pour une réorientation de l'action de l'Etat ”
- 仏会計院（2012）“Sport, jeunesse et vie associative ”
- Dalloz（2012）“Code du Sport ”
- スポーツ担当省 「調査統計レポート」 Stat-Info
- スポーツ担当省 「雑誌 Relais」（2009年第1号～2012年第16号）
- Robert LECOUC（2012）“Le sport à l'école et le sport scolaire ”
- 国民教育省（2012）“Les pratiques sportives à l'Ecole ”
- 全仏県連合会（2012）“Enquête sur les politiques sportives départementales ”
- 国家改革地方分権公務員担当省（2012）“Bilan de la RGPP et conditions de réussite d'une nouvelle politique de réforme de l'Etat ”
- 国家改革地方分権公務員担当省（2012）“Rapport annuel sur l'état de la fonction publique ”
- 経済・財務省（2012）“Guide pratique de la LOLF ”
- フランス会計院（2011）“Centre National pour le Développement du Sport Exercices 2006 à 2010 ”
- スポーツ担当省（2011）“Les Chiffres-clés du sport ”
- 青少年スポーツ監査部（2011）“Mission relative à l'inter-départementalisation des missions des DDSCS (PP) et des DRJSCS ”
- Jean-Jacques LOZACH（2010）“Sénat Rapport d'information n°184 sur l'avenir des Centres régionaux d'éducation populaire et de sport (CREPS) ”
- フランスオリンピック・スポーツ委員会 “Le sport, acteur incontournable de l'aménagement du territoire ”
- Manuel DELAMARRE（2010）“Comprendre l'administration ”、La documentation Française
- Philippe BEZES（2009）“Réinventer l'Etat : les réformes de l'administration française ” PUF
- Manuel DELAMARRE（2008）“L'administration et les institutions administratives ” La documentation Française
- André LECLERCQ（2007）“Le sport au service de la vie sociale ” 経済社会評議会

## 第2章 フランス